

店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債の 取引に係るご注意

- 本仕組債は、デリバティブ取引に類するリスク特性を有しています。そのため、法令・諸規則等により、商品内容や想定される損失額等について十分にご説明することとされています。

※ 商品内容や想定される損失額等について、説明を受けられたか改めてご確認ください。

- 弊社によるご説明や、本仕組債の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

- お取引内容及び商品に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR^(注)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

〔 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 〕

電話番号 0120-64-5005（フリーダイヤル）

（注）ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

早期償還条項付ノックイン型日経平均株価連動 デジタルクーポン円建債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面は、円貨建て外国仕組み債券であるバークレイズ・バンク・ピーエルシー2018年9月19日満期 早期償還条項付ノックイン型日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債(以下「本債券」といいます。)のお取引について、そのリスクや留意点等をご理解いただくため、金融商品取引法第37条の3の規定に従い説明する「契約締結前交付書面」です。下記の内容及び目論見書の内容をあらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 本債券のお取引は、当社が売出人として直接の相手方となる方法により行います。
- 本債券は、早期償還評価日の日経平均株価終値が早期償還判定水準以上の場合はその直後の利払日に額面金額100%で早期償還されます。さらに、早期償還されず、かつ観察期間中の日経平均株価終値が一度でもノックイン判定水準と等しいかまたはこれを下回った場合、満期償還金額は、最終日経平均株価（満期償還日の5取引所営業日前の日である最終評価日の日経平均株価終値）に連動します。したがって、満期償還金額は、日経平均株価水準の動向によっては投資元本を大きく割り込むおそれがありますが、額面金額を上回ることはありません。
- 本債券は、日経平均株価水準、金利水準の変化や本債券の発行者の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生じるおそれがあります。
- 本債券は金融商品取引所その他の日本国内外の取引所に上場されておらず、また満期償還金額及び売却金額は日経平均株価に連動すること等から、流動性(換金性)が低く、本債券の買手を見つけることが困難であるため、当社は原則として本債券の償還期日前の中途売却は受け付けておりません。そのため、本債券の保有者がその希望する時期に、本債券をその満期償還日前に売却することが困難となるおそれがあります。したがって、満期償還まで保

有することを前提に本債券への投資を行う必要があります。

- 本債券を購入する場合は、取引の仕組みやリスクについて十分ご理解のうえ、自らの投資に関する知識・経験、金融資産、投資目的等に照らして適切であると判断する場合にのみご自身の責任においてお取引を行って下さい。

手数料など諸費用について

- ・ お取引に際しては、購入対価のみをお支払いただきます。

本債券のお取引に関するリスクについて

(早期償還リスク)

・ 本債券は、一定の条件が満たされた場合、いずれかの早期償還日に本債券の額面でそのすべてについて償還されることがあります。本債券が満期償還日より前に償還された場合、当該償還の日までの利息を受け取ることができますが、当該償還の日から後のかかる満期償還日前の償還がなされなければ受領するはずであった利息を受領することができなくなります。さらに、かかる満期償還日前の償還の時点での一般実勢レートで再投資した場合に、かかる満期償還日前の償還がなされない場合に得られる本債券の利息と同等の利回りを得られない可能性があります。

(元本リスク)

・ 上記のように、本債券の満期償還金額は、早期償還した場合を除き、所定の観察期間中において、日経平均株価終値が所定のノックイン判定水準と等しいかまたはこれを下回った場合には、満期償還金額が日経平均株価終値に連動するため、結果として投資元本を割り込み、お客様に損失（元本毀損）が生じるおそれがあります。

(価格変動リスク)

・ 本債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準および日経平均株価の水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇する傾向があります。また、日経平均株価水準が上昇する過程では債券価格は上昇し、逆に日経平均株価が低下する過程では債券価格は下落することが予想されます。さらに、日経平均株価の予

想変動率（ある期間に予想される価格変動の幅と頻度）の上昇は債券価格を下げる方向に作用し、逆に予想変動率の下落は債券価格を上げる方向に作用します。また、評価日の前後で本債券の価格が変動するケースが多いと考えられ、評価日に早期償還されないことが決定した場合は本債券の価格が下落する傾向があるものと予想されます。ただし、日経平均株価、円金利水準、日経平均株価の予想変動率によってはかかる傾向が変化するため、以上の傾向が逆転する可能性もあります。償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、投資元本を割り込み、損失（元本毀損）が生じるおそれがあります。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却価格に悪影響を及ぼすおそれがあります。

- ・金利水準は、中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準（例えば、既に発行されている債券の流通利回り）や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。

(信用リスク)

- ・本債券の発行者であるパークレイズ・バンク・ピーエルシーの業務、財産の状況又は信用状況に変化が生じた場合、例えば、本債券の元利金の支払停止や遅延などの悪影響を生じ、あるいは本債券の価格が下落するなどの可能性があります。その結果、お客様に損失（元本毀損）が生じるおそれがあります。

(中途売却リスク)

- ・本債券は金融商品取引所その他の日本国内外の取引所に上場されておらず、また満期償還金額及び売却金額は日経平均株価に連動すること等から、流動性（換金性）が低く、本債券の買手を見つけることが困難であるため、当社は原則として本債券の償還期日前の中途売却は受け付けておりません。そのため、本債券の保有者がその希望する時期に、本債券をその満期償還日前に売却することが困難となるおそれがあります。したがって、満期償還まで保有することを前提に本債券への投資を行う必要があります。

(利率変動リスク)

本債券の利率は、初回利払日に支払われる利息については固定利率が適用されますが、次回利払日以降に支払われる利息については、日経平均株価の水準により適用される利率が変動します。

本債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・本債券のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

本債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における本債券のお取引については、以下によります。

- 本債券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- 当社が自己で直接の相手方となる売買
- 本債券の売買の媒介、取次ぎ又は代理

本債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する課税は、以下によります。

- 本債券の利子については、利子所得として課税されます。
- 本債券を売却したことにより発生する利益は、原則として、非課税となります。
- 本債券の償還により発生する利益は、原則として、雑所得として課税されます。

平成 28 年 1 月 1 日より金融所得課税の一体化の拡充（公社債（一部を除く。）・公募公社債投資信託の利子、収益分配金、譲渡益及び償還益の課税方式が申告分離課税となり、公社債・公募公社債投資信託の利子、収益分配金、譲渡損益及び償還損益について、上場株式等の配当等及び譲渡損益との損益通算が可能となる）等の実施が予定されています。また、将来、更に税制が変更される可能性があります。

法人のお客様に対する課税は、以下によります。

- 本債券の利子、売却したことにより発生する利益、償還により発生する利益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

また、個人、法人いずれかのお客様に係らず、国外で発行される円貨建て債券の利子については、その発行地等の税制により現地源泉税が課税されることがあります。

なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問合せください。

譲渡の制限

国外で発行される円貨建て債券については、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において有価証券(本債券を含みます。)のお取引や保護預けを行われる場合は、以下の方法によります。

- 国外で発行される円貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。また、国内で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座又は振替決済口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有

価証券の全部又は一部(前受金等)をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。

- 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、確認書をご提出いただく場合があります。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます。)

当社の概要

商 号 等	株式会社 SBI 証券 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 44 号
本 店 所 在 地	〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1
加 入 協 会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-13 電話番号：0120-64-5005 受付時間：月曜～金曜 9:00～17:00(祝日等を除く。)
資 本 金	47,937,928,501 円(平成 25 年 3 月 31 日現在)
主 な 事 業	金融商品取引業
設 立 年 月	昭和 19 年 3 月
連 絡 先	カスタマーサービスセンター(0120-104-214)又はお取引のある取扱店にご連絡ください。

以上

■「証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」のご紹介

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）は、株式、債券、投資信託等、金融商品取引法の特定第 1 種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関として金融庁の指定・認定および裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR 促進法）に基づく認証を受け、中立的な立場で苦情・紛争を解決します。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）は、

- （１）お客様からの金融商品取引業に関するご相談・苦情の窓口
- （２）金融商品取引に関するお客様と証券会社との紛争を解決するための窓口

として、金融商品取引業者等の業務に対するお客様からの様々なご相談・苦情や紛争解決あっせん手続きの申立てを受付けています。（あっせんは、損害賠償請求額に応じ 2 千円から 5 万円をご負担していただきます。）

あっせん手続き実施者（あっせん委員）は、公正・中立な立場の弁護士が担当し、迅速かつ透明度の高い解決を図ります。

名称	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）
所在地	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-13 第三証券会館
電話番号	0120-64-5005
受付時間	9：00～17：00（土・日・祝日等を除く）

2014 年 8 月

発行登録追補目論見書

（「償還について」および「最悪シナリオを想定した想定損失額」と題する書面を含む。）



バークレイズ・バンク・ピーエルシー

バークレイズ・バンク・ピーエルシー

2018 年 9 月 19 日満期 早期償還条項付ノックイン型

日経平均株価連動デジタル・クーポン円建社債

－ 売 出 人 －

株式会社 S B I 証券

1. 本社債は、1933 年合衆国証券法（その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定也没有ありません。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはなりません。本段落において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーション S により定義された意味を有しております。

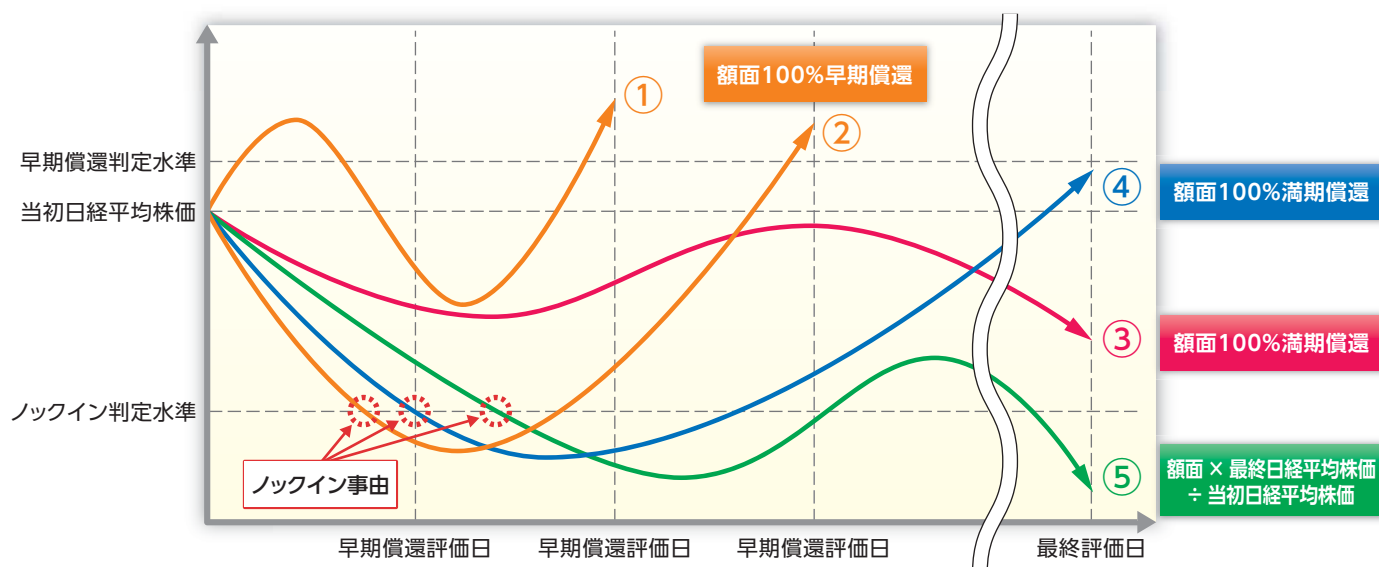
The Notes have not been and will not be registered under the United States Securities Act of 1933, as amended (the “Securities Act”), and may not be offered or sold within the United States or to, or for the account or benefit of, U.S. persons except in certain transactions exempt from the registration requirements of the Securities Act. Terms used in this paragraph have the meanings given to them by Regulation S under the Securities Act.

2. この特記事項の直後に挿入される本社債に関する償還に係る説明書及び想定損失額に関する説明書は、本社債の売出人である株式会社 SBI 証券の作成に係るものであり、目論見書の一部を構成するものではありません。

償還について

以下の記載は、本債券の仕組みをご検討いただく際の補足資料として作成したものです。あくまで参考資料としてお読みください。

償還決定方法



①、② 額面100%で早期償還

ノックイン事由の発生の有無にかかわらず、早期償還評価日において、「日経平均株価終値 $\geq$ 早期償還判定水準」の場合、額面100%で早期償還となります。

③ ノックイン事由が発生せず、満期償還を迎える

期中に一度も、日経平均株価終値がノックイン判定水準以下にならなければ額面100%で満期償還となります。

④ ノックイン事由が発生したが、額面100%で満期償還

期中に一度でも、日経平均株価終値がノックイン判定水準と等しいかまたはこれを下回り、最終評価日において、「日経平均株価終値 $\geq$ 当初日経平均株価終値」の場合、額面100%で満期償還となります。

⑤ ノックイン事由が発生し、額面割れで満期償還

期中に一度でも、日経平均株価終値がノックイン判定水準と等しいかまたはこれを下回り、最終評価日において、「日経平均株価終値 < 当初日経平均株価終値」の場合、「額面金額 $\times$ (最終日経平均株価 $\div$ 当初日経平均株価)」の現金にて満期償還となります。

※詳細については、目論見書の「社債の要項の概要」の「2.償還及び買入れ」をご確認ください。

<日経平均株価(ご参考)>



出所：ブルームバーグ、2001年1月4日から2014年8月13日

最悪シナリオを想定した想定損失額

満期償還時の想定損失額

以下は、本債券の価格に影響を与える主な金融指標(日経平均株価)の変化によって生じる、本債券の想定される損失額(以下「想定損失額」という)のシミュレーションです(将来における実際の損失額を示すものではありません。)

<満期償還時の想定損失額(過去データ)>

以下の観測期間における日経平均株価の最大下落率は、以下の通りです。

観測期間	期間	日経平均株価		最大下落率
		最大値	最小値	
2010/8/2～2014/7/31	4年	16,291.31	8,160.01	-49.92%
2009/8/3～2014/7/31	5年	16,291.31	8,160.01	-49.92%
2006/12/1～2010/11/30※	4年	18,261.98	7,054.98	-61.37%

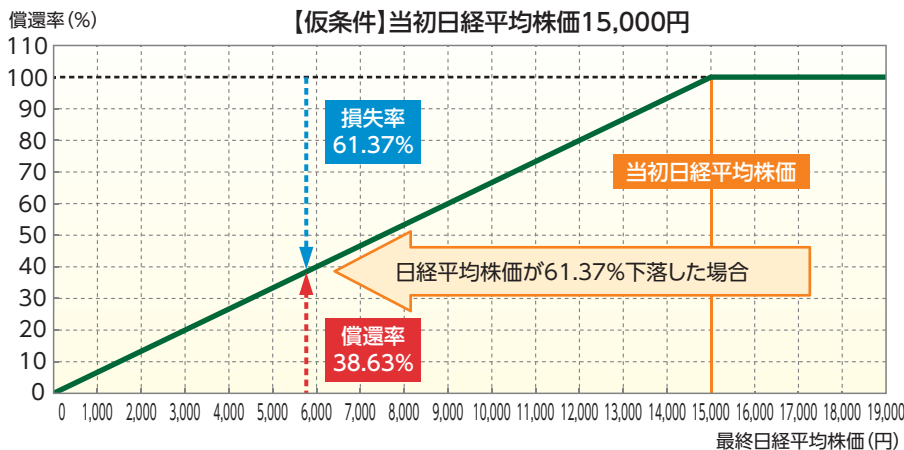
※2000年以降で4年間にわたる過去最大の下落率が、2006/12/1～2010/11/30の観測期間における下落率になります。

<満期償還のイメージ(ノックイン事由発生時)>

本債券の満期償還時における日経平均株価が上記の過去データでの最大下落率と同様に61.37%下落したと想定した場合、満期償還時における本債券の想定損失額は額面に対して61.37%相当になります。

上記想定最大下落率を超えて最終日経平均株価が更に下落した場合、損失額は上記想定損失額を上回る可能性があります。

日経平均株価が0になった場合、本債券の想定損失額は額面に対して100%相当になります。ただし、投資元本金額を上回る損失が発生することはありません。



当初日経平均株価からの下落率に応じた、1額面金額500,000円あたりの想定損失額は、以下のとおりです。

当初日経平均株価からの下落率	満期償還金額(円)	想定損失額(円)	償還率
0%	500,000	0	100%
-10%	450,000	-50,000	90%
-20%	400,000	-100,000	80%
-30%	350,000	-150,000	70%
-40%	300,000	-200,000	60%
-50%	250,000	-250,000	50%
-60%	200,000	-300,000	40%
-70%	150,000	-350,000	30%
-80%	100,000	-400,000	20%
-90%	50,000	-450,000	10%
-100%	0	-500,000	0%

中途売却時の想定損失額

本債券の流通市場は確立されておらず、原則、中途売却はできません。仮に売却出来た場合でも本債券の市場価格は、主として日経平均株価および円金利の変動や発行者等の信用状況の悪化等の要因により影響を受けて下落しますので、売却損が生じる場合があります。なお、投資元本の全額を毀損する可能性はありますが、投資元本を上回る損失が発生することはありません。

■ 過去における日経平均株価の最大下落率から想定される中途売却損失額について

本債券の中途売却時における日経平均株価が、上記「満期償還時の想定損失額」の最大下落率と同様に61.37%下落した場合の本債券の売却価格は、中途売却価格に伴い発生する費用やその他の金融指標の変化等により影響を受けて変動しますので、額面に対して61.37%を上回る中途売却損失額が発生する可能性があります。

■ 上記の損失額を超える中途売却損失額について

中途売却時における損失額は、日経平均株価が上記最大下落率を超えて更に下落する可能性がある事に加え、中途売却に伴い発生する費用やその他の金融指標の変化等により影響を受けて変動しますので、上記中途売却損失額を更に上回る可能性があります。

なお、日経平均株価が早期償還判定水準や当初日経平均株価を上回っている場合でも、本債券の売却価格は、中途売却に伴い発生する費用やその他の金融指標の変化等により影響を受けて変動しますので、投資元本を下回り売却損が生じる可能性があります。

ご注意事項

想定損失額は、あくまでも過去における日経平均株価の変化によって生じる、本債券の想定される損失額のシミュレーション結果です。将来において日経平均株価が上記の過去データに基づく最大下落率を超えて下落した場合、または、発行体のデフォルト等の信用リスク要因、もしくは、その他の要因により、本債券の満期償還時における実際の損失額は、上記の過去データに基づく想定損失額から更に拡大する可能性があります。想定損失額については受取利息は考慮していません。

※上記はいずれも税金については考慮しておりませんので、ご注意ください。

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 25-外 21-146

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成 26 年 8 月 18 日

【会社名】 バークレイズ・バンク・ピーエルシー
(Barclays Bank PLC)

【代表者の役職氏名】 デピュティ・グループ・ファイナンス・ディレクター
(Deputy Group Finance Director)
マーク・マーソン
(Mark Merson)

【本店の所在の場所】 英国 ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス 1
(1 Churchill Place, London E14 5HP, United Kingdom)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 平 川 修

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 福 田 淳
同 長谷川 敬 洋
同 田 中 貴 大

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【発行登録の対象とした
売出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 200,000,000 円

【発行登録書の内容】

提出日	平成 25 年 7 月 30 日
効力発生日	平成 25 年 8 月 7 日
有効期限	平成 27 年 8 月 6 日
発行登録番号	25-外 21
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 10,000 億円

【これまでの売出実績】
(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
25-外 21-1	平成 25 年 8 月 8 日	700,000,000 円	該当なし。	
25-外 21-2	平成 25 年 8 月 8 日	656,200,000 円		
25-外 21-3	平成 25 年 8 月 9 日	700,000,000 円		
25-外 21-4	平成 25 年 8 月 13 日	600,000,000 円		
25-外 21-5	平成 25 年 8 月 20 日	106,210,000 円		
25-外 21-6	平成 25 年 8 月 22 日	700,000,000 円		
25-外 21-7	平成 25 年 8 月 26 日	929,500,000 円		
25-外 21-8	平成 25 年 8 月 26 日	115,800,000 円		
25-外 21-9	平成 25 年 9 月 6 日	300,000,000 円		
25-外 21-10	平成 25 年 9 月 6 日	402,135,000 円		
25-外 21-11	平成 25 年 9 月 6 日	620,000,000 円		
25-外 21-12	平成 25 年 9 月 11 日	600,000,000 円		
25-外 21-13	平成 25 年 9 月 12 日	500,000,000 円		
25-外 21-14	平成 25 年 9 月 13 日	980,000,000 円		
25-外 21-15	平成 25 年 9 月 13 日	1,450,000,000 円		
25-外 21-16	平成 25 年 9 月 18 日	957,000,000 円		
25-外 21-17	平成 25 年 10 月 1 日	800,000,000 円		
25-外 21-18	平成 25 年 10 月 1 日	600,000,000 円		
25-外 21-19	平成 25 年 10 月 1 日	118,800,000 円		
25-外 21-20	平成 25 年 10 月 2 日	1,400,000,000 円		
25-外 21-21	平成 25 年 10 月 2 日	2,110,000,000 円		
25-外 21-22	平成 25 年 10 月 2 日	2,220,000,000 円		
25-外 21-23	平成 25 年 10 月 3 日	203,040,000 円		
25-外 21-24	平成 25 年 10 月 4 日	300,000,000 円		
25-外 21-25	平成 25 年 10 月 4 日	396,810,000 円		
25-外 21-26	平成 25 年 10 月 7 日	7,788,000,000 円		
25-外 21-27	平成 25 年 10 月 7 日	2,838,000,000 円		
25-外 21-28	平成 25 年 10 月 7 日	11,481,000,000 円		
25-外 21-29	平成 25 年 10 月 8 日	700,000,000 円		

25－外 21－30	平成 25 年 10 月 9 日	1, 143, 740, 000 円	該当なし。
25－外 21－31	平成 25 年 10 月 9 日	700, 000, 000 円	
25－外 21－32	平成 25 年 10 月 16 日	1, 062, 000, 000 円	
25－外 21－33	平成 25 年 10 月 18 日	500, 000, 000 円	
25－外 21－34	平成 25 年 10 月 18 日	420, 000, 000 円	
25－外 21－35	平成 25 年 10 月 18 日	930, 000, 000 円	
25－外 21－36	平成 25 年 10 月 18 日	1, 220, 000, 000 円	
25－外 21－37	平成 25 年 10 月 18 日	4, 000, 000, 000 円	
25－外 21－38	平成 25 年 10 月 18 日	676, 000, 000 円	
25－外 21－39	平成 25 年 10 月 23 日	500, 000, 000 円	
25－外 21－40	平成 25 年 10 月 23 日	1, 300, 000, 000 円	
25－外 21－41	平成 25 年 10 月 25 日	400, 000, 000 円	
25－外 21－42	平成 25 年 10 月 29 日	111, 375, 000 円	
25－外 21－43	平成 25 年 11 月 1 日	600, 000, 000 円	
25－外 21－44	平成 25 年 11 月 1 日	1, 190, 000, 000 円	
25－外 21－45	平成 25 年 11 月 6 日	400, 000, 000 円	
25－外 21－46	平成 25 年 11 月 7 日	999, 712, 000 円	
25－外 21－47	平成 25 年 11 月 8 日	300, 000, 000 円	
25－外 21－48	平成 25 年 11 月 8 日	300, 000, 000 円	
25－外 21－49	平成 25 年 11 月 14 日	500, 000, 000 円	
25－外 21－50	平成 25 年 11 月 15 日	780, 000, 000 円	
25－外 21－51	平成 25 年 11 月 15 日	810, 000, 000 円	
25－外 21－52	平成 25 年 11 月 15 日	1, 320, 000, 000 円	
25－外 21－53	平成 25 年 11 月 18 日	1, 660, 000, 000 円	
25－外 21－54	平成 25 年 11 月 21 日	400, 000, 000 円	
25－外 21－55	平成 25 年 11 月 22 日	500, 000, 000 円	
25－外 21－56	平成 25 年 11 月 22 日	300, 000, 000 円	
25－外 21－57	平成 25 年 11 月 22 日	662, 400, 000 円	
25－外 21－58	平成 25 年 11 月 29 日	120, 185, 000 円	
25－外 21－59	平成 25 年 12 月 4 日	176, 000, 000 円	
25－外 21－60	平成 25 年 12 月 5 日	1, 000, 000, 000 円	
25－外 21－61	平成 25 年 12 月 9 日	1, 000, 000, 000 円	

25－外 21－62	平成 25 年 12 月 10 日	2,260,000,000 円	該当なし。
25－外 21－63	平成 25 年 12 月 13 日	400,000,000 円	
25－外 21－64	平成 25 年 12 月 13 日	425,000,000 円	
25－外 21－65	平成 25 年 12 月 16 日	1,000,000,000 円	
25－外 21－66	平成 25 年 12 月 16 日	1,000,000,000 円	
25－外 21－67	平成 25 年 12 月 17 日	300,000,000 円	
25－外 21－68	平成 25 年 12 月 17 日	300,000,000 円	
25－外 21－69	平成 25 年 12 月 24 日	400,000,000 円	
25－外 21－70	平成 25 年 12 月 24 日	520,000,000 円	
25－外 21－71	平成 25 年 12 月 25 日	460,000,000 円	
25－外 21－72	平成 25 年 12 月 25 日	300,000,000 円	
25－外 21－73	平成 25 年 12 月 27 日	500,000,000 円	
25－外 21－74	平成 25 年 12 月 27 日	300,000,000 円	
25－外 21－75	平成 25 年 12 月 27 日	119,742,000 円	
25－外 21－76	平成 26 年 1 月 6 日	558,000,000 円	
25－外 21－77	平成 26 年 1 月 8 日	1,335,000,000 円	
25－外 21－78	平成 26 年 1 月 8 日	4,475,000,000 円	
25－外 21－79	平成 26 年 1 月 9 日	710,000,000 円	
25－外 21－80	平成 26 年 1 月 9 日	600,000,000 円	
25－外 21－81	平成 26 年 1 月 10 日	400,000,000 円	
25－外 21－82	平成 26 年 1 月 17 日	200,000,000 円	
25－外 21－83	平成 26 年 1 月 23 日	500,000,000 円	
25－外 21－84	平成 26 年 2 月 21 日	7,155,000,000 円	
25－外 21－85	平成 26 年 2 月 25 日	400,000,000 円	
25－外 21－86	平成 26 年 2 月 25 日	930,000,000 円	
25－外 21－87	平成 26 年 2 月 25 日	2,407,000,000 円	
25－外 21－88	平成 26 年 2 月 27 日	255,330,000 円	
25－外 21－89	平成 26 年 2 月 28 日	835,000,000 円	
25－外 21－90	平成 26 年 3 月 12 日	300,000,000 円	
25－外 21－91	平成 26 年 3 月 12 日	870,000,000 円	
25－外 21－92	平成 26 年 3 月 14 日	300,000,000 円	
25－外 21－93	平成 26 年 3 月 14 日	500,000,000 円	

25－外 21－94	平成 26 年 3 月 14 日	500,000,000 円	該当なし。
25－外 21－95	平成 26 年 3 月 17 日	368,240,000 円	
25－外 21－96	平成 26 年 3 月 25 日	540,000,000 円	
25－外 21－97	平成 26 年 3 月 28 日	3,037,000,000 円	
25－外 21－98	平成 26 年 3 月 28 日	3,716,000,000 円	
25－外 21－99	平成 26 年 3 月 28 日	402,000,000 円	
25－外 21－100	平成 26 年 3 月 31 日	131,370,000 円	
25－外 21－101	平成 26 年 4 月 1 日	500,000,000 円	
25－外 21－102	平成 26 年 4 月 2 日	1,016,917,815 円	
25－外 21－103	平成 26 年 4 月 8 日	990,000,000 円	
25－外 21－104	平成 26 年 4 月 9 日	600,000,000 円	
25－外 21－105	平成 26 年 4 月 9 日	323,120,000 円	
25－外 21－106	平成 26 年 4 月 10 日	300,000,000 円	
25－外 21－107	平成 26 年 4 月 11 日	1,820,000,000 円	
25－外 21－108	平成 26 年 4 月 16 日	190,680,000 円	
25－外 21－109	平成 26 年 4 月 16 日	193,600,000 円	
25－外 21－110	平成 26 年 4 月 18 日	421,000,000 円	
25－外 21－111	平成 26 年 4 月 23 日	300,000,000 円	
25－外 21－112	平成 26 年 4 月 23 日	520,000,000 円	
25－外 21－113	平成 26 年 4 月 24 日	4,785,000,000 円	
25－外 21－114	平成 26 年 4 月 28 日	300,000,000 円	
25－外 21－115	平成 26 年 5 月 1 日	225,300,801 円	
25－外 21－116	平成 26 年 5 月 1 日	1,805,000,000 円	
25－外 21－117	平成 26 年 5 月 2 日	1,056,980,878 円	
25－外 21－118	平成 26 年 5 月 14 日	150,000,000 円	
25－外 21－119	平成 26 年 5 月 15 日	500,000,000 円	
25－外 21－120	平成 26 年 5 月 15 日	215,000,000 円	
25－外 21－121	平成 26 年 5 月 16 日	1,280,000,000 円	
25－外 21－122	平成 26 年 5 月 19 日	800,000,000 円	
25－外 21－123	平成 26 年 6 月 2 日	406,000,000 円	
25－外 21－124	平成 26 年 6 月 3 日	2,615,000,000 円	
25－外 21－125	平成 26 年 6 月 5 日	208,545,516 円	

25－外 21－126	平成 26 年 6 月 6 日	600,000,000 円	該当なし。	
25－外 21－127	平成 26 年 6 月 6 日	200,000,000 円		
25－外 21－128	平成 26 年 6 月 6 日	1,021,375,939 円		
25－外 21－129	平成 26 年 6 月 6 日	952,000,000 円		
25－外 21－130	平成 26 年 6 月 6 日	1,941,000,000 円		
25－外 21－131	平成 26 年 6 月 6 日	500,000,000 円		
25－外 21－132	平成 26 年 6 月 13 日	300,000,000 円		
25－外 21－133	平成 26 年 6 月 17 日	700,000,000 円		
25－外 21－134	平成 26 年 6 月 19 日	1,400,000,000 円		
25－外 21－135	平成 26 年 6 月 19 日	300,000,000 円		
25－外 21－136	平成 26 年 6 月 20 日	350,000,000 円		
25－外 21－137	平成 26 年 6 月 27 日	998,929,718 円		
25－外 21－138	平成 26 年 6 月 30 日	1,680,000,000 円		
25－外 21－139	平成 26 年 7 月 2 日	200,424,710 円		
25－外 21－140	平成 26 年 7 月 2 日	800,000,000 円		
25－外 21－141	平成 26 年 7 月 7 日	215,002,389 円		
25－外 21－142	平成 26 年 7 月 7 日	1,273,000,000 円		
25－外 21－143	平成 26 年 7 月 7 日	781,000,000 円		
25－外 21－144	平成 26 年 7 月 17 日	1,000,000,000 円		
25－外 21－145	平成 26 年 7 月 22 日	400,000,000 円		
実績合計額		144,098,466,766 円	減額総額	0 円

【残額】 855,901,533,234 円
(発行予定額－実績合計額－減額総額)

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当なし。						
実績合計額		該当なし。	償還総額	該当なし。	減額総額	該当なし。

【残高】 該当なし。
(発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額)

【安定操作に関する事項】 該当なし。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第 1 募集要項	1
第 2 売出要項	1
1 売出有価証券	1
2 売出しの条件	3
第 3 第三者割当の場合の特記事項	26
第二部 公開買付けに関する情報	27
第三部 参照情報	27
第 1 参照書類	27
1 有価証券報告書及びその添付書類	27
2 四半期報告書又は半期報告書	27
3 臨時報告書	27
4 外国会社報告書及びその補足書類	27
5 外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類 ..	27
6 外国会社臨時報告書	27
7 訂正報告書	27
第 2 参照書類の補完情報	27
第 3 参照書類を縦覧に供している場所	28
第四部 保証会社等の情報	28
「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	29
有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面	30
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	112

注) 本書において、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は下記の意味を有する。

「発行会社」、「当行」又は

「計算代理人」

「英国」又は「連合王国」

「円」又は「円貨」

パークレイズ・バンク・ピーエルシー

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国

日本の法定通貨

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

該当なし。

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

銘 柄	パークレイズ・バンク・ピーエルシー2018年9月19日満期 早期償還条項付ノックイン型 日経平均株価連動デジタル・クーポン円建社債（以下「本社債」という。）（注1）		
売出券面額の総額又は売出 振替社債の総額	200,000,000 円	売出価額の総額	200,000,000 円
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	500,000 円
償還期限	2018年9月19日（ロンドン時間）（以下「満期日」という。）		
利 率	額面金額に対して、 (1) 2014年9月19日（その日を含む。）から2014年12月19日（その日を含まない。）まで： 年4.00% (2) 2014年12月19日（その日を含む。）から満期日（その日を含まない。）又は（場合により）早期償還日（その日を含まない。）まで： 利率判定評価日（以下に定義される。）において観察された日経平均株価終値（以下に定義される。）により以下のとおり変動する。 (a) 利率判定評価日において観察された日経平均株価終値が利率判定水準（以下に定義される。）以上の場合： 年4.00% (b) 利率判定評価日において観察された日経平均株価終値が利率判定水準未満の場合： 年0.10% 利息は、毎月30日の12ヶ月で構成される1年360日を基準として計算される。		
売出しに係る社債 の所有者の住所及び 氏名又は名称	株式会社 SBI 証券 （以下「売出人」という。） 東京都港区六本木一丁目6番1号		
摘 要	(1) 利払日 利息は（本社債が下記「2 売出しの条件、社債の要項の概要」に規定されるとおり早期償還されない限り）2014年9月19日（以下「利息開始日」という。）（その日を含む。）から満期日（その日を含まない。）までの期間、本書に記載される適用利率でこれを付し、2014年12月19日（第1回利払日）（その日を含む。）から満期日（その日を含む。）までの毎年3月19日、6月19日、9月19日及び12月19日（ロンドン時間）（以下「利払日」という。）に、利息開始日（その日を含む。）又は（場合により）直前の利払日（その日を含む。）から翌利払日（その日を含まない。）までの期間（以下「利息計算期間」という。）について、円貨で後払いする。 利払日が営業日（以下に定義される。）でない場合には、当該利払日は「修正翌営業日調整」（以下に定義される。）により調整される。但し、かかる調整の結果、社債権者に対して支払われるべき金額が増額又は減額されることはない。 (2) 早期償還 下記「2 売出しの条件、社債の要項の概要、2. 償還及び買入れ、(2) 日経平均株価の水準による早期償還」に記載のとおり、各早期償還評価日（以下に定義される。）における日経平均株価終値が早期償還判定水準と同額かそれを上回った場合、本社債は各早期償還評価日に対応する早期償還日に自動的に早期償還されることになる。（注2）		

	(3) 信用格付 本社債に関し、金融商品取引法第 66 条の 27 に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、又は閲覧に供される信用格付はない。 なお、発行会社の長期債務には、本書日付現在、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」という。）により A2 の格付が、スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービスズ（以下「S&P」という。）により A の格付が、それぞれ付与されているが、これらの格付は直ちに発行会社により発行される個別の社債に適用されるものではない。 ムーディーズ及び S&P は、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、金融商品取引法第 66 条の 27 に基づく信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督及び信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第 313 条第 3 項第 3 号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。 ムーディーズ及び S&P については、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第 66 条の 27 に基づく信用格付業者としてムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第 2 号）及びスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第 5 号）が登録されており、各信用格付の前提、意義及び限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（http://www.moodys.co.jp）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」及びスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（http://www.standardandpoors.com/home/jp/jp）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（http://www.standardandpoors.com/ratings/unregistered/jp/jp）に掲載されている「格付の前提・意義・限界」において、それぞれ公表されている。 (4) その他 その他の本社債の条件については、「2 売出しの条件」を参照のこと。
--	--

(注 1) 本社債は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーにより、発行会社の2013年4月18日付グローバル・ストラクチャード・セキュリティーズ・プログラム及び下記（注 3）に記載のマスター代理人契約に基づき、2014年9月18日に発行される予定である。本社債が証券取引所に上場される予定はない。

(注 2) その他の満期日前の償還については、下記「2 売出しの条件、社債の要項の概要、2. 償還及び買入れ (3) 発行会社課税事由、通貨障害事由、法の変更、ヘッジ障害及びヘッジ費用の増加の発生後の早期償還又は調整」及び「2 売出しの条件、社債の要項の概要、6. 債務不履行事由」を参照のこと。

(注 3) 本社債は、発行会社、計算代理人兼フレンチ・クリアード IPA としてのパークレイズ・バンク・ピーエルシー、発行・支払代理人兼名義書換代理人兼交換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（発行・支払代理人兼名義書換代理人兼交換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンを以下「発行・支払代理人」、「名義書換代理人」又は「交換代理人」といい、文脈上必要場合は、ルクセンブルク代理人（以下において定義する。）、フランクフルト代理人（以下において定義する。）及び発行会社により任命されることのある追加の支払代理人と併せて「支払代理人」といい、また文脈上必要場合は、ニューヨーク代理人（以下において定義する。）及び発行会社により任命されることのある追加の名義書換代理人と併せて「名義書換代理人」という。）、ニューヨークにおける登録機関（以下「ニューヨーク登録機関」という。）兼ニューヨーク市における代理人（以下「ニューヨーク代理人」という。）としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、フランクフルトにおける代理人（以下「フランクフルト代理人」という。）としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、ルクセンブルクにおける代理人（以下「ルクセンブルク代理人」という。）兼ルクセンブルクにおける登録機関（以下「ルクセンブルク登録機関」といい、ニューヨーク登録機関と併せて、また個別に「登録機関」という。）としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク（ルクセンブルク）エスエー、計算代理人としてのパークレイズ・キャピタル・セキュリティーズ・リミテッド、フランス IPA としてのビーエヌピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、スイス IPA としてのビーエヌピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、スウェーデン IPA としてのスベンスカ・ハンデルスバンケン AB (publ)、フィンランド IPA としてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケン AB (publ)、ノルウェー IPA としてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケン AB (publ)、デンマーク IPA としてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケン AB (publ)、並びに CREST 代理人としてのコンピューターシェア・インベスター・サービスズ・ピーエルシーの間において 2014 年 5 月 9 日付で締結されたマスター代理人契約（以下「マスター代理人契約」という。この用語には、随時補足及び/又は変更及び/又は修正再表示及び/又は置換されるマスター代理人契約を含む。）に従い、マスター代理人契約の利益を享受して発行される社債券（以下「本社債券」又は「本社債」といい、この用語は、(i) 包括形式により表章される本社債券（以下「包括社債券」又は「包括社債」という。）に関して、当該本社債券の指定通貨における最低の指定券面額の単位（適用ある条件決定補足書に規定する。）、(ii) 包括社債券との交換（又は一部交換）により発行される確定社債券、及び(iii) 包括社債券を意味する。）のシリーズの 1 つである。

本社債券の所持人（以下「本社債権者」という。）及び利付無記名式確定社債券に付された利息の支払のための利札（以下「利札」という。）の所持人（以下「利札所持人」という。）は、マスター代理人契約及び適用ある条件決定補足書の諸条項の全てについて通知を受けているものとみなされ、それらの利益を享受し、それらに拘束されるものである。下記「2 売出しの条件、社債の要項の概要」における記載の一部は、マスター代理人契約の詳細な条項の概要であり、その詳細な条項に基づくものである。

本社債権者及び利札所持人は、2014 年 5 月 9 日付で発行会社により発行された約款（Deed of Covenant）（本社債の発行日までになされた補足及び/又は変更及び/又は修正再表示及び/又は置換を含む。）の利益を享受する権利を有する。

2【売出しの条件】

売出価格	額面50万円 につき 50 万円 (注1)	申込期間	2014年8月18日から 2014年9月18日まで
申込単位	額面50万円単位	申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人の日本における本店及び支店（注2）	受渡期日	2014年9月19日 （日本時間）
売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称	該当なし	売出しの委託契約の内容	該当なし

（注1）本社債の申込人は、受渡期日に売出価格を日本円にて支払う。

（注2）本社債の申込み及び払込みは、売出人の定める「外国証券取引口座約款」（以下「約款」という。）に従ってなされる。各申込人は、売出人からあらかじめ約款の交付を受け、約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書を提出する必要がある。売出人との間に開設した外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

（注3）本社債は、1933年合衆国証券法（その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」という。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。本社債は、合衆国税法の適用を受ける。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人（U.S. Person）に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはならない。この（注3）において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

社債の要項の概要

1. 利息

- 本社債には、2014年9月19日（以下「利息開始日」という。）（その日を含む。）から満期日（その日を含まない。）までの期間について、本社債が（以下に規定されるとおり）早期償還の対象とならない限り、額面金額に対して利息が付され、かかる利息は、2014年12月19日（第1回利払日）（その日を含む。）から満期日（その日を含む。）までの毎年3月19日、6月19日、9月19日及び12月19日（ロンドン時間）（以下「利払日」という。）に、利息開始日（その日を含む。）又は（場合により）直前の利払日（その日を含む。）から翌利払日（その日を含まない。）までの期間（以下「利息計算期間」という。）について後払いされる。

利払日が営業日でない場合には、当該利払日は修正翌営業日調整により調整される。但し、かかる調整の結果、社債権者に対して支払われるべき金額が増額又は減額されることはない。

- 利息は、毎月 30 日の 12 か月で構成される 1 年 360 日を基準として計算されるものとし、1 か月に満たない期間は、実際に経過した日数による。各利息計算期間の額面金額当たりの利息額は、1 円未満を四捨五入することにより計算される。
- 利息は本要項第 3 項の規定に従って支払われる。利息の発生は、本社債が償還される日（期限前に償還される日を含む。）に停止する。但し、各本社債の適式の呈示に対し、元本の支払が不当に留保又は拒否された場合はこの限りでない。

適用利率の決定

本社債の利率は以下に従って決定される。

- (1) 2014年9月19日（その日を含む。）から2014年12月19日（その日を含まない。）に終了する利息計算期間につき、年4.00%とし、2014年12月19日に支払われる額面金額当たりの利息額は5,000円とする。
- (2) 2014年12月19日（その日を含む。）から満期日（その日を含まない。）又は（場合により）早期償還日（その日を含まない。）までの利息計算期間につき、以下のとおり決定される。
 - (i) 利率判定評価日において観察された日経平均株価終値が利率判定水準以上の場合、年4.00%とし、各利払日に支払われる額面金額当たりの利息額は5,000円とする。
 - (ii) 利率判定評価日において観察された日経平均株価終値が利率判定水準未満の場合、年0.10%とし、各利払日に支払われる額面金額当たりの利息額は125円とする。

2. 償還及び買入れ

(1) 満期償還

満期日前に償還又は買入消却されない限り、本社債は以下の規定に従い、計算代理人により決定された金額（以下「満期償還額」という。）で償還される。

- (i) 観察期間中、ロックイン事由が発生しなかったと計算代理人が決定した場合、本社債は、額面金額で償還されるものとする。
- (ii) ロックイン事由が発生した場合には、本社債は、以下の計算式に従って計算代理人により決定された円貨建ての金額で償還されるものとする。但し、かかる満期償還額は、1円未満を四捨五入するものとし、また、0円を下回ることとはなく、額面金額を超えない金額とする。

$$\text{額面金額} \times \frac{\text{最終日経平均株価}}{\text{行使価格}}$$

(2) 日経平均株価の水準による早期償還

いずれかの早期償還評価日における日経平均株価終値が早期償還判定水準と同額か又はそれを上回った場合（以下「早期償還事由」という。）、発行会社は本社債権者に対し2営業日前までに取消不能の通知を行った上で、早期償還日において各本社債を額面金額で、発生した利息を付して償還する。疑義を避けるために付言すれば、当該利息計算期間につき適用される利息は、早期償還日において支払われるべきものとする。

- (3) 発行会社課税事由、通貨障害事由、法の変更、ヘッジ障害及びヘッジ費用の増加の発生後の早期償還又は調整
発行会社は、発行会社課税事由（以下に定義される。）及び／又は通貨障害事由（以下に定義される。）及び／又は法の変更（以下に定義される。）及び／又はヘッジ障害（以下に定義される。）及び／又はヘッジ費用の増加（以下に定義される。）が発生した場合、その単独かつ絶対的な裁量により、以下を行うことができる。

- (a) 計算代理人に、計算代理人の単独かつ絶対的な裁量により、かかる事由が本社債に及ぼす経済的效果を考慮するため、また当該本社債を保有することによる社債権者に対する経済的效果を実質的に維持するために本要項及び本社債に関連するその他の規定に対して適当な調整を行うことの可否を判断するよう要請すること。
計算代理人が、かかる調整が可能であると判断した場合、発行会社はかかる調整の発効日を決定し、かかる調整を実施するために必要な手続をとる。発行会社は、調整の内容及び発効日が決定された後、合理的な範囲で可及的速やかに、本要項第10項に従いかかる調整について社債権者に通知する。計算代理人が、商業上合理的な結果をもたらし、かつ当該本社債を保有することによる社債権者に対する経済的效果を実質的に維持することができるような調整を行うことが不可能と判断した場合には、計算代理人はその旨発行会社へ通知し、いかなる調整も行われぬ。計算代理人、発行会社又はその他の当事者のいずれも、計算代理人及び／又は発行会社によりなされた判断及び／又は調整につき所持人、社債権者又はその他の者に対して責任を負わない。

- (b) 本要項第10項に従い本社債権者に対し10営業日前までに（かかる通知期間を以下「早期償還通知期間」という。）取消不能の通知（かかる通知を以下「追加障害事由償還通知」という。）を行った上で、早期償還通知期間の最終日（以下「早期現金償還日」という。）において早期償還額（以下に定義される。）により当該シリーズの本社債の全てを償還すること。

(4) 買入れ及び消却

発行会社又はそのいずれかの子会社は随時、公開市場その他において、いかなる価格においても本社債（但し、当該社債に関する満期が到来していない一切の利札が当該社債券に添付されており、又は当該社債券とともに提出されることを条件とする。）を買入れることができる。

前記のとおり発行会社若しくはそのいずれかの子会社により又は発行会社若しくはそのいずれかの子会社に代わって買入れが行われた本社債は全て、これを満期が到来していない一切の利札とともに発行・支払代理人に提出することにより消却のために提出することができ（但し、これは義務ではない。）、そのように提出された場合、発行会社により償還された全ての本社債とともに、直ちに（当該社債券に添付された、又は当該社債券とともに提出された、満期が到来していない一切の利札とともに）消却される。前記のとおり消却のために提出されたあらゆる社債は、再発行又は再販売することはできず、かかる社債に関する発行会社の義務は免除される。

日経平均株価の概略及び調整事由等

(1) 免責

日経平均株価は現在、日経平均株価の知的財産権の保有者である株式会社日本経済新聞社（以下「日経新聞社」という。）が計算及び公表している。日経新聞社は、日経平均株価の「スポンサー」である。日経新聞社は、日経平均株価に関する一切の権利（著作権を含む。）を留保する。本社債はいかなる方法によってもスポンサーにより後援、推奨又は販売促進されるものではない。スポンサーは、日経平均株価、及び／又は特定の日時における日経平均株価の水準を使用することにより生じる結果その他につき、明示又は黙示を問わずいかなる保証又は表明も行わない。日経平均株価は、専らスポンサーにより集計及び計算されるものである。しかしながら、スポンサーは日経平均株価における誤りについていかなる者に対しても（過失その他を問わず）責任を負わないものとし、またいかなる者（本社債の購入者を含む。）に対してもかかる誤りを通知する義務を負わないものとする。

(2) 日経平均株価の概略

別段の定めのない限り、日経平均株価（以下「日経225」という。）に関する本書の記載は、公表文書に基づくものである。かかる公表文書は、当該文書に記載の日付現在における日経新聞社の方針を反映するものである。かかる方針は日経新聞社により任意に変更されることがある。

日経225は、選択された日本株式銘柄の複合価格の推移を示すために、スポンサーが計算し公表する株価指数である。日経225は、現在、東京証券取引所第一部に上場する225の株式銘柄によって構成されており、広範な日本の業種を反映している。東京証券取引所第一部に上場する株式銘柄は、同取引所で最も活発に取引が行われている。スポンサーは、日経225の計算に際し下記の計算方法を用いるが、本社債に関連する支払額に影響を与え得るかかる計算方法を、修正又は変更しない保証は無い。

日経225は、修正平均株価加重指数であり（すなわち、日経225における各構成銘柄の加重値は当該発行者の株式の時価総額ではなく1株当りの株価に基づいている。）、その計算方法は、（i）各構成銘柄の1株当りの株価を、当該構成銘柄に対応する加重関数で乗じ、（ii）その積を合計し、（iii）その数値を除数で除したものである。除数は当初1949年に設定されたときは225であったが、2014年8月14日現在25,480となり、下記のとおり調整される。各加重関数は、50円を日経新聞社の設定する構成銘柄のみなし額面価格で除して計算され、各構成銘柄の株価に加重関数を乗じた額がみなし額面価格を一律50円とした場合の株価に相当するように設定されている。単位株制度は2001年10月1日をもって廃止され、各構成銘柄の現在のみなし額面価格は、その後発生する以下の調整に服するものとするが、2001年10月1日の日本株の額面株式廃止直前の額面金額に基づいている。日経225の計算に用いられる株価は、東京証券取引所において報告されている株価である。日経225の値は、東京証券取引所の取引時間中15秒毎に計算されている。

構成銘柄に影響する市場外の要因、例えば構成銘柄の追加、削除、入れ替え、又は株式分割などの一定の変化が生じた場合には、日経225の値が継続的に維持されるように、日経225を計算するための除数又は（場合により）関連ある構成銘柄のみなし額面価格は、日経225の値が整合性を欠くような形で変更され継続性を欠くことのないよう修正されている。別の変更が生じた結果さらに修正が必要となるまで、除数は一定値に維持されている。構成銘柄に影響する各変更の結果、除数は、当該変更の発生した直後の株価に加重関数を乗じたものの合計を新たな除数で除した値（すなわち、当該変更直後の日経225の値）がその変更の生じる直前の日経225の値に等しくなるよう修正される。

構成銘柄は、日経新聞社により除外又は追加される。構成銘柄は、日経新聞社の設定する定期見直し基準に従い、原則として毎年1回、10月の第一営業日に見直される。定期見直しによる入れ替え銘柄数には上限が設けられていない。また、定期見直しとは別に、次のいずれかの事由等により東京証券取引所第一部上場銘柄でなくなったものは、構成銘柄から除外される。

- (i) 倒産（会社更生法又は民事再生法の適用申請や会社清算など）による整理ポスト入り又は上場廃止
- (ii) 被合併、株式移転、株式交換など企業再編に伴う上場廃止
- (iii) 債務超過などその他の理由による上場廃止又は整理ポスト入り
- (iv) 東京証券取引所第二部への指定替え

監理ポスト入り銘柄については、原則除外候補となるが、除外の実施は事業の存続可能性や上場廃止の可能性など状況を判断の上決定される。構成銘柄からある株式を除外した場合には、日経新聞社は、自ら設定する基準に従い、その補充銘柄を選択する。銘柄の入れ替えは同一日に除外・採用銘柄数を同数として、225銘柄を維持することを原則とする。但し、特殊な状況下においては、該当銘柄を除外してから代替の銘柄を採用するまでの一定短期間、225銘柄に満たない銘柄を対象として日経225を計算することがある。この間にあっては、銘柄又は銘柄数を変更する都度、除数を変更することにより、指数としての継続性を維持する。

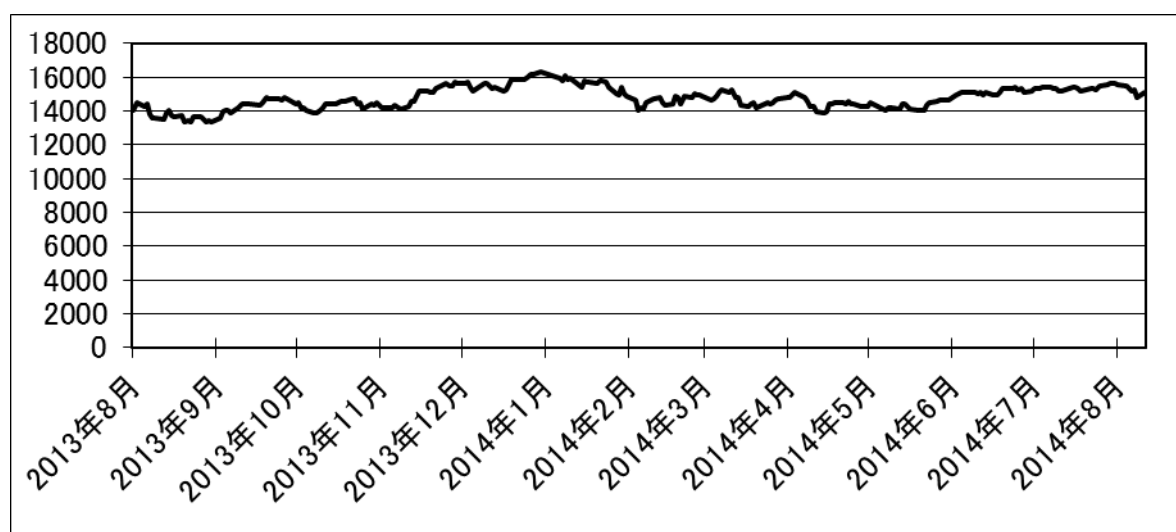
(3) 日経平均株価の過去の推移

下記の表は、1975年から2013年までの各年末の最終取引日における日経225の終値を表したものである。これは、様々な経済状況の下で日経225がどのように推移するかの参考のために記載するものであり、この日経225の過去の推移は将来の動向を示唆するものではない。日経225が下落し、利払日及び満期日に本社債権者に対して支払われる利息額及び満期償還額が減少することがある。

日経 225 の年末の終値					
(単位：円)					
年	終値	年	終値	年	終値
1975	4,358.60	1988	30,159.00	2001	10,542.62
1976	4,990.85	1989	38,915.87	2002	8,578.95
1977	4,865.60	1990	23,848.71	2003	10,676.64
1978	6,001.85	1991	22,983.77	2004	11,488.76
1979	6,569.47	1992	16,924.95	2005	16,111.43
1980	7,116.38	1993	17,417.24	2006	17,225.83
1981	7,681.84	1994	19,723.06	2007	15,307.78
1982	8,016.67	1995	19,868.15	2008	8,859.56
1983	9,893.82	1996	19,361.35	2009	10,546.44
1984	11,542.60	1997	15,258.74	2010	10,228.92
1985	13,113.32	1998	13,842.17	2011	8,455.35
1986	18,701.30	1999	18,934.34	2012	10,395.18
1987	21,564.00	2000	13,785.69	2013	16,291.31

下記の表は、2007年1月から2014年7月までの各月末の日経225の終値を表したものである。これは、様々な経済状況の下で日経225がどのように推移するかの参考のために記載するものであり、この日経225の過去の推移は日経225の将来の動向を示唆するものではなく、本社債の時価の動向を示すものでもない。過去の下記の期間において日経225が下記のように変動したことによって、日経225及び本社債の時価が本社債の償還まで同様に推移することを示唆するものではない。

	<u>2007</u>	<u>2008</u>	<u>2009</u>	<u>2010</u>	<u>2011</u>	<u>2012</u>	<u>2013</u>	<u>2014</u>
1月	17,383.42	13,592.47	7,994.05	10,198.04	10,237.92	8,802.51	11,138.66	14,914.53
2月	17,604.12	13,603.02	7,568.42	10,126.03	10,624.09	9,723.24	11,559.36	14,841.07
3月	17,287.65	12,525.54	8,109.53	11,089.94	9,755.10	10,083.56	12,397.91	14,827.83
4月	17,400.41	13,849.99	8,828.26	11,057.40	9,849.74	9,520.89	13,860.86	14,304.11
5月	17,875.75	14,338.54	9,522.50	9,768.70	9,693.73	8,542.73	13,774.54	14,632.38
6月	18,138.36	13,481.38	9,958.44	9,382.64	9,816.09	9,006.78	13,677.32	15,162.10
7月	17,248.89	13,376.81	10,356.83	9,537.30	9,833.03	8,695.06	13,668.32	15,620.77
8月	16,569.09	13,072.87	10,492.53	8,824.06	8,955.20	8,839.91	13,388.86	
9月	16,785.69	11,259.86	10,133.23	9,369.35	8,700.29	8,870.16	14,455.80	
10月	16,737.63	8,576.98	10,034.74	9,202.45	8,988.39	8,928.29	14,327.94	
11月	15,680.67	8,512.27	9,345.55	9,937.04	8,434.61	9,446.01	15,661.87	
12月	15,307.78	8,859.56	10,546.44	10,228.92	8,455.35	10,395.18	16,291.31	



2014年8月11日現在、日経225の終値は、15,130.52円であった。

(4) 東京証券取引所の概略

東京証券取引所は、市場規模の観点で世界最大級の証券市場の1つである。取引時間は通常、月曜日から金曜日までの東京時間の午前9時から午前11時30分まで及び東京時間の午後0時30分から午後3時までである。

東京証券取引所は、売買注文の不均衡により生じる異常な短期価格変動の防止を企図した方策を講じている。かかる方策には個別株価の異常な変動を防止するための毎日の上限及び下限を含む。原則として、東京証券取引所に上場されている銘柄は、制限値幅を超えて取引することはできない。この値幅はパーセントではなく日本円の絶対額で表示され、前取引日の終値に基づいて設定されている。さらに、上場株式につき大幅な売買注文の不均衡が生じた場合には、反対注文を促して株式の需給関係の均衡を保つため、当該株式の「特別買気配」や「特別売気配」を当該株式の直近の売買価格より高く又は低く設定することがある。東京証券取引所は、一定の限定的な異常な事態が発生した場合（例えば、当該株式に関する異常な取引）には、個別株式の取引を中止することがあることに留意しなければならない。その結果、日経225の変動は、日経225を構成する個別株式の価格の値幅制限又は取引中止により制限され、一定の状況において本社債の時価に影響を及ぼすことがある。

(5) 日経平均株価調整事由

- (a) 本社債に関して日経平均株価の水準が計算されることとなっている日（評価日を含むがこれに限らない。）（以下「決定日」という。）以前に、関連スポンサーが、かかる日経平均株価の計算式若しくは計算方法の重大変更を行うことを公表し、若しくは別の方法で日経平均株価の重大変更を行う場合（構成銘柄及び株式資本の変化並びに他の日常的な事由についてかかる日経平均株価を調整するために当該計算式若しくは計算方式に規定されている修正を除く。）（以下「日経平均株価の修正」という。）、若しくはかかる日経平均株価の算定を永久的に中止し、日経平均株価の代替指数が存在しない場合（以下「日経平均株価の算定中止」という。）、又は
- (b) 本社債に関する決定日においてスポンサーが、日経平均株価の計算及び公表を怠った場合（以下「日経平均株価の中断」といい、日経平均株価の修正及び日経平均株価の算定中止と併せて、以下「日経平均株価調整事由」という。）、

計算代理人は、各関連決定日に、当該日経平均株価調整事由が本社債に重大な影響を及ぼすかどうか判断し、及ぼす場合には、かかる公表された日経平均株価の代わりに、当該日経平均株価調整事由が発生する直前に有効であった日経平均株価の計算式及び計算方法に従い計算代理人が決定するところに従い、当該決定日現在の日経平均株価の水準を用いて（但し、当該日経平均株価調整事由直前の当該日経平均株価を構成していた証券（当該日経平均株価調整事由発生以降、関連する本取引所に上場されなくなった証券を除く。）のみを用いる。）、当該日経平均株価の水準を計算する。

計算代理人は、日経平均株価の算定中止の場合又は日経平均株価の計算を継続することができないと判断した場合には、その単独の裁量により、本要項第2項(3)を準用し、本要項第2項(3)に基づき、本社債につき調整、償還、消却及び／又はその他の必要な措置を行うことを選択することができる。

(6) スポンサー承継人又は日経平均株価と実質的に同一の計算式への置換え

日経平均株価が、(i) スポンサーにより計算され公表されなかったものの計算代理人の認めるスポンサーの承継人（以下「スポンサー承継人」という。）により計算され公表される場合、又は(ii) 計算代理人の決定により、かかる日経平均株価の計算に使用されるのと同じ若しくは実質的に同一の計算式及び計算方法を使用したもの（以下「承継日経平均株価」という。）に置き換えられた場合、(1) スポンサー承継人により計算され公表された指数、又は(2) 承継日経平均株価が日経平均株価とみなされる。

(7) 日経平均株価の訂正

決定日に公表され、計算代理人が当該日経平均株価の決定に用いた又は用いる日経平均株価の水準が、その後修正され、その修正が、償還日、選択的現金償還日、選択的現物償還日、早期現金償還日、早期消却日、早期現物消却日、早期償還日、指定早期現金消却日、指定早期現物償還日、指定早期現物消却日、行使日、失効日、行使現金決済日又は現物交付日の2取引所営業日前までにスポンサー又はスポンサー承継人により公表された場合には、

計算代理人は、当該日経平均株価の修正後の水準を用いて、償還金額、受領可能資産又はその他の関連金額（適宜）を再計算し、かかる修正を考慮するために必要な範囲で本社債の関連する条項を調整する。（i）かかる修正、（ii）同修正により支払われるべき又は交付されるべき金額（もしあれば）及び（iii）行われた調整について、計算代理人は発行会社に、発行・支払代理人は本社債権者に、それぞれ通知する。

(8) 日経平均株価の計算の誤り

本書における別段の記載にかかわらず、特定の決定日において、スポンサーによる日経平均株価の計算（スポンサーにより公表された日経平均株価の水準に示される。）に明白な誤りがあると計算代理人が合理的に判断した場合には、計算代理人は、スポンサーが当該日において公表した水準を使用するかわりに、当該日のかかる日経平均株価の水準を計算することができる。かかる計算は、明白な誤りが発生する直前に有効であった、スポンサーが使用していた日経平均株価の計算方法及び計算式に従って行われる。計算代理人が本(8)項に従って日経平均株価の水準を計算した場合、計算代理人は本要項第10項に従って、当該決定日から10営業日以内にそのように計算された日経平均株価の水準を書面で本社債権者に通知する。

スポンサーが3予定取引日を超えて明白な誤りがある状態で日経平均株価の計算を続けた場合には、計算代理人は、本社債の条件に対して、その単独の裁量により決定する調整（当該日経平均株価の代わりに使用する代替の日経平均株価を選択すること、並びに／又は当該日経平均株価の構成銘柄のレプリケーションを行うこと、並びに／又は明白な誤りが発生する直前に有効であった、スポンサーが使用していた日経平均株価の計算方法及び計算式に従い日経平均株価の計算を継続すること、並びに／又は日経平均株価の構成銘柄及び組入率を調整することを含むがこれらに限らない。）を行うことができる。計算代理人が本(8)項に従って調整を行った場合、計算代理人はかかる調整を行った後、合理的な範囲で可及的速やかに、本要項第10項に従ってかかる調整について書面で本社債権者に通知する。

疑義を避けるために付言すれば、計算代理人が本(8)項に従って日経平均株価の水準を計算した後に、(7)項に記載のとおりスポンサーにより日経平均株価の水準に対する修正が公表された場合には、計算代理人は、かかる計算にかかわらず、当該日経平均株価の修正後の水準を用いて、関連する償還金額、受領可能資産又はその他の関連金額（適宜）を再計算することができる。計算代理人は、日経平均株価の水準に対する修正がスポンサーにより公表されてから10営業日以内に、かかる再計算につき本要項第10項に従って書面で本社債権者に通知する。

かかる修正が、計算代理人が本(8)項に従って本社債の条件を調整した後に公表された場合には、上記(7)項は適用されず、本(8)項に従った調整の条件が優先される。

(9) 日経平均株価に影響を与える市場混乱事由発生後の障害日の帰結

計算代理人の意見において、評価日が障害日である場合には、評価日は、その直後の障害日でない予定取引日とする。但し、障害日が発生していなければ評価日であったはずの当初の日（以下「予定評価日」という。）の直後の8予定取引日のいずれかの日が障害日でない場合に限る。当該直後の8予定取引日の全ての日が障害日である場合、（i）当該8予定取引日後の日は、かかる日が障害日であることにかかわらず評価日とみなされ、また、（ii）計算代理人は、適用ある条件決定補足書に記載の方法により日経平均株価の水準を決定し、記載が無い場合又は実行不能な場合には、日経平均株価に含まれる各証券の当該8予定取引日後の日の評価時刻時点の当該本取引所の取引価格又は市場相場価格（以下「取引価格」という。）を用いて、最初の障害日が発生する直前に有効であった日経平均株価の計算式及び計算方法に従い当該8予定取引日後の日の評価時刻時点の日経平均株価の水準を決定する（障害日を発生させた事由が、当該8予定取引日後の日において、関連する証券につき発生した場合には、当該8予定取引日後の日の評価時刻時点の関連する証券の取引価格につき商業的に合理的な方法により決定される。）。但し、評価日において市場混乱事由が発生した場合、関連する利払日、満期日又は（場合により）早期償還日は、評価日と決定された当該日の5営業日後まで延期される。かかる延期に関して、発行会社はいかなる追加金額の支払義務も負わない。

(10) 調整

発行会社が、適切な調整が本要項第2項(3)に従い行われうるか否かを計算代理人が決定することを要求した場合、発行会社は、自己が適切と考えない調整を行う義務を負わず、計算代理人、発行会社又はその他の当事者のいずれも、発行会社が当該調整を行い又は行わないことにつき責任を負わない。

特に、本要項に定める規定により、日経平均株価又はスポンサーに影響を与える事由に関して調整が要求されているということにかかわらず、発行会社は、当該規定に従い調整が行われる際に、日経平均株価に関するオプション又は先物が、先物又はオプション取引所において取引され、当該事由に関して取引オプション又は先物に基づく権利に対し先物又はオプション取引所による調整が行われない場合、当該調整を行わない権利を留保する。

(11) 調整の通知

計算代理人による本要項に基づく全ての決定は、明白な誤りがある場合を除き、最終的なものであり、本社債権者、発行・支払代理人及び発行会社を拘束する。発行会社は、可及的速やかに調整及び当該調整が実施される日を、本要項第10項に基づいて通知し又は通知がなされるようにしなければならない。但し、係る通知の懈怠又は未受領は調整の有効性及び拘束力に影響を及ぼさない。

3. 支払

本社債に関する元利金の支払は、以下の規定に従い、米国外に所在する支払代理人の指定事務取扱店舗において(元本の支払の場合及び償還後の利息の場合には)関連する社債券又は(償還後の利息以外の利息の場合には)関連する利札(適宜)を呈示及び提出すること(又は、支払われるべき金額若しくは受領可能資産の一部の支払若しくはは交付の場合には、それらに裏書すること)と引き換えに、また決済条件に従うことを条件として行われ、(a)支払の場合は、(該当する場合には、非米国実質所有の証明を行うことを条件として)口座開設銀行宛てに振り出される、関連通貨で支払われる小切手により、又は(所持人の選択により)口座開設銀行における当該通貨建ての口座(日本の非居住者に対する日本円での支払の場合、非居住者口座とする。)への振込みにより、また(b)交付の場合には、社債権者に通知される方法により行われる。

無記名式の本社債の所持人は、本項に従ってなされる振込みが支払期日後に当該所持人の口座に到達したことによりかかる社債につき支払われるべき金額の受領が遅れたことについて、利息その他の支払を受ける権利を有さない。

本社債券には、発行・支払代理人により又は発行・支払代理人に代わって、当該社債券についてなされた各支払及び交付が記録され、かかる記録はその支払又は交付がなされたことの明白な証拠となる。

本社債又は利札に関して特定の金額が支払われるべきものと明示されている、又はその他の方法で支払われるべきものと決定されているその日が、(i)営業日、且つ(ii)(確定社債券の場合に限り)社債券又は利札の呈示場所において、商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務(外国為替及び外貨預金取引を含む。)を営んでいる土日以外の日でない場合には、その支払は(i)営業日、且つ(ii)(確定社債の場合に限り)社債券又は利札の呈示場所において、商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務(外国為替及び外貨預金取引を含む。)を営んでいる土日以外の日に該当する直後の日まで行われず、かかる社債券又は利札の所持人は、かかる支払遅延について追加の支払を受ける権利を有さない。

なお、当初の発行・支払代理人の名称及びその指定事務取扱店舗は以下に記載するとおりである。

発行・支払代理人

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン

(The Bank of New York Mellon)

英国 ロンドン E14 5AL ワン・カナダ・スクエア

(One Canada Square, London E14 5AL, United Kingdom)

4. 本社債の地位

本社債及びそれに関する利札は発行会社の無担保かつ非劣後の債務を構成し、本社債間において同順位である。本社債及びそれに関する利札に基づく発行会社の支払義務は、発行会社のその他の現在及び将来の無担保・非劣後の債務(強制的かつ一般的に適用される法律の規定により優先権が認められる債務を除く。)と同順位である。本社債は、発行会社の預金を証明するものではなく、いかなる政府又は政府機関によっても保証されていない。

5. 課税

発行会社が租税に関する源泉徴収又は控除を行うことが法律により要求される場合その他本要項に開示されている場合を除き、社債権者は、利息の支払、利息額、若しくは本社債の所有、譲渡、売却、償還、権利執行若しくは消却、又は決済金額及び／若しくは本社債に関するその他の支払（適宜）に起因し、或いはそれらに関連して支払われるべき一切の租税を支払わなければならない。発行会社は、社債権者が負担するかかる租税について責任を負わず、その他の方法でかかる租税に関する金額を支払う義務を負わない。

本社債に関する支払は全て、英国（又は英国の、若しくは英国内に所在する、課税権限を有する当局若しくは行政下部機関（それぞれを「税務当局」という。））により賦課、徴収、回収、源泉徴収又は査定されるあらゆる性質の現在又は将来の租税に関する源泉徴収又は控除のない状態で、かかる源泉徴収又は控除を行うことなく、支払われる。但し、かかる源泉徴収又は控除が法律上要求される場合はこの限りではない。

英国の税務当局が源泉徴収又は控除を要求する場合、発行会社は、かかる源泉徴収又は控除の後で社債権者が受領できる純額を、かかる源泉徴収又は控除が存在しなければかかる社債権者が受領しえた金額と等しくするために必要な追加額（以下「追加額」という。）を支払う。前記にかかわらず、以下のいずれかに該当する場合は、本社債について追加額は支払われない。

- (a) 社債権者が単に本社債又は利札を保有するという事実以外に英国と特定の関係を有することによりかかる社債について租税の支払義務を負う場合、かかる社債権者又はその代理を務める第三者に対しては、追加額は支払われない。
- (b) 社債権者が、法律上の要件を遵守し若しくはかかる要件を第三者に遵守させることにより、又は、関連する本社債若しくは利札が支払を受けるために呈示された場所において非居住者である旨の申告その他同様の非課税の申請を課税当局に対して行い又はかかる申告を第三者に行わせることによりかかる控除又は源泉徴収を合法的に回避しえたにもかかわらずそのように回避していない場合、かかる社債権者又はその代理を務める第三者に対しては、追加額は支払われない。
- (c) 米国内国歳入法（その後の改正を含む。）第1471条乃至第1474条、同法に関する現在若しくは将来の規則若しくは公式解釈、同法第1471条b項に基づき締結される協定、又は同法のこれらの条項の実施に関連して締結される政府間協定に基づき適用される財務若しくは規制に関する法律、規則若しくは慣習に基づき、かかる控除又は源泉徴収が要求される場合。
- (d) 社債券が、かかる支払の最初の支払期日（発行・支払代理人が支払われるべき金員の全額をかかると支払期日以前に適式に受領していない場合には、かかる金員の全額が適式に受領された日）から30暦日を過ぎてから支払を受けるために呈示された場合。但し、社債権者が当該社債券をかかると30日間の最終日に支払を受けるために呈示した場合に追加額を受ける権利を有していたと思われる場合を除く。
- (e) かかる源泉徴収又は控除が特定の個人に対する支払に課されており、欧州理事会指令（2003/48/EC）若しくは貯蓄所得に対する課税に関する2000年11月26日から27日に開催されたECOFIN理事会の決定を実施するその他の指令又はかかる指令を実施し若しくは遵守し、若しくはかかる指令に適合させるための法律に従って行う必要がある場合。
- (f) 社債券又は利札が、かかる源泉徴収又は控除が適用されない別の支払代理人に当該社債券又は利札を呈示することによりかかる源泉徴収又は控除を回避しえた社債権者により、或いはかかる社債権者の代理人により、支払を受けるために呈示された場合。
- (g) 社債券又は利札の呈示を受ける発行・支払代理人又は支払代理人が満足できる限度で、かかる社債権者が適用ある証明、身分証明又は報告要件を充足することにより、或いは非居住者である旨の申告その他同様の非課税の申請を関連する課税当局に対して行うことによりかかる源泉徴収又は控除を回避することができない旨が証明されていない場合。

かかる源泉徴収又は控除が法律により要求される場合、本社債に関する支払に対する源泉徴収又は控除の適用は、それが発行会社により、若しくは発行会社のために行われる場合は「発行会社課税事由」とみなされる。

本要項において(Ⅰ)「元本」は本社債に関して支払われるべきあらゆるプレミアム、決済金額及び本要項第2項に従って支払われるべき元本の性質を有するその他一切の金額を含むものとみなされ、(Ⅱ)「利息」は一切の利息額及び本要項第1項(又はこれに対する変更若しくは補足)に従って支払われるべきその他一切の金額を含むものとみなされ、(Ⅲ)「元本」及び／又は「利息」は本項に基づいて支払われるべきあらゆる追加額を含むものとみなされる。

6. 債務不履行事由

以下のいずれかの事由が発生し継続している場合、本社債のいずれかの所持人は、かかる社債が、早期償還額にて償還されるべき旨を発行・支払代理人に対してその指定事務取扱店舗宛てに通知することができ、かかる社債はそれにより直ちに償還期限が到来する。

- (a) 本社債の利息が支払期日から14暦日以内に支払われていない場合。但し、発行会社は、かかる金額(以下「留保金額」という。)が強制的な法律、規則又は正当な管轄権を有する裁判所の命令を遵守するために支払われなかった場合には、債務不履行とはみなされない。かかる法律、規則又は命令の有効性又は適用性について疑義が存在する場合、発行会社は、かかる14暦日の間に独立した法律顧問から発行会社に与えられた助言に従って行なった場合には、債務不履行とはみなされない。
- (b) 発行会社が本社債のその他の条項に違反した場合で、かかる違反が本社債の所持人の利益を実質的に損なう方法によるものであり、且つ当該違反が、発行済みの本社債の額面金額又は数(適宜)の少なくとも10分の1を保有し、違反の治癒を要請する社債権者から発行会社が違反の通知を受領してから30暦日以内に治癒されない場合。
- (c) 発行会社を清算する旨の命令がなされた場合又はその旨の有効な決議が可決された場合(かかる社債の所持人の特別決議により事前に承認された条件での再建、合併又は吸収合併の計画に関連する場合を除く。)。

7. 時効

発行会社に対する、本社債及び／又は利札(本項においては利札引換券は含まれない。)にかかる支払に関する請求は、それらについての適切な支払日から10年(元本の場合)又は5年(利息の場合)以内に行われえない限り、時効消滅し、無効となる。

8. 社債券の交換

社債券又は利札が紛失、盗失、毀損、汚損又は破損した場合、かかる社債券又は利札は、適用される一切の法令及び関連証券取引所又はその他の関連当局の規制要件に従って、発行・支払代理人、又は発行会社が随時かかる目的のために指定し、その指定につき社債権者に通知するその他の支払代理人若しくは名義書換代理人の指定事務取扱店舗において、交換に関して発生する料金、経費及び租税を請求者が支払った上で、また発行会社が要求する証拠、担保及び補償その他の条件に従って、交換することができる。本社債券又は利札が毀損又は汚損した場合には、代わりの社債券又は利札が発行される前に当該社債券又は利札を提出しなければならない。

9. 追加の発行

発行会社は随時その自由裁量で、社債権者又は利札所持人の同意を得ることなく、本社債と同様の条件が適用されるあらゆるシリーズの追加の社債を設定及び発行することができ、かかる社債は当該シリーズの社債に統合され、それらとともに一つのシリーズを構成する。

10. 通知

(1) 社債権者に対する通知

社債権者に対するあらゆる通知は、以下のいずれかに従ってなされた場合に、適式になされ効力を有するものとみなされる。

- (a) 英国で一般に刊行されている日刊新聞(「フィナンシャル・タイムズ」となる予定)において公告された場合。この場合、最初に公告された日において通知がなされたものとみなされる。
- (b) (本社債が関連証券取引所に上場されており、又は関連当局により取引を認められている場合は)当該証券取引所又はその他の関連当局の規則及び規制に従って通知がなされた場合。この場合、かかる規則及び規制に従って最初に送信又は公告がなされた日に通知がなされたものとみなされる。
- (c) 上記で要求されている公告又は郵送に代えて、社債権者に対する通知を関連決済システムに対して送付することができるが、適用ある場合には、前(b)項に従って要求される公告その他の要件も遵守することを条件とする。

この場合、（その後の公告又は郵送にかかわらず、）該当する関連決済システムに転送されるよう発行・支払代理人に対して最初に送信された日において通知がなされたものとみなされる。

前(a)項又は(b)項に従って要求される公告を行うことができない場合、通知は、欧州で刊行されているその他の主要な英文の日刊新聞において公告された場合に、その最初の公告日において有効に行われたものとみなされる。利札の所持人は、あらゆる目的上、本項に従って社債権者に送付された通知の内容について通知を受けたものとみなされる。

(2) 発行会社及び代理人に対する通知

あらゆるシリーズの本社債について、発行会社及び／又は代理人に対する一切の通知は、マスター代理人契約に規定された住所に宛てて、又は本項に従って社債権者に送付される通知により発行会社及び／又は代理人が指定するその他の者又は場所に宛てて送付されるものとする。

(3) 通知の有効性

いずれかの通知が有効であり又は適式に完成され、適切な様式でなされているか否かについての判断は、発行会社及び関連決済システムにより、発行・支払代理人と相談の上でなされ、かかる判断は発行会社、諸代理人及び社債権者に対して決定的かつ拘束力を有するものである。

無効、不完全又は適切な様式でないと判断された通知は、発行会社及び関連決済システム（該当する場合）が別途合意しない限り、無効となる。本規定は、新たな又は訂正された通知を交付するために通知を交付する者の権利を損なうものではない。

発行会社、支払代理人、登録機関又は名義書換代理人は、かかる通知が無効、不完全又は適切な様式でないと判断された場合には、当該通知を提出した社債権者に迅速にその旨を通知するべく、一切の合理的な努力を尽くす。自身の側に過失又は故意の不正行為がない場合には、発行会社、関連決済システム又は代理人（適宜）のいずれも、通知が無効、不完全若しくは適切な様式でない旨の社債権者に対する通知又は判断に関連して自身が行った行為又は不作為につきいかなる者に対しても責任を負わない。

11. 変更及び集会

(1) 本要項の変更

発行会社は、社債権者の同意を得ることなく、本要項に対して、発行会社の単独の意見において社債権者の利益を実質的に損なわない変更、或いは形式的、軽微若しくは技術的な性質の変更、又は明白な誤りを訂正するため若しくは発行会社が設立された法域における強制的な法律の規定を遵守するため若しくは本要項中に含まれる瑕疵ある規定を是正、訂正若しくは補足するための変更を行うことができる。

かかる変更の一切は社債権者に対して拘束力を有し、かかる変更の一切は、本要項第10項に従ってその後可及的速やかに社債権者に通知される。かかる通知を送付しなかった或いはかかる通知を受領しなかったとしても、それらはかかる変更の有効性に影響しない。

(2) 社債権者集会

マスター代理人契約には、特別決議（マスター代理人契約に定義される。）による本要項又はマスター代理人契約の変更の承認を含め、社債権者の利益に影響する事項を審議するための社債権者の集会の招集に関する規定が含まれている。社債権者には、少なくとも21暦日（通知が送付された日及び集会が開催されることとなっている日を除く。）前に、集会の日時及び場所を明記した通知が送付される。

かかる集会は、発行会社又は当該時点において発行済みの本社債の額面金額の10%以上を保有する社債権者により、招集することができる。社債権者集会の定足数（特別決議（以下において定義する。）を可決するための集会の場合を除く。）は、本社債の過半数（保有又は代表される本社債の額面金額又は数量を基準として）を保有又は代表する2名以上の者とする。但し、かかる集会の議事に（とりわけ）下記(i)乃至(viii)の議案の審議が含まれる場合には、定足数は当該時点において発行済みの本社債の額面金額の75%以上又は（延会の場合は）25%以上を保有又は代表する2名以上の者とする。(i)本社債の満期日若しくは償還日、本社債の行使日若しくは失効日、或いは本社債に関する利息若しくは利息額の支払日を変更すること、(ii)本社債の額面金額若しくは本社債の償

還若しくは行使につき支払われるべきプレミアムを減額若しくは消却すること、(iii) 本社債に関する利率を引き下げ、若しくは本社債に関する利率若しくは利息の金額を算定する方法若しくは基準、若しくは本社債に関する利息額を算定する基準を変更すること、(iv) 適用ある条件決定補足書に、利率の上限及び／若しくは下限、若しくは取引可能金額若しくは受領可能資産の上限及び／若しくは下限が定められている場合には、かかる上限及び／若しくは下限を引き下げること、(v) 決済金額若しくは受領可能資産を算定する方法若しくは基準を変更すること（要項に定められている変更を除く。）(vi) 本社債の支払通貨若しくは表示通貨を変更すること、又は(vii) 社債権者集会に必要な定足数若しくは特別決議の可決に必要な過半数に関する規定を変更すること。マスター代理人契約には、発行済みの本社債の額面金額の90%以上を保有する所持人により、又はかかる所持人に代わって署名された書面による決議は、あらゆる目的上、適式に招集及び開催された社債権者集会において可決された特別決議と同様に効力を有するものとみなされる旨規定されている。かかる書面による決議は一つの文書として作成することも、同じ形式の複数の文書として作成することもでき、各文書は1名又は複数名の社債権者により又はかかる社債権者に代わって署名されるものとする。

マスター代理人契約の条件に従い適式に招集及び開催された集会において、かかる集会で投じられた票の75%以上の過半数により可決された決議を特別決議とする。かかる集会において適式に可決された特別決議は、自身が集会に出席していたか否かにかかわらず、全ての社債権者に対して拘束力を有する。

12. 諸代理人

(1) 諸代理人の任命

発行・支払代理人、支払代理人、登録機関、名義書換代理人及び計算代理人は、発行会社の代理人としてのみ行為するものであり、社債権者に対していかなる義務も負わず、また社債権者のために或いは社債権者との間で、代理人又は信託の関係を有さない。発行会社は随時、既に任命した発行・支払代理人、その他の支払代理人、登録機関、名義書換代理人又は計算代理人を変更又は解任し、追加の又は別の支払代理人又は名義書換代理人を任命する権利を有する。但し、発行会社が常に、(a) 発行・支払代理人1名、(b) (記名式社債券に関しては) 登録機関1名、(c) (記名式社債券に関しては) 名義書換代理人1名、(d) (本要項により要求される場合には) 1名又は複数の計算代理人、(e) 欧州の主要都市2つ以上に指定事務取扱店舗を有する支払代理人、(f) 本社債が上場されるその他の証券取引所により要求されるその他の代理人、及び(g) ((e)又は(f)に従って既に条件が満たされている場合を除き) EC理事会指令(2003/48/EC)若しくは2000年11月26日から27日に開催されたECOFIN理事会の決定を実施するその他の指令又はかかる指令を施行若しくは遵守する法律若しくはかかる指令に従うために導入される法律に従って税金の源泉徴収又は控除を行う義務を負わない、欧州連合加盟国内に指定事務取扱店舗を有する支払代理人1名を擁していることを条件とする。代理人の解任及び代理人の指定事務取扱店舗の変更に関する通知は、本要項第10項に従って社債権者に送付される。

(2) マスター代理人契約の変更

発行会社は、それが社債権者の利益を実質的に損うものでないと発行会社が判断した場合、又はかかる変更が形式的、軽微若しくは技術的な性質のものであるか、明白な誤りを訂正するため、適用法の強制的な規定を遵守するため、或いはマスター代理人契約に含まれる瑕疵ある規定を是正、訂正若しくは補足するために変更が行われる場合に限り、マスター代理人契約の変更を認め、又は同契約に対する違反若しくは違反の予定、若しくは同契約の不遵守を宥恕若しくは承認することができる。

かかる変更は社債権者に対して拘束力を有し、変更後可及的速やかに本要項第10項に従って社債権者に通知される。但し、かかる通知が送付されなかった又は社債権者により受領されなかった場合でも、かかる変更の有効性又は拘束力に影響を及ぼすものではない。

(3) 発行会社及び諸代理人の責任

発行・支払代理人及び計算代理人(場合に応じて)は、本要項に基づいて行われた計算及び決定又は行為の誤り又は懈怠について、いかなる者に対しても責任又は債務を負わず、かかる計算及び決定は全て(明白な誤りの場合を除く。)、発行会社、諸代理人及び社債権者に対して最終的で拘束力を有するものとする。

発行会社又は代理人のいずれも、（国内外の）法律の制定、（国内外の）公共機関の介入、戦争、ストライキ、封鎖、ボイコット又はロックアウトその他同様の事象又は状況に起因する損失又は損害につき、責任を負わない。ストライキ、封鎖、ボイコット及びロックアウトに関する責任の制限は、当事者のいずれかがかかる措置を講じた場合又はそれらの対象となった場合にも適用されるものとする。発行会社又は代理人はいかなる場合でも（自身の側に詐欺行為があった場合を除く。）、社債権者が被った損失、損害、債務、費用、請求、訴訟又は要求につき、社債権者に損害賠償金を支払う義務を負わない。また、発行会社又は代理人はいかなる場合でも、逸失利益、間接的損失若しくは損害、又は結果的損失若しくは損害につき、（かかる損失が生じる可能性について事前に通知を受けていたか否かにかかわらず）社債権者に対して責任を負わない。

発行会社又は諸代理人のいずれかが、（国内外の）法律の制定、（国内外の）公共機関の介入、戦争、ストライキ、封鎖、ボイコット又はロックアウトその他同様の事象又は状況により支払又は交付の実施を妨げられる場合、当該事象又は状況が解消されるまでの間、かかる支払又は交付を延期できるものとし、この場合、かかる延期につき追加額の支払又は交付を行う義務は生じない。

13. 1999年（第三者の権利に関する）契約法

いかなる者も、1999年（第三者の権利に関する）契約法に基づいて本社債の条件を実施する権利を有さない。

14. 準拠法及び管轄

- (a) 関連する別紙の規定に従うことを条件として、本社債、利札及びマスター代理人契約、並びにそれらに起因又は関連して生じる一切の契約外の義務は、英国法に準拠し、同法に従って解釈される。
- (b) 関連する別紙の規定に従うことを条件として、本社債、利札及び／又はマスター代理人契約に起因又は関連して生じる一切の紛争については、英国の裁判所がその専属的管轄権を有し、したがってそれらに起因又は関連して生じるあらゆる訴訟又は法的手続（以下「法的手続」という。）はかかる裁判所に提起される。

15. 様式、額面、所有権及び譲渡

(1) 様式、額面

本社債は、各本社債の額面500,000円の無記名式で発行され、記名式社債券に交換することはできない。

本社債は当初、包括様式により発行され、特定の事由が生じた場合に限り確定様式の本社債券に交換することができ、包括様式の社債券は当該包括社債券の要項に従って確定社債券に交換される。かかる事由が生じた場合、発行会社は本要項第10項に従って迅速に社債権者に通知する。

(2) 所有権

社債券及び利札の所有権はマスター代理人契約の規定に従って交付により移転する。

発行会社及び関連する諸代理人は、（法律により別途要求されるか、又は正当な管轄権を有する裁判所により別途命令を受けた場合を除き）あらゆる無記名式社債券又は利札の所持人（以下に定義される。）を、あらゆる目的上（かかる社債券の支払期日超過の有無を問わず、また所有権、信託若しくはかかる社債券に対する持分に関する通知、かかる社債券面上（又はそれを表章する包括社債券面上）の書き込み、又はかかる社債券の盗失若しくは紛失にかかわらず）その完全な所有者とみなし、そのように扱い、いかなる者も所持人をそのように扱うことにつき責任を負わない。

本要項において、「社債権者」とは、無記名式社債券の持参人又は記名式社債券がその名義において登録されている者をいい、「所持人」とは、無記名式社債券又は利札に関しては当該無記名式社債券又は利札の持参人をいい、記名式社債券に関しては記名式社債券がその名義において登録されている者をいう。

(3) 無記名式社債券の譲渡

前記の規定に従うことを条件として、無記名式本社債券及び利札の所有権は、交付により移転する。

16. 定義

「営業日」とは、

ロンドン及び東京において商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替及び外貨預金取引を含む。）を営んでいる日をいう。

「株式等」とは、	本社債が関連する株式、受益権、預託証券、持分又はエクイティ・ユニットをいう。
「観察期間」とは、	2014年9月19日（その日を含む。）から最終評価日（その日を含む。）までの期間をいう。
「関連取引所」とは、	大阪取引所、又はかかる取引所若しくは相場表示システムの承継者、又は日経平均株価に関する先物及びオプション契約の取引が臨時に場所を移して行われている代替の取引所若しくは相場表示システム（但し、計算代理人が、かかる臨時の代替取引所又は相場表示システムにおいて日経平均株価に関する先物及びオプション契約に関して元の関連取引所における場合に匹敵する程の流動性がある旨決定することを条件とする。）をいう。
「現地市場費用」とは、	①株式等又はヘッジ・ポジションに係る現地市場において生じた一切の費用、料金、手数料、発生額、源泉徴収額及び経費、並びに②株式等又はヘッジ・ポジションに係る現地市場における外国為替取引の停止又は決済の遅延若しくは不履行の結果として生じた一切の費用、損失及び経費をいう。計算代理人は、かかる現地市場費用を決定するにあたり、(i)発行会社又は（場合により）その関連会社がそのヘッジ・ポジションに基づき受けるとされる支払又は交付の金額及び時期、(ii)ヘッジ・ポジションが非流動資産若しくは非市場性資産（評価額がゼロとなる可能性があるもの）又はシンセティック・ヘッジ（時価評価がゼロとなる可能性がある場合又はヘッジ・ポジションの取引相手に対してイン・ザ・マネーの状態にある場合）を含むか否か、並びに(iii)発行会社又はその関連会社が偶発債務（分配金の返金その他の方法で支払を行う義務を含む。）を負うこととなるか否かを考慮に入れることができる。
「行使価格」とは、	当初日経平均株価の100.00%に相当する円貨額（必要に応じて小数第3位を四捨五入して第2位まで求める。）をいう。
「構成銘柄」とは、	日経平均株価の構成銘柄となっている株式等をいう。
「最終日経平均株価」とは、	計算代理人がその独自の裁量により決定する、最終評価日における日経平均株価終値をいう。
「最終評価日」とは、	満期日の5 予定取引日前の日をいう。
「先物又はオプション取引所」とは、	計算代理人がその完全なる裁量により決定する、日経平均株価に関するオプション契約又は先物契約における関連する取引所をいう。

「市場混乱事由」とは、

以下の事由が発生又は存在していることをいう。

- ① 当該評価時刻に終了する1時間においていつでも、計算代理人が重大であると決定する取引障害
- ② 当該評価時刻に終了する1時間においていつでも、計算代理人が重大であると決定する取引所障害
- ③ 早期終了
- ④ 日経平均株価に関する先物、オプション契約若しくはデリバティブ契約の取引を実行し、又はその時価を取得する発行会社又は市場参加者の機能を失い、又は毀損する事由であつて、計算代理人が重要であると決定する事由
- ⑤ 日経平均株価に関する先物又はオプション契約について、かかる先物又はオプション契約に関する(i)取引障害、(ii)取引所障害((i)及び(ii)のいずれの場合においても、関連取引所の評価時刻に終了する1時間中に発生又は存在しており、計算代理人が重要であると決定したもの。)又は(iii)早期終了

ある時点における日経平均株価に関する市場混乱事由の有無の判定において、当該日経平均株価を構成する銘柄に関して市場混乱事由が発生したと判定された場合には、日経平均株価の構成銘柄全体に対する当該構成銘柄の寄与部分の割合は、かかる市場混乱事由の発生の直前の日経平均株価の構成銘柄全体に占める当該構成銘柄の構成比率と日経平均株価全体の水準を比較することで算定される。

「修正翌営業日調整」とは、

当該日が営業日でない場合に、翌営業日が当該日となる（但し、それにより翌暦月にずれ込む場合には、当該日は直前の営業日に繰り上げられる。）調整方法をいう。

「障害日」とは、

当該本取引所又は関連取引所がその通常取引セッションの間に取引を行うことができない、又は市場混乱事由が生じている予定取引日をいう。

「スポンサー」とは、

株式会社日本経済新聞社をいう。

「早期終了」とは、

日経平均株価の20%以上を構成する構成銘柄に関する本取引所又は関連取引所が、予定終了時前に終了することをいう。但し、本取引所又は関連取引所が、①当該取引所営業日における本取引所又は関連取引所の通常取引セッションにおける実際の終了時刻及び②当該取引所営業日の評価時刻における取引実行のために本取引所又は関連取引所のシステムに入力されるべき注文の提出期限のいずれか早い時間の1時間前までに、当該早期終了時刻のアナウンスをした場合を除く。

「早期償還額」とは、	本社債の早期償還又は消却に関して、早期償還又は消却を発生させた事由の発生後の当該社債の時価の比例按分額に対して、本社債の早期償還又は消却にあたり発行会社により（又は発行会社に代わって）負担される（又は負担されることが予想される）全ての費用、損失、経費及び現地市場費用（ヘッジ解除費用及び期限前返済手数料を含むが、これにより前記を反復又は制限するものではない。）を考慮した調整を行った金額として計算代理人が決定した額面金額をいう。計算代理人は、早期償還額の決定にあたり、実勢市場価格及び／若しくは独自の価格決定モデルを使用することができ、又は（これらの価格決定方法により商業上合理的な結果が得られないと思われる場合には、）かかる早期償還額を商業上合理的な方法により見積もることができる。早期償還額は、本社債の早期償還又は消却を発生させた事由の発生後、合理的な範囲で可及的速やかに、計算代理人により決定される。計算代理人は、「債務不履行事由」（本要項第 6 項に定義される。）の発生後のいずれかの時点で早期償還額を計算する際、かかる債務不履行事由が本社債の時価に及ぼす影響を無視するものとする。
「早期償還判定水準」とは、	当初日経平均株価の 105.00%に相当する円貨額（必要に応じて小数第 3 位を四捨五入して第 2 位まで求める。）をいう。
「早期償還評価日」とは、	当該早期償還日に関する各利払日の5予定取引日前の日をいう。
「早期償還日」とは、	2014年12月19日（同日を含む。）から2018年6月19日（同日を含む。）までのあらゆる利払日をいう。
「通貨障害事由」とは、	任意のシリーズの本社債に関して、一つ又は複数の通貨に影響を及ぼす事象の発生又はかかる事象の公的な宣言で、決済通貨に関する義務を履行し又はその他の方法でかかるシリーズの本社債の支払・決済又はヘッジを行う発行会社の能力が著しく阻害され又は損われると発行会社がその単独かつ絶対的な裁量により判断するものをいう。
「当初日経平均株価」とは、	計算代理人が決定する、当初日経平均株価決定日時点の日経平均株価終値をいう。
「当初日経平均株価決定日」とは、	2014 年 9 月 19 日をいう。
「取引障害」とは、	①日経平均株価の20%以上を構成する構成銘柄に関する本取引所における、又は②関連取引所における日経平均株価に関連する先物若しくはオプション契約に関する、本取引所又は関連取引所の値幅制限を超える株価変動その他を理由とする本取引所又は関連取引所による取引の停止若しくは毀損若しくは当該取引に課せられた制限をいう。疑義を避けるために付言すれば、①当該本取引所の値幅制限を越える株価変動、②注文の不均衡、又は③買い呼び値と売り呼び

	値の不一致は、計算代理人が決定する取引障害の趣旨において取引の停止又は制限とみなされる。
「取引所営業日」とは、	本取引所における取引が予定終了時よりも早く終了する日を含み、本取引所においてその通常取引セッションの間に取引が行われる予定取引日をいう。
「取引所障害」とは、	市場参加者が一般に①日経平均株価の20%以上を構成する構成銘柄に関連する本取引所において株式等の取引を実行し若しくはその時価を取得し、又は②関連取引所において構成銘柄若しくは日経平均株価に関連する先物及びオプション契約の取引を実行し若しくはその時価を取得する機能を失い、又は毀損する事由（計算代理人により決定される。但し、早期終了にかかる事由を除く。）をいう。
「日経平均株価」とは、	東京証券取引所第一部に上場されている選択された225銘柄の株価指数である日経平均株価（日経225）をいい、現在、かかる指数は日経平均株価の知的財産権の保有者である株式会社日本経済新聞社が計算及び公表している。（ロイター銘柄コード：.N225）
「日経平均株価終値」とは、	ある予定取引日において、計算代理人が決定する、当該予定取引日の評価時刻時点の日経平均株価の水準をいう。
「ノックイン事由」とは、	計算代理人がその独自の裁量により決定する、観察期間中の（日経平均株価に関する障害日ではない）いずれかの予定取引日において、日経平均株価終値がノックイン判定水準以下であることをいう。
「ノックイン判定水準」とは、	当初日経平均株価の70.00%に相当する円貨額（必要に応じて小数第3位を四捨五入して第2位まで求める。）をいう。
「評価時刻」とは、	評価される日経平均株価の評価日における当該本取引所の予定終了時をいう。当該本取引所が予定終了時より早く終了し、特定の評価時刻が通常取引セッションの実際の終了時刻の後である場合には、評価時刻は、当該実際の終了時刻とする。
「評価日」とは、	①当初日経平均株価の決定に関しては、当初日経平均株価決定日、②利息計算期間についての利率の決定に関しては、かかる利息計算期間に関する利率判定評価日、③早期償還事由が発生しているか否かの決定に関しては、当該早期償還日の直前の早期償還評価日、また④満期償還額の決定に関しては、（ノックイン事由が発生した場合の最終日経平均株価については）最終評価日、及び（ノックイン事由の発生の有無については）観察期間中のあらゆる予定取引日をいう。

「ヘッジ障害」とは、

発行会社及び／又はそのいずれかの関連会社が、商業的に合理的な努力を尽くした上で、(A) 本社債に関する発行及び自身の債務の履行に係る価格リスクをヘッジするために発行会社が必要と判断する取引若しくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約若しくは処分を行うことができない場合、又は(B) かかる取引若しくは資産による利益を換価、回収若しくは送金することができない事態をいう。

「ヘッジ費用の増加」とは、

発行会社及び／又はそのいずれかの関連会社が(A) 本社債に関する発行及び自身の債務の履行に係る価格リスクをヘッジするために発行会社が必要と判断する取引若しくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約若しくは処分を行うため、又は(B) かかる取引若しくは資産による利益を換価、回収若しくは送金するために負担する税金、課徴金、費用又は料金（委託売買手数料を除く。）の金額が（本社債の約定日（2014年8月11日）において存在する状況と比較して）著しく増加することになる場合をいう。但し、発行会社の信用力の悪化のみを原因として生じた著しい費用の増加は、ヘッジ費用の増加とはみなされない。

「法の変更」とは、

本社債の約定日以降、①適用される法律若しくは規則（税法を含むがこれに限らない。）の採択若しくは公布若しくは変更により、又は②正当な管轄権を有する裁判所、法廷若しくは規制当局による適用される法律若しくは規則の公式又は非公式の解釈の公表、変更若しくは公示（税務当局が講じたあらゆる措置を含む。）により、発行会社が、その単独かつ絶対的な裁量にて(i) 約定日において発行会社及び／又はその関連会社が想定していた発行会社及び／若しくはその関連会社による本社債に関連するヘッジ・ポジションの保有、取得、取引、若しくは処分が、30暦日以内（但し、満期日前とする。）に違法となるか、若しくは違法となることが相当程度見込まれるか、若しくは違法となったか、又は(ii) 発行会社若しくはそのいずれかの関連会社が本社債に基づく自身の義務を履行する上で負担する費用が著しく増加することになる（租税債務の増加、税制上の優遇措置の減少、その他の当該会社の課税状況に対する不利な影響による場合を含むがこれらに限らない。）か、又は(iii) 発行会社若しくはそのいずれかの関連会社が、約定日時点で本社債及び関連するヘッジ・ポジションに適用される規制上の資本の取扱いに比べて、本社債及び関連するヘッジ・ポジションに関して著しく不利な規制上の資本の取扱いの適用を受けると判断した場合をいう。疑義を避けるために付言すれば、前文における「適用される法律若しくは規則」には2010年ドッド・フランク・ウォールストリート改革及び消費者保護法、同法に基づき発布される規則及び規制、並びにそれらに類する法律又は規制（以下総称して「ウォールストリート関連法」という。）が含まれ、本書に記載の法の変更の影響は、か

かる法、規則又は規制により生じる法の変更にもあてはまる。さらに、ウォールストリート関連法に関連して課される追加の資本費用又はその他の規制上の自己資本要件は、それが重大なものである場合、本定義の②(ii)における「本社債に基づく自身の義務を履行する上で負担する費用が著しく増加することになる」場合に該当する。

「本取引所」とは、

東京証券取引所若しくはその承継者、又は日経平均株価の構成銘柄の取引が臨時に場所を移して行われている代替の取引所若しくは相場表示システム（但し、計算代理人が、かかる臨時の代替取引所若しくは相場表示システムにおいて日経平均株価の構成銘柄に関して元の取引所における場合に匹敵する程の流動性がある旨決定することを条件とする。）をいう。

「予定終了時」とは、

本取引所又は関連取引所及び予定取引日に関し、当該予定取引日における当該本取引所又は関連取引所の週日の予定された終了時刻をいう。時間外又は通常取引セッション外の他の取引は考慮しない。

「予定取引日」とは、

本取引所及び各関連取引所がその通常取引セッションのために取引を行う予定の日をいう。但し、当該日前のいずれかの時点において、本取引所及び各関連取引所が当該日においてその通常取引セッションのために取引を行う予定であることが判明している場合、当該日は予定取引日となる。逆に、当該日前のいずれかの時点において、本取引所又は関連取引所が当該日においてその通常取引セッションのために取引を行う予定でないことが判明している場合、当該日は予定取引日とはならない。

「利率判定水準」とは、

当初日経平均株価の85.00%に相当する円貨額（小数第3位を四捨五入して第2位まで求める。）をいう。

「利率判定評価日」とは、

2015年3月19日以降の各利払日の5予定取引日前をいう。

課税上の取扱い

課税一般について

以下に記載された情報は、現在本社債について適用される税法及び慣行の完全な要約ではない。本社債に関する取引（購入、譲渡、償還、消却及び／又は行使を含む）、本社債に対する金利又はプレミアムの発生又は受領、受領可能資産の交付及び本社債の所持人の死亡は、潜在的な買主に税務上の影響を与える可能性がある。税務上の影響は、とりわけ潜在的な買主の税務上の居住地及び／又は地位によって異なりうる。それゆえ本社債の潜在的な買主は、本社債に関する取引により生ずる税務上の取扱い、又は買主が税務上居住者とされる、若しくは納税の義務を負っている法域における税法上の影響について、各自の税務顧問に助言を求めるべきである。とりわけ、関係課税当局が本社債に基づく支払をどのように特徴付けるかについては、いかなる表明もなされない。

本社債の買主及び／又は売主は、本社債の発行価格又は購入価格（異なる場合）に加えて、印紙税及びその他の税の支払を要求される可能性がある。

1. 英国の租税

以下は、英国の現行の税法及び英国歳入税関庁の公表済みの実務に基づく一般的な記載であり、英国の課税に関する特定の側面のみに関連して、発行会社が英国の現行の法律及び実務につき理解している事項を要約したものである。下記は、全ての事項を網羅したものではない。また、本社債の実質的所有者のみに関するものであり、特別

規則の適用対象となる、特定のクラスの納税者（本社債の取引を業とする者、特定のプロ投資家及び発行会社又は保証会社と関係を有する者）に対しては適用されない。

本社債の保有者になろうとする者で、英国以外の法域で課税される可能性のある者又は課税状況について確信が持てない者は、各自で専門家の助言を受けるべきである。

(1) 本社債に対する利息の支払

(i) 発行会社による利息の支払

発行会社は、発行会社が2007年所得税法（以下「本件法」という。）の第991条に定義される銀行である限り、かつ、本社債に対する利息が本件法第878条に定義される通常の業務過程において支払われる限り、英国の租税に関して源泉徴収又は控除を行うことなく利息を支払うことができる。

(ii) 特定の本社債権者への利息の支払

本社債の利息は、その支払が行われる時点において発行会社が以下のいずれかに該当すると合理的に確信できる場合には、英国の租税に関して源泉徴収又は控除を行うことなくこれを支払うことができる。

(a) 本社債につき支払われる利息を実質的に受ける権利を有する者が、かかる利息の支払に関して英国法人税の課税対象となっていること。

(b) 支払が本件法第936条に記載の課税が免除される団体又は者の区分の一つに対してなされること。

但し、英国歳入税関庁が、（かかる利息の支払が、支払が行われる時点において「除外される支払」に該当しないと同庁が確信する合理的な根拠を有する場合において）税金を控除した上で利息を支払うよう指示した場合はこの限りではない。

(iii) その他の源泉徴収

その他の場合には、他の非課税若しくは免除規定を利用できる場合、又はかかる免除について適用される二重課税防止条約により英国歳入税関庁から別途の指示を受けた場合を除いて、基準税率により、本社債の利息の支払から英国の所得税に関して一定の額の源泉徴収を行うことを要する場合がある。

さらに、他の非課税若しくは免除規定を利用できる場合、又はかかる免除について適用される二重課税防止条約により英国歳入税関庁から別途の指示を受けた場合を除いて、英国の課税上、かかる支払が利息に該当しないものの、年次の支払又は（現物決済が可能な社債券の場合は）「マニュファクチャード・ペイメント」のいずれかに該当する場合には、基準税率により、本社債の支払から英国の所得税に関して一定の額の源泉徴収を行うことを要する場合がある。

(2) 報告要件

英国内の者で、個人である他者に利息を支払うか又はかかる他者に代わって利息を受領する者は、受取人又は利息を受領する権利を有する者の身元に関して英国歳入税関庁に一定の情報を提供することを要求される可能性がある。特定の状況においては、かかる情報が他国の税務当局との間で交換される場合がある。

上記の規定は、特定の状況においては、「割引率の高い有価証券」（2005年所得税（取引その他の収入）法第4部第8章に定義される。）に該当する本社債の償還時に支払われるべき金額の支払にも適用される可能性がある。しかしながら、英国歳入税関庁の公表済みの実務によれば、かかる情報は、2011年4月5日より前に支払われたかかる償還金額については必要とされないことになっている。

本社債の見込み所持人においては、貯蓄所得に対する課税に関するEU指令に関する下記の開示も参照されたい。

貯蓄所得に対する課税に関するEU指令

貯蓄所得に対する課税に関するEC理事会指令（2003/48/EC）（以下「本件指令」という。）に基づき、EUの各加盟国は、その法域内の者から別の加盟国に居住する個人又は別の加盟国において設立された特定の限定された種類

の法人に対して行われた利息又はこれに類する所得の支払、あるいはその法域内の者が別の加盟国に居住する個人又は別の加盟国において設立された特定の限定された種類の法人のために回収した利息又はこれに類する所得の支払について、その支払の詳細をかかる別の加盟国の税務当局に提供することを要求される。但し移行期間中は、オーストリア及びルクセンブルクは、（当該移行期間中に、本件指令に従って情報提供を行うことを選択しない限り）この要件に代えて、かかる支払について35%の料率にて税額を控除する源泉徴収制度を適用する。移行期間は、一定の非EU加盟国がかかる支払に関して情報の交換に同意した後、最初の12カ月間の会計年度が終了した時点で終了する予定である。ルクセンブルクは、2015年1月1日より源泉徴収税制度の適用を中止し、同日以降は利息（又はこれに類する所得）の支払の詳細を提供することとなる旨を発表した。

また、複数の非EU加盟国及び特定の加盟国の属領又は関連領土が、その法域内の者から加盟国に居住する個人又は加盟国において設立された特定の限定された種類の法人に対して行われた支払、あるいはその法域内の者が加盟国に居住する個人又は加盟国において設立された特定の限定された種類の法人のために回収した支払に関して、同様の手法（情報の提供又は移行的な源泉徴収のいずれか）を採用している。さらに、加盟国は、かかる属領又は関連領土の一部との間で、加盟国内の者からかかる領土の一つに居住する個人又はかかる領土の一つにおいて設立された特定の限定された種類の法人に対して行われた支払、あるいは加盟国内の者がかかる領土の一つに居住する個人又はかかる領土の一つにおいて設立された特定の限定された種類の法人のために回収した支払に関して、情報の相互提供又は移行的な源泉徴収に関する取り決めを行った。

2014年3月24日、欧州連合理事会は、本件指令を改正するEU理事会指令（以下「改正指令」という。）を正式に採択した。改正指令は、上述の要件の範囲を拡大するものである。各加盟国は、2016年1月1日より前に、改正指令を遵守するために必要な自国の法律を採択しなければならない。改正指令に基づく変更点の中には、本件指令の適用範囲を、一定のその他の法人及び法的な組織に対して行われた支払、あるいは一定のその他の法人及び法的な組織のために回収した支払へと拡大することが含まれる。また、かかる変更では、「利息の支払」の定義が拡大され、利息と同等の所得も含まれるようになった。

自身の税務ポジションについて疑義のある投資家は、専門的アドバイザーに相談するべきである。

2. 日本国の租税

本社債に投資しようとする申込人は、各申込人の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の財務・税務顧問に相談する必要がある。

日本国の租税に関する現行法令（以下「日本の税法」という。）上、本社債は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本の税法上、本社債が公社債として取り扱われなかった場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

さらに、日本の税法上、本社債のような支払が不確定である社債に関して、その取扱いを明確に規定したものはない。将来、日本の税務当局が支払が不確定である社債に関する取扱いを新たに決めたり、あるいは日本の税務当局が日本の税法について異なる解釈をした場合、本社債に対して投資した者の課税上の取扱いが、本書に述べるものと著しく異なる可能性がある。

以上を前提として、本社債の利息は、一般的に利息として取扱われるものと考えられる。日本国の居住者及び内国法人が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上源泉税を課される。居住者である個人においては、当該源泉税の徴収により課税関係は終了する。内国法人においては、当該利息は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。但し、当該法人は当該源泉税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。上記にかかわらず、2016年1月1日以後に日本国の居住者が支払を受ける本社債の利息は、日本国の税法上申告分離課税の対象となる。

本社債の満期償還により支払を受ける金額が本社債の取得価額を超える場合のその差額（償還差益）は、明確ではないが、所得が日本国の居住者である個人に帰属する場合は、雑所得として取り扱われ、総合課税の対象となると考えられる。個人の総合課税の税率は超過累進税率となっている。また、本社債の満期償還により支払を受ける金額が本社債の取得価額に満たない場合のその差額（償還差損）は、課税上ないものとみなされることとなると思われる。償還差益が内国法人に帰属する場合は、原則として、当該償還差益は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。また、償還差損は、原則として、損金の額として日本国の所得に関する租税の課税所得の計算に算入される。上記にかかわらず、日本国の居住者が2016年1月1日以後に本社債の償還を受けた場合には、その償還差益は、申告分離課税の対象となる。その場合、償還差損については、一定の条件の下で、他の社債や上場株式等の譲渡所得等と損益通算を行うことができる。

なお、本社債の譲渡により生ずる所得については、譲渡人が内国法人である場合は益金となるが、日本国の居住者である個人の場合には（一定の例外を除き）日本国の租税は課されない。しかし、社債の利子の利率のうち最も高いものを最も低いもので除した割合が100分の150以上である社債（利子を付さない期間があるものを含む。）については、その譲渡に関する損益は総合課税の対象となる。本社債は、利子の利率のうち最も高いものを最も低いもので除して計算した割合が100分の150以上になる可能性があるため、譲渡益が譲渡所得として総合課税の対象となると解される可能性もあるといえる。また、上記にかかわらず、日本国の居住者である個人が2016年1月1日以後に本社債を譲渡した場合には、その譲渡により生ずる所得は、課税対象となる。

リスク要因及びその他の留意点

本社債への投資は、下記に要約された元本リスク、利率変動リスク及び信用リスク等の一定のリスクを伴う。本社債への投資を検討される方は、元本リスク、利率変動リスク及びその他の関連リスク等に関する事項に関する金融商品についての知識又は経験を有するべきである。投資を検討される方は、本社債のリスクを理解し、自己の個別的な財務状況、本書に記載される情報及び本社債に関する情報に照らし、本社債が投資に相応しいか否かを自己の顧問と慎重に検討された後に、投資判断を下すべきである。

下記に記載する若しくはその他の1つ又は複数の要因の変化によって、投資家の受け取る本社債の償還額又は売却時の手取金は、投資元本金額を下回る可能性がある。

元本リスク

本社債は、早期償還されず、所定の観察期間中において、日経平均株価終値が所定のノックイン判定水準と等しいか又はそれを下回った場合には、満期償還額が日経平均株価に連動するため、額面金額を下回る可能性がある。なお、満期償還額は額面金額を上回ることとはなく、キャピタルゲインを期待して投資すべきではない。

本社債の流通市場の不存在

本社債を途中売却するための流通市場が形成されると想定することはできず、流通市場が形成された場合でも、かかる流通市場に流動性があるという保証はない。発行会社、売出人及びそれらの関連会社は現在、本社債を流通市場に流通させることは意図していない。また、たとえ流動性があったとしても、本社債の所持人は、日経平均株価の水準、円金利市場及び発行会社の信用状況の変動等、数多くの要因により、満期日前に本社債を売却することにより大幅な損失を被る可能性がある。したがって、本社債に投資することを予定している投資家は、満期日まで本社債を保有する意図で、かつそれを実行できる場合にのみ、本社債に投資されたい。

利率変動リスク

本社債の利率は、2014年12月19日の利払日に支払われる利息については固定利率が適用されるが、2015年3月19日以降の各利払日については、日経平均株価の水準により適用される利率が変動する。関連する各利率判定評価日の日

経平均株価終値が利率判定水準未満の場合、関連する利払日に支払われる利息について適用される利率は、年率 0.10%となる。

早期償還リスク

本社債は、一定の条件が満たされた場合、いずれかの早期償還日に本社債の額面金額で償還されることがある。本社債が満期日より前に償還された場合、投資家は、当該償還の日（いずれも当日を含まない。）までの利息を受け取るが、当該償還の日から後のかかる早期償還がなされなければ受領するはずであった利息を受領することができなくなる。さらに、かかる償還額をその時点での一般実勢レートで再投資した場合に、投資家は、かかる早期償還がなされない場合に得られる本社債の利息と同等の利回りを得られない可能性がある。

低利率付社債を保有することとなるリスク

本社債は、早期償還される場合を除き、2018 年 9 月 19 日に償還される。本社債が早期償還されない場合、投資家は、市場金利を著しく下回る利率（一定の状況の場合には年率 0.10%）による利息を受け取ることとなる可能性及び満期日までかかる本社債を保有し続けなければならない可能性がある。

投資利回りが同じ程度の期間を有する類似の社債の投資利回りより低くなるリスク（機会費用損失リスク）

本社債の満期日又は早期償還日までの利回りは、他の投資の利回りより低いことがありえる。また、仮に本社債と償還期限が同じで早期償還条項の適用のない、発行会社の類似の非劣後社債を投資家が購入した場合、本社債の利回りの方が低いこともありえる。貨幣の時間的価値という観点からみると、本社債に対する投資は、その機会費用に見合わないことがある。

信用リスク

本社債の価値は、発行会社の経営・財務状況の変化、並びに発行会社の信用に対する投資家一般の評価、及び格付機関による発行会社が発行する社債に対する信用格付けの実際の又は予想される動向などによって影響を受けることがある。さらに、発行会社の経営・財務状況及び発行会社が発行する社債に対する信用格付けに反映されることのある発行会社の信用状況における重大な変化が、本社債に関する支払を含め、発行会社の債務の支払能力に影響を及ぼすことがある。

本社債の価格に影響を与える市場活動

発行会社、売出人又はそれらの関連会社は、通常業務の一環として、ディーラーとして、また、顧客の代理人として、その業務遂行上あるいは発行会社の本社債にもとづく支払債務をヘッジする目的で、自己勘定で日経平均株価の各構成銘柄及び日経平均株価先物・オプションの売買を随時行うことがある。このような取引、ヘッジ活動及びヘッジの解消は、本社債の条件決定時、評価日における日経平均株価に影響し、結果的に本社債の所持人に不利な影響を及ぼす可能性がある。

中途売却価格に影響する要因

上記「本社債の流通市場の不存在」において記述したように、本社債の償還前の売却はできない場合がある。また、売却できる場合も、その価格は、次のような要因の影響を受ける。

本社債の満期償還額は本書記載の条件により決定されるが、満期償還日前の本社債の価格は、様々な要因に影響され、ある要因が他の要因を打ち消す場合も、あるいは相乗効果をもたらす場合もあり、複雑に影響する。以下に、他の要因が一定の場合に、ある要因だけが変動したと仮定した場合に予想される本社債の価格への影響を例示した。

① 日経平均株価

本社債の満期償還額及び利率は日経平均株価に連動あるいは変動し、かつ早期償還条項も日経平均株価の水準により決定される。一般的に、日経平均株価が上昇した場合の本社債の価格は上昇し、日経平均株価が下落した場合の本社債の価格は下落することが予想される。

② 日経平均株価の予想変動率

予想変動率とは、ある期間に予想される価格変動の幅と頻度を表わす。一般的に日経平均株価の予想変動率の上昇は本社債の価格を下げる方向に作用し、逆に予想変動率の下落は本社債の価格を上げる方向に作用する。但し、本社債の価格への影響は日経平均株価の水準や評価日までの期間などによって変動する。

③ 評価日又は満期までの残存期間

評価日の前後で本社債の価格が変動するケースが多いと考えられ、評価日に早期償還されないことが決定した場合は本社債の価格が下落する傾向があるものと予想される。但し、日経平均株価、円金利水準、日経平均株価の予想変動率によつてはかかる傾向が変化するため、以上の傾向が逆転する可能性もある。

④ 配当利回りと保有コスト

一般的に、日経平均株価の構成銘柄の配当利回りの上昇、あるいは日経平均株価並びに日経平均株価先物の保有コストの下落は、本社債の価格を下落させる方向に作用し、逆に日経平均株価の構成銘柄の配当利回りの下落、あるいは日経平均株価並びに日経平均株価先物の保有コストの上昇は本社債の価格を上昇させる方向に作用すると予想される。

⑤ 金 利

円金利が下落すると本社債の価格が上昇し、円金利が上昇すると本社債の価格が下落する傾向があると予想されるが、日経平均株価、円金利水準、日経平均株価の予想変動率によつてはかかる傾向が変化するため、以上の傾向が逆転する可能性もある。

⑥ 発行会社の格付け

一般的に発行会社の格上げが行われると本社債の価格は上昇し、格下げが行われると本社債の価格は下落すると予想される。

租 税

日本の税務当局は本社債についての日本の課税上の取扱いについて明確にしていない。

投資家は、上記のリスク要因の1つが及ぼす影響により、他の要因に帰すべき本社債の取引価値の変動が、一部又は全部相殺されることがあることを理解すべきである。

本社債の購入を検討中の投資家は、その個別の事情に本社債が適合するか否かを慎重に考慮した後に限り、投資の決定を行うべきである。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当なし。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 2013年度（自平成25年1月1日 至平成25年12月31日）
平成26年5月30日 EDINETにより関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

該当なし。

3【臨時報告書】

該当なし。

4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当なし。

5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当なし。

6【外国会社臨時報告書】

該当なし。

7【訂正報告書】

該当なし。

第2【参照書類の補完情報】

該当なし。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【保証会社等の情報】

該当なし。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名 パークレイズ・バンク・ピーエルシー

代表者の役職氏名 グループ財務担当取締役 クリストファー・ルーカス

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社は、本邦において本発行登録書の提出日（平成25年7月30日）以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上であります。

（参考）

（平成21年7月14日（発行日）の募集）

パークレイズ・バンク・ピーエルシー第3回円貨社債(2009)

券面総額又は振替社債の総額

192億円

有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面

パークレイズ・バンク・ピーエルシーは 2014 年 7 月 30 日に中間決算(上半期決算報告書)を発表しました。以下はその抄訳です。

作成の基礎

パークレイズ・バンク・ピーエルシーはパークレイズ・ピーエルシーの完全所有子会社であり、パークレイズ・ピーエルシーは当グループの最終的な親会社です。パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループとパークレイズ・ピーエルシー・グループの事業内容は基本的に同一ですが、唯一の違いはパークレイズ・ピーエルシーが持株会社であることです。パークレイズ・バンク・ピーエルシーとパークレイズ・ピーエルシーの報告の相違は持株会社によって生じ、これによって資金調達の構造が異なります。重要な相違点は以下に記載の通りです。

商品の種類	パークレイズ・ ピーエルシー (百万ポンド)	パークレイズ・ バンク・ピーエルシー (百万ポンド)	相違の主な原因
優先株式	-	5,853	パークレイズ・バンク・ピーエルシーが発行した優先株式およびキャピタル・ノートはパークレイズ・バンク・ピーエルシーの株式資本に含まれ、また、パークレイズ・ピーエルシー・グループの財務書類に非支配持分として表示されます。
その他の株主資本	-	485	
非支配持分 (NCI)	6,957	2,130	
自己株式	(108)	-	従業員株式制度のため、およびトレーディング目的で保有するパークレイズ・ピーエルシー株式は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーにおいて、それぞれ売却可能投資およびトレーディング・ポートフォリオ資産として認識されます。パークレイズ・ピーエルシーにおいては、株主資本からこれらの自己株式を控除します。
資本償還準備金 (CRR)	394	16	パークレイズ・ピーエルシー株式またはパークレイズ・バンク・ピーエルシー株式の償還または交換によって生じます。

パークレイズ・バンク・ピーエルシーによる優先株式の買戻し

2014年度第2四半期において、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの優先株式（帳簿価額合計15億ポンド）および劣後債務証券（想定元本6億ポンド）が、固定金利リセティング永久劣後コンティンジェント・コンバーチブル証券の3回の発行（元本金額12億米ドル、11億ユーロおよび7億ポンド）と交換されました。パークレイズ・バンク・ピーエルシーによる公正価値17億ポンドの現金による優先株式買戻しの資金は、利益剰余金から充当されました。資本維持に係る2006年会社法の規則に従い、現在の為替レートで換算した優先株式資本の想定元本に相当する1,600万ポンドの資本償還準備金 (CRR) が、パークレイズ・バンク・ピーエルシーにおいて計上されました。優先株式はパークレイズ・ピーエルシーの財務書類にNCIとして表示されるため、この交換によってパークレイズ・ピーエルシーではNCIが減少しました。

パークレイズ・バンク・ピーエルシーのコンティンジェント・キャピタル・ノート (CCN)

当グループは、2シリーズのコンティンジェント・キャピタル・ノート (CCN) を発行しました。これらはいずれもパークレイズ・バンク・ピーエルシーが発行したもので、保有者に利息と元本を支払います。ただし、パークレイズ・ピーエルシーの連結上の普通株式Tier 1 (CET1) 比率が7%を下回った場合には、いずれの債券も連結上、消却されます。

CCNの支払クーポンは、このようなリスクのない類似債券に対する市場金利を上回る金利です。

これらの金融商品の会計処理は、パークレイズ・ピーエルシーの連結財務書類とパークレイズ・バンク・ピーエルシーの連結財務書類では、以下の点で異なります。

- ・ CCNのうち第1回目の発行の場合、消却は、保有者からパークレイズ・ピーエルシーへの自動的な法的移転によって行われます。この状況において、パークレイズ・バンク・ピーエルシーには、引き続きパークレイズ・ピーエルシーに対する債務が存在します。パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、この消却の仕組みによって利益を得ることはありませんが、類似債券に対する市場金利を上回る金利を支払うため、認識されるこの債券の当初公正価値は額面を上回ります。公正価値と額面の差額は、徐々に損益計算書上で償却されます。
- ・ 第2回目のCCNの発行の場合、消却は直接パークレイズ・バンク・ピーエルシーに影響を及ぼします。パークレイズ・バンク・ピーエルシーにとって、消却の仕組みは、組込デリバティブとして、負債本体から分離して評価され（パークレイズ・ピーエルシー2013年度年次報告書の299ページ（訳者注：原文のページ）に掲載されている注記15の会計方針をご参照ください）、公正価値の変動は損益計算書に計上されます。負債本体の当初公正価値は、デリバティブの当初公正価値の金額分、額面を上回りましたが、差額は、徐々に損益計算書上で償却されます。

2014年6月30日に終了した期間のパークレイズ・ピーエルシー決算報告書には、より広範囲にわたる開示が含まれており、リスク・エクスポージャーや業績についても含まれていますが、これらの内容はパークレイズ・バンク・ピーエルシーのものとほぼ同じです。

取締役の責任に関する声明

取締役（以下に記載）は、英語原文4ページから10ページに掲載されている要約連結中間財務書類が欧州連合の採用した国際会計基準（IAS）第34号「中間財務報告」に準拠して作成されており、また、本書の経営陣の中間報告書には、「開示および透明性規則」4.2.7（改正）および4.2.8（改正）に要求される以下の情報の適正なレビューが含まれていることを認めています。

- ・ 2014年6月30日に終了した6ヵ月間において発生した重要な事象の兆候およびそれらが要約連結中間財務書類に及ぼす影響、ならびに当事業年度の残り6ヵ月間における主要なリスクおよび不確実性の記載。
- ・ 2014年6月30日に終了した6ヵ月間における重要な関連当事者取引および直近の年次報告書に記載された関連当事者取引に関する重要な変更。

取締役会を代表して署名

アントニー・ジェンキンズ
グループ最高責任者

トゥーシャー・モーザリア
グループ財務担当取締役

パークレイズ・バンク・ピーエルシー取締役会：

会長

サー・デビッド・ウォーカー

業務執行取締役

アントニー・ジェンキンズ

（グループ最高責任者）

トゥーシャー・モーザリア

（グループ財務担当取締役）

業務執行権のない取締役

マイク・アシュレー

ティム・ブリードン

クロフォード・ギリース

ルーベン・ジェフリー

ウェンディ・ルーカス・ブル

ダンピサ・モヨ

フリッツ・ヴァン・パーシャン

サー・マイケル・レイク

ダイアン・ド・サン・ビクトル

サー・ジョン・サンダーランド

スティーブ・ティーク

パークレイズ・バンク・ピーエルシーに対する独立監査人のレビュー報告書（訳文）

要約連結中間財務書類に係る報告

私どもの結論

私どもは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの2014年6月30日に終了した6ヵ月間の上半期決算報告書に掲載されている、下記に定義する要約連結中間財務書類のレビューを行いました。私どものレビューに基づき、要約連結中間財務書類は、欧州連合が採用したIAS第34号および英国の金融行為監督機構の「開示および透明性規則」に準拠して作成されていないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められませんでした。

この結論は、この報告書の残りの部分において私どもが言及している事項と関連づけて読むべきです。

レビュー範囲

パークレイズ・バンク・ピーエルシーが作成した要約連結中間財務書類は、以下により構成されています。

- ・ 2014年6月30日に終了した6ヵ月間における要約連結損益計算書
- ・ 同日に終了した期間における要約連結損益およびその他の包括利益計算書
- ・ 2014年6月30日現在の要約連結貸借対照表
- ・ 同日に終了した期間における要約連結株主資本変動表
- ・ 同日に終了した期間における要約連結キャッシュフロー計算書
- ・ 要約連結中間財務書類に対する注記

注記1に開示の通り、グループの年次財務書類全体の作成に適用された財務報告フレームワークは、適用される法律および欧州連合が採用した国際財務報告基準（IFRS）です。

本上半期決算報告書に含まれている要約連結中間財務書類は、欧州連合が採用したIAS第34号「中間財務報告」および英国の金融行為監督機構の「開示および透明性規則」に準拠して作成されています。

要約連結財務書類のレビューに関する事項

私どもは、監査実務委員会が英国での使用のために公表した、国際レビュー業務基準（英国およびアイルランド）第2410号「事業体の独立監査人が実施する中間財務情報のレビュー」に準拠してレビューを実施しました。中間財務情報のレビューには、主として財務および会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続およびその他のレビュー手続が適用されます。

レビューは国際監査基準（英国およびアイルランド）に準拠して実施される監査に比べて限定された手続であるため、私どもは、監査において識別され则认为される重要な事項の全てを認識しているという保証を得ることができません。したがって、私どもは監査意見を表明いたしません。

私どもは、本上半期決算報告書に含まれるその他の情報を通読し、当該情報に明白な虚偽表示または要約連結中間財務書類中の情報との重要な不整合が含まれているかどうかを検討しました。

要約連結中間財務書類およびレビューに関する責任

私どもの責任および取締役の責任^{1, 2}

要約連結中間財務書類を含む上半期決算報告書の作成責任は取締役にあります。また、取締役により承認されています。取締役は、英国の金融行為監督機構の「開示および透明性規則」に準拠して上半期決算報告書を作成する責任を有しています。

私どもの責任は、私どものレビューに基づき、本上半期決算報告書に含まれている要約連結中間財務書類に対する結論を会社に表明することです。結論を含む当報告書は、金融行為監督機構の「開示および透明性規則」への準拠を目的として会社のためにのみ作成されており、その他の目的はありません。この結論を表明するにあたり、私どもが事前に同意書で明確に同意している場合を除き、私どもは、その他の目的に対して責任を負わず、また、当報告書を読むその他の者または当報告書を入手する可能性のあるその他の者に対して責任を負うものではありません。

プライスウォーターハウスクーパース エルエルピー

勅許会計士

ロンドン、英国

2014年7月29日

1 バークレイズのウェブサイトの管理および完全性は、取締役の責任です。監査人が行った作業には当件の考慮は含まれず、よって監査人は、財務書類が当初ウェブサイトで表示された後に生じた可能性のある変更について何ら責任を負いません。

2 財務書類の作成および提供を規定する英国における法律は、他国の管轄における法律と異なる可能性があります。

*独立監査人のレビュー報告書の原文は英語で記載されています。日本語訳は、日本人読者の便宜上のものであり、訳文は原文（英語）の報告書に代わるものではありません。

要約連結財務書類

要約連結損益計算書（未監査）

継続事業	注記 ¹	2014年6月30日 終了上半期 百万ポンド	2013年12月31日 終了下半期 百万ポンド	2013年6月30日 終了上半期 百万ポンド
利息収入純額		6,110	6,052	5,601
手数料収入純額		4,270	4,356	4,396
トレーディング収益純額		2,545	1,978	4,570
投資収益純額		356	263	417
保険契約に基づく保険料収入純額		336	345	387
その他の収益		13	66	32
収益合計		13,630	13,060	15,403
保険契約に基づく保険金および給付金純額		(240)	(241)	(268)
保険金控除後の収益合計		13,390	12,819	15,135
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額		(1,086)	(1,440)	(1,631)
営業収益純額		12,304	11,379	13,504
人件費		(5,730)	(5,724)	(6,431)
一般管理費		(3,150)	(4,462)	(3,357)
営業費用（支払保障保険および金利ヘッジ商品に関する補償引当金を除く）		(8,880)	(10,186)	(9,788)
支払保障保険に関する補償引当金		(900)	－	(1,350)
金利ヘッジ商品に関する補償引当金		－	－	(650)
営業費用		(9,780)	(10,186)	(11,788)
事業売却（損）/益、ならびに関連会社および合弁企業の損益に対する持分		(20)	44	(68)
税引前利益		2,504	1,237	1,648
税金		(906)	(987)	(590)
税引後利益		1,598	250	1,058
以下に帰属するもの：				
親会社の株主		1,446	77	886
非支配持分	2	152	173	172
税引後利益		1,598	250	1,058

¹ バークレイズ・バンク・ピーエルシーに固有の注記は原文 9 ページから 10 ページ、バークレイズ・ピーエルシーにも関連する注記はバークレイズ・ピーエルシー決算報告書の原文 55 ページから 87 ページをご参照ください。

要約連結損益およびその他の包括利益計算書（未監査）

継続事業	注記 ¹	2014年6月30日 終了上半期 百万ポンド	2013年12月31日 終了下半期 百万ポンド	2013年6月30日 終了上半期 百万ポンド
税引後利益		1,598	250	1,058
損益に振替えられる可能性のあるその他の包括損失：				
為替換算再評価差額		(1,056)	(2,278)	511
売却可能投資再評価差額		336	(281)	(97)
キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額		254	(753)	(1,137)
その他		(18)	(57)	20
損益に振替えられる可能性のあるその他の包括損失合計		(484)	(3,369)	(703)
損益に振替えられないその他の包括利益/(損失)：				
退職給付の再測定		236	(478)	(37)
当期その他の包括損失		(248)	(3,847)	(740)
当期包括利益/(損失)合計		1,350	(3,597)	318
以下に帰属するもの：				
親会社の株主		1,324	(3,423)	444
非支配持分	2	26	(174)	(126)
当期包括利益/(損失)合計		1,350	(3,597)	318

¹ バークレイズ・バンク・ピーエルシーに固有の注記は原文9ページから10ページ、バークレイズ・ピーエルシーにも関連する注記はバークレイズ・ピーエルシー決算報告書の原文55ページから87ページをご参照ください。

要約連結貸借対照表（未監査）

		2014年6月30日現在	2013年12月31日現在
	注記 ¹	百万ポンド	百万ポンド
資産			
現金および中央銀行預け金		44,047	45,687
他銀行から取立中の項目		1,746	1,282
トレーディング・ポートフォリオ資産		128,854	133,089
公正価値で測定すると指定された金融資産		39,746	38,968
デリバティブ		333,369	350,460
銀行に対する貸付金		43,836	39,822
顧客に対する貸付金		442,549	434,237
リバース・レボ取引およびその他類似の担保付貸付		171,934	186,779
売却可能投資		87,256	91,788
未収還付税および繰延税金資産		4,445	4,988
前払金、未収収益およびその他の資産		5,090	4,414
関連会社および合併企業に対する投資		704	653
のれん		4,829	4,878
無形資産		3,049	2,807
有形固定資産		3,983	4,216
退職給付資産		55	133
資産合計		1,315,492	1,344,201
負債			
銀行預り金		62,167	55,615
他銀行への未決済項目		1,958	1,359
顧客預り金		443,706	432,032
レボ取引およびその他類似の担保付借入		173,669	196,748
トレーディング・ポートフォリオ負債		56,815	53,464
公正価値で測定すると指定された金融負債		62,248	64,796
デリバティブ		326,501	347,118
発行債券		83,832	86,693
未払金、繰延収益およびその他の負債		13,113	13,673
未払税金および繰延税金負債		1,364	1,390
劣後負債		19,812	22,249
引当金		3,445	3,886
退職給付債務		1,743	1,958
負債合計		1,250,373	1,280,981
株主資本			
払込済株式資本および株式払込剰余金	4	14,479	14,494
その他の剰余金		(558)	(233)
利益剰余金		44,718	44,670
親会社の普通株主に帰属する株主資本		58,639	58,931
その他の持分商品		4,350	2,078
非支配持分を除く株主資本合計		62,989	61,009
非支配持分	2	2,130	2,211
株主資本合計		65,119	63,220
負債および株主資本合計		1,315,492	1,344,201

¹ バークレイズ・バンク・ピーエルシーに固有の注記は原文 9 ページから 10 ページ、バークレイズ・ピーエルシーにも関連する注記はバークレイズ・ピーエルシー決算報告書の原文 55 ページから 87 ページをご参照ください。

要約連結株主資本変動表（未監査）

	払込済株式 資本および 株式払込 剰余金 ¹	その他の 持分商品	その他の 剰余金	利益剰余金	合計	非支配 持分 ¹	株主資本 合計
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
2014年6月30日終了上半期							
2014年1月1日現在残高	14,494	2,078	(233)	44,670	61,009	2,211	63,220
税引後利益	-	90	-	1,356	1,446	152	1,598
為替換算の変動	-	-	(941)	-	(941)	(115)	(1,056)
売却可能投資	-	-	340	-	340	(4)	336
キャッシュフロー・ヘッジ	-	-	260	-	260	(6)	254
退職給付の再測定	-	-	-	237	237	(1)	236
その他	-	-	-	(18)	(18)	-	(18)
当期包括利益合計	-	90	(341)	1,575	1,324	26	1,350
持分商品の買戻しおよび発行	(15)	2,272	16	(1,683)	590	-	590
その他の持分商品に係るクーポン支払額	-	(90)	-	19	(71)	-	(71)
株式決済される株式制度	-	-	-	379	379	-	379
株式報酬制度に基づき権利確定したパーク クレイズ・ピーエルシー株式	-	-	-	(775)	(775)	-	(775)
配当金支払額	-	-	-	(636)	(636)	(97)	(733)
優先株式およびその他の株主資本に係る 配当金	-	-	-	(237)	(237)	-	(237)
パーククレイズ・ピーエルシーからの資本 拠出	-	-	-	1,412	1,412	-	1,412
その他の剰余金の変動	-	-	-	(6)	(6)	(10)	(16)
2014年6月30日現在残高	14,479	4,350	(558)	44,718	62,989	2,130	65,119
2013年12月31日終了下半期							
2013年7月1日現在残高	14,494	-	2,822	39,458	56,774	2,620	59,394
税引後利益	-	-	-	77	77	173	250
為替換算の変動	-	-	(1,951)	-	(1,951)	(327)	(2,278)
売却可能投資	-	-	(276)	-	(276)	(5)	(281)
キャッシュフロー・ヘッジ	-	-	(746)	-	(746)	(7)	(753)
退職給付の再測定	-	-	-	(470)	(470)	(8)	(478)
その他	-	-	-	(57)	(57)	-	(57)
当期包括利益合計	-	-	(2,973)	(450)	(3,423)	(174)	(3,597)
その他の持分商品の発行	-	2,078	-	-	2,078	-	2,078
株式決済される株式制度	-	-	-	352	352	-	352
株式報酬制度に基づき権利確定したパーク クレイズ・ピーエルシー株式	-	-	-	(13)	(13)	-	(13)
配当金支払額	-	-	-	(245)	(245)	(244)	(489)
優先株式およびその他の株主資本に係る 配当金	-	-	-	(246)	(246)	-	(246)
パーククレイズ・ピーエルシーからの資本 拠出	-	-	-	5,803	5,803	-	5,803
その他の剰余金の変動	-	-	(82)	11	(71)	9	(62)
2013年12月31日現在残高	14,494	2,078	(233)	44,670	61,009	2,211	63,220

要約連結株主資本変動表（未監査）（続き）

	払込済株式 資本および 株式払込 剰余金 ¹	その他の 持分商品	その他の 剰余金	利益剰余金	合計	非支配 持分 ¹	株主資本 合計
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
2013年6月30日終了上半期							
2013年1月1日現在残高	14,494	-	3,329	39,244	57,067	2,856	59,923
税引後利益	-	-	-	886	886	172	1,058
為替換算の変動	-	-	750	-	750	(239)	511
売却可能投資	-	-	(99)	-	(99)	2	(97)
キャッシュフロー・ヘッジ	-	-	(1,080)	-	(1,080)	(57)	(1,137)
退職給付の再測定	-	-	-	(33)	(33)	(4)	(37)
その他	-	-	-	20	20	-	20
当期包括利益合計	-	-	(429)	873	444	(126)	318
株式決済される株式制度	-	-	-	337	337	-	337
株式報酬制度に基づき権利確定したパーク クレイズ・ピーエルシー株式	-	-	-	(1,034)	(1,034)	-	(1,034)
配当金支払額	-	-	-	(489)	(489)	(98)	(587)
優先株式およびその他の株主資本に係る 配当金	-	-	-	(225)	(225)	-	(225)
パーククレイズ・ピーエルシーからの資本 拠出	-	-	-	750	750	-	750
資本性商品の償還	-	-	(100)	-	(100)	-	(100)
その他の剰余金の変動	-	-	22	2	24	(12)	12
2013年6月30日現在残高	14,494	-	2,822	39,458	56,774	2,620	59,394

1 株式資本および非支配持分の詳細については原文10ページに記載されています。

要約連結キャッシュフロー計算書（未監査）

継続事業	2014年6月30日 終了上半期 百万ポンド	2013年12月31日 終了下半期 百万ポンド	2013年6月30日 終了上半期 百万ポンド
税引前利益	2,504	1,237	1,648
非現金項目の調整	935	6,163	(450)
営業資産および負債の変動	(3,795)	(42,648)	10,326
法人税等支払額	(624)	(764)	(794)
営業活動からのキャッシュ純額	(980)	(36,012)	10,730
投資活動からのキャッシュ純額	7,463	(6,026)	(16,629)
財務活動からのキャッシュ純額	(629)	7,101	(841)
現金および現金同等物に係る為替レートの影響	(1,380)	(3,125)	3,323
現金および現金同等物の純増加/(減少)額	4,474	(38,062)	(3,417)
現金および現金同等物 期首現在	81,754	119,816	123,233
現金および現金同等物 期末現在	86,228	81,754	119,816

財務書類注記

1 会計方針

2014 年 6 月 30 日に終了した 6 ヶ月間のこれらの要約中間財務書類は、金融行為監督機構（かつての金融サービス機構）の「開示および透明性規則」および欧州連合が採用した IAS 第 34 号「中間財務報告」に準拠して作成されています。要約中間財務書類は、欧州連合が採用した IFRS に準拠して作成された 2013 年 12 月 31 日に終了した事業年度の年次財務書類と合わせて読むべきです。

これらの要約中間財務書類で使用した会計方針および計算方法は、以下に詳述するものを除き、2013 年度の年次報告書で使用したものと同じです。

IAS 第 32 号「金融商品：表示」

パークレイズ・バンク・ピーエルシーでは 2014 年 1 月 1 日付で適用された IAS 第 32 号の修正「金融資産と金融負債の相殺」は、相殺が認められる場合を明確にし、特に、現時点で法的に強制可能な相殺の権利とは何か、また、総額決済が純額決済と同等とみなすことができる場合を明確にしている基準です。パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループにとって、2013 年 12 月 31 日現在の貸借対照表が受ける財務上の影響は、従来は純額ベースで報告されていた金融資産と金融負債の一部（主に、デリバティブおよび決済残高）を総額ベースで表示することによる 314 億ポンドです。

その他の報告の変更

2014 年 5 月 8 日付の「グループ・ストラテジー・アップデート」において概説されている事業再編成の結果、当グループは、IFRS 第 8 号に準拠した報告目的上の当グループの事業セグメント構造に変更を加えました。この変更の詳細については、2014 年 7 月 10 日に公表された「グループ財務報告の修正再表示について」をご参照ください。当該文書には、当グループの過年度におけるセグメント別業績の報告額が当グループの組織変更によって受けた影響と、その後、セグメント調整後の各事業部門に再配分された本社業績の構成要素に関する概要が記載されています。本社への配分およびセグメント調整により影響を受けるのは各事業部門の業績報告額のみであり、連結主要財務書類への影響はありません。

今後の会計基準

IFRS 第 9 号「金融商品」

IFRS 第 9 号は、分類を変更し、それにより、パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループの金融資産の測定、減損の認識およびヘッジ会計を変更するものです。これらの変更の他に、当グループが損益を通じて公正価値で測定すると指定した金融負債の公正価値に対する、パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループの信用リスクの変動による影響は、損益計算書ではなく、その他の包括利益に含まれるようになります。当該基準の最終版が 2014 年 7 月に公表されました。この新基準は、欧州連合の承認を前提として、2018 年 1 月 1 日に発効する予定です。

IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」

国際会計基準審議会（IASB）および米国財務会計基準審議会（FASB）は、顧客との契約から生じる収益の認識に係る収斂した基準を共同で公表しました。この新基準がパークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループに及ぼす影響について現在評価中です。当該基準は、欧州連合の承認が下りれば、2017 年 1 月 1 日以降に開始する年次報告期間から遡及適用されることになります。

今後の会計上の変更の詳細については、パークレイズ・バンク・ピーエルシー2013 年度年次報告書をご参照ください。

2 非支配持分

	非支配持分に帰属する利益			非支配持分に帰属する株主資本	
	2014年6月30日	2013年12月31日	2013年6月30日	2014年6月30日	2013年12月31日
	終了上半期 百万ポンド	終了下半期 百万ポンド	終了上半期 百万ポンド	現在 百万ポンド	現在 百万ポンド
パークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッド	149	185	158	2,126	2,204
その他の非支配持分	3	(12)	14	4	7
合計	152	173	172	2,130	2,211

3 配当金

	2014年6月30日 終了上半期 百万ポンド	2013年12月31日 終了下半期 百万ポンド	2013年6月30日 終了上半期 百万ポンド
当期配当金支払額			
普通株式	636	245	489
優先株式	237	246	225
合計	873	491	714

4 株主資本および剰余金

普通株式

2014年6月30日および2013年12月31日現在、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの発行済普通株式資本は、1株1ポンドの普通株式23億4,200万株で構成されていました。

優先株式

2014年6月30日現在、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの発行済優先株式資本は、1株1ポンドのポンド建優先株式1,000株（2013年：1,000株）、1株100ユーロのユーロ建優先株式131,856株（2013年：240,000株）、1株100ポンドのポンド建優先株式20,930株（2013年：75,000株）、1株100米ドルの米ドル建優先株式58,133株（2013年：100,000株）、および1株0.25米ドルの米ドル建優先株式2億3,700万株（2013年：2億3,700万株）で構成されていました。

その他の持分商品および剰余金

43億5,000万ポンド（2013年：20億7,800万ポンド）のその他の持分商品には、パークレイズ・バンク・ピーエルシーが2013年度および2014年度に発行した追加的Tier 1（AT1）証券が含まれています。2013年度には、固定金利リセティング永久劣後コンティンジェント・コンバーチブル証券が2回に分けて発行されました（元本金額は20億米ドルおよび10億ユーロ）。2014年度には、固定金利リセティング永久劣後コンティンジェント・コンバーチブル証券が3回発行されました（元本金額は12億米ドル、11億ユーロおよび7億ポンド）（当行のAT1証券）。当行のAT1証券は、15億2,700万ポンドのパークレイズ・バンク・ピーエルシー優先株式および6億700万ポンドの劣後債務証券（Tier 1ノートおよび準備資本商品）の全体をパークレイズ・ピーエルシーが発行した新規AT1証券（当グループのAT1証券）に交換する一環として、パークレイズ・ピーエルシーに対して発行されました。この交換の完了時に、パークレイズ・バンク・ピーエルシーは当該優先株式および劣後債務商品を消却しました。

パークレイズ・バンク・ピーエルシーによる公正価値16億8,300万ポンドの現金による優先株式買戻しの資金は、利益剰余金から充当されました。資本維持に係る2006年会社法の規則に従い、現在の為替レートで換算した優先株式資本の想定元本に相当する1,600万ポンドの資本償還準備金が、パークレイズ・バンク・ピーエルシーにおいて計上されました。

AT1証券は、満期日が設定されていない永久債であり、CRD IVに基づくAT1商品として適格となるよう組成されています。

【補足情報】

バークレイズ・ピーエルシー上半期決算報告書(2014 年7月 30 日発表)(抄訳)

業績ハイライト

損益計算書

グループの業績

- 調整後税引前利益は 7%減少し、33 億 4,900 万ポンドとなりました。パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング(PCB)、パークレイカード、パークレイズ・ノンコア(BNC)の各部門の改善により一部相殺されたものの、為替の変動とインベストメント・バンク部門の減益と収益性の低下を主に反映しています。
- 調整後収益は 12%減少し、133 億 3,200 万ポンドとなりましたが、減損費用が 33%減少し、10 億 8,600 万ポンドとなったことで、営業収益純額は 9%減の 122 億 4,600 万ポンドとなりました。
- 調整後営業費用は Transform 達成費用 4 億 9,400 万ポンド(2013 年:6 億 4,000 万ポンド)と訴訟および特定行為に係る費用 2 億 1,100 万ポンド(2013 年:1 億 2,600 万ポンド)を含め、9%減少し、88 億 7,700 万ポンドとなりました。これまでの Transform の取り組みによる費用削減および為替変動の影響を反映しています。
- 法定税引前利益は 25 億 100 万ポンドとなりました(2013 年:16 億 7,700 万ポンド)。支払保障保険(PPI)に係る補償引当金の 9 億ポンドの追加繰入れを行いました(2013 年:13 億 5,000 万ポンド)、前年(2013 年:6 億 5,000 万ポンド)と比べ、金利ヘッジ商品に係る補償引当金が発生しなかったことを反映しています。
- グループの調整後株主帰属利益は 17 億 6,000 万ポンド(2013 年:20 億 5,500 万ポンド)となり、グループの調整後平均株主資本利益率は 6.5%に低下しました。(2013 年:7.8%)。パークレイズ・ノンコア部門の改善によって部分的に相殺されたものの、2013 年度第 4 四半期の新株予約権無償割当による株式の発行およびコア部門の税引前利益が減少したことによります。

コア部門の業績

- 税引前利益は 10%減少し、38 億 4,000 万ポンドとなりました。コア部門のビジネスの大半の業績が改善したものの、それを相殺できる以上にインベストメント・バンク部門の減益が大きかったことによります。
- 収益は7%減少し、126 億 7,400 万ポンドとなりました。パークレイカードおよびパーソナル・アンド・コーポレート・バンキングの増収により一部相殺されましたが、マーケットズ事業を中心とするインベストメント・バンク部門の 18%の減収と為替の変動によるアフリカ・バンキング部門の減収を反映しています。PCB、パークレイカード、アフリカ・バンキング各部門の利息収入純額は大幅な経費削減、モーゲージとカードの伸びを反映し、3%増加し、55 億 6,400 万ポンドとなりました。
- 信用に関する減損費用は 13%改善し、9 億 3,700 万ポンドとなりました。これは経済環境の改善が英国のリテールおよびホールセール・ポートフォリオの大部分に好影響を与えたことで PCB 部門の減損が減少したことと恒常通貨ベースでアフリカ・バンキング部門のモーゲージの減損が減少したことを反映しています。
- 営業費用は 3 億 7,000 万ポンド減少し、79 億 4,400 万ポンドとなりました。より多くの Transform 達成費用 4 億 5,300 万ポンド(2013 年:2 億 2,300 万ポンド)と訴訟および特定行為に係る費用 1 億 7,700 万ポンド(2013 年:8,600 万ポンド)によって一部相殺されたものの、Transform の取り組みの結果としての全ての事業部門における改善と為替の変動を反映しています。
- コア部門の株主資本利益率は 11.0%に低下しました。(2013 年:15.1%)

ノンコア部門の業績

- 税引前損失は 27%減少し、4 億 9,100 万ポンドとなりました。減損費用が 1 億 4,900 万ポンドと 4 億 700 万ポンド減少したことと、Transform 達成費用が 4,100 万ポンド(2013 年 4 億 1,800 万ポンド)に減少したことを含め、営業費用が 36%減少し 9 億 3,400 万ポンドになりましたが、それ以上に資産売却とリスクの削減によって、収益が 6 億 5,800 万ポンドに減少(2013 年:14 億 7,400 万ポンド)したことによります。
- ノンコア部門の株主資本利益率の低下への影響度は 4.5%に改善しました。(2013 年:7.3%)

貸借対照表、レバレッジ、資本管理

- CRD IV 完全施行ベースの普通株式 Tier1(CET1)資本比率はノンコア部門のリスク調整後資産の減少を主因に 9.9%に上昇しました(2013 年:9.1%)。
- ブルーデンス(健全性)規制機構(PRA)レバレッジ比率は 3.4%に上昇しました(2013 年:3.0%)。PRA レバレッジ・エクスポージャーが 990 億ポンド減少し 1 兆 2,660 億ポンドになったこと、そして既存 T1 証券の新規 AT1 証券への交換を主因とする適格 PRA 調整後 Tier 1 資本の 432 億ポンドへの増加(2013 年:405 億ポンド)を反映しています。推計バーゼル銀行監督委員会(BCBS)270 条レバレッジ比率は 3.4%でした。
- 発行済株式数の増加および為替換算再評価差額の減少を主因に、1 株当たりの正味有形資産価額は 279 ペンスに減少し(2013 年:283 ペンス)、1 株当たり純資産価額は 327 ペンスに減少しました(2013 年:331 ペンス)。

業績ハイライト

当グループの業績(半期)

	調整後			法定		
	2014 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	2013 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	増減率 (%)	2014 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	2013 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	増減率 (%)
保険金控除後の収益合計	13,332	15,071	(12)	13,384	15,157	(12)
信用に関する減損費用およびその他の 引当金繰入額	(1,086)	(1,631)	33	(1,086)	(1,631)	33
営業収益純額	12,246	13,440	(9)	12,298	13,526	(9)
営業費用	(8,172)	(9,015)	9	(8,172)	(9,015)	9
訴訟および特定行為 ¹	(211)	(126)	(67)	(1,111)	(2,126)	48
Transform 達成費用	(494)	(640)	23	(494)	(640)	23
営業費用合計	(8,877)	(9,781)	9	(9,777)	(11,781)	17
その他の費用純額	(20)	(68)	71	(20)	(68)	71
税引前利益	3,349	3,591	(7)	2,501	1,677	49
税金	(1,109)	(1,124)	1	(895)	(594)	(51)
税引後利益	2,240	2,467	(9)	1,606	1,083	48
非支配持分	(390)	(412)	5	(390)	(412)	5
その他株主持分 ²	(90)	-		(90)	-	
株主帰属利益	1,760	2,055	(14)	1,126	671	68

パフォーマンス指標

平均有形株主資本利益率 ²	7.5%	9.1%	4.9%	3.0%
平均株主資本利益率 ²	6.5%	7.8%	4.2%	2.6%
収益に対する費用の比率	67%	65%	73%	78%
営業収益純額に対する報酬の比率	38%	38%	38%	38%
貸倒率(ベース・ポイント)	45	63	45	63
基本的 1 株当たり利益 ²	10.9 ペンス	15.2 ペンス	7.0 ペンス	5.0 ペンス
1 株当たり配当金	2.0 ペンス	2.0 ペンス	2.0 ペンス	2.0 ペンス

貸借対照表およびレバレッジ

	2014 年 6 月 30 日に 終了した半期	2013 年 12 月 31 日に 終了した半期
1 株当たりの純資産価額	327 ペンス	331 ペンス
1 株当たりの正味有形資産価額	279 ペンス	283 ペンス
PRA レバレッジ・エクスポージャー	12,660 億ポンド	13,650 億ポンド
推計 BCBS 270 レバレッジ・エクスポージャー	13,530 億ポンド	n/a

資本管理

CRD IV 完全施行ベース

普通株式 Tier 1 比率 ³	9.9%	9.1%
普通株式 Tier 1 資本	408 億ポンド	404 億ポンド
PRA 調整後 Tier 1 資本	432 億ポンド	405 億ポンド
リスク調整後資産 ³	4,110 億ポンド	4,420 億ポンド
PRA レバレッジ比率	3.4%	3.0%
推計 BCBS 270 レバレッジ比率	3.4%	n/a

資金調達および流動性

グループ余剰流動性	1,340 億ポンド	1,270 億ポンド
推計 CRD IV 流動性カパレッジ比率	107%	96%
預貸率 ⁴	92%	91%

調整後利益の分析

	2014 年 6 月 30 日に 終了した半期	2013 年 6 月 30 日に 終了した半期
調整後税引前利益	3,349	3,591
当グループ自身の信用度に関連する利益	52	86
支払保障保険 (PPI) に係る補償引当金	(900)	(1,350)
金利ヘッジ商品に係る補償引当金	-	(650)
法定税引前利益	2,501	1,677

¹ 訴訟および特定行為に係る費用には制裁金、訴訟和解金、特定行為に関連する顧客への補償金が含まれています。

² その他株主持分に帰属する税引後利益 9,000 万ポンド(2013 年: ゼロポンド)は準備金に計上する税控除 1,900 万ポンド(2013 年: ゼロポンド)によって相殺されています。1 株当たり利益、平均有形株主資本利益率、平均株主資本利益率は残りの 7,100 万ポンドと非支配持分 (NCI) を税引後利益から差し引いて計算したものです。

³ 2014 年の CRD IV 完全施行に伴う報告作成に伴って、2013 年 12 月 31 日に報告していたリスク調整後資産は 69 億ポンド修正されて 4,420 億ポンドになり、完全施行ベースの CET1 比率はマイナス 0.2% 修正されて 9.1% になりました。これらの追加的なリスク調整後資産は本社およびその他事業に含まれています

⁴ 預貸率はパーソナル・アンド・コーポレート・バンキング、パークレイカード、アフリカ・バンキング、ノンコア・リテール部門のものです。

業績ハイライト

パークレイズ・コアおよびノンコア の業績(半期)

	パークレイズ・コア			パークレイズ・ノンコア		
	2014 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	2013 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	増減率 (%)	2014 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	2013 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	増減率 (%)
保険金控除後の収益合計	12,674	13,597	(7)	658	1,474	(55)
信用に関する減損費用およびその他の 引当金繰入額	(937)	(1,075)	13	(149)	(556)	73
営業収益純額	11,737	12,522	(6)	509	918	(45)
営業費用	(7,314)	(8,005)	9	(860)	(1,010)	15
訴訟および特定行為	(177)	(86)		(33)	(39)	15
Transform 達成費用	(453)	(223)		(41)	(418)	90
営業費用合計	(7,944)	(8,314)	4	(934)	(1,467)	36
その他の収益／(費用)純額	47	56	(16)	(66)	(124)	47
税引前利益／(損失)	3,840	4,264	(10)	(491)	(673)	27
株主帰属利益／(損失)	2,224	2,675	(17)	(464)	(619)	25

パフォーマンス指標

調整後平均有形株主資本利益率 ¹	13.5%	19.3%	(6.0%)	(10.2%)
調整後平均株主資本利益率 ¹	11.0%	15.1%	(4.5%)	(7.3%)
収益に対する費用の比率	63%	61%	142%	100%
基本的 1 株当たり利益への寄与	13.8 ペンス	19.8 ペンス	(2.9 ペンス)	(4.6 ペンス)

資本管理	2014 年 6 月 30 日に 終了した半期	2013 年 12 月 31 日に 終了した半期	2014 年 6 月 30 日に 終了した半期	2013 年 12 月 31 日に 終了した半期
CRD IV 完全施行ベース				
リスク調整後資産	3,240 億ポンド	3,330 億ポンド	870 億ポンド	1,100 億ポンド
平均割当有形株主資本	330 億ポンド	290 億ポンド	140 億ポンド	160 億ポンド
平均割当株主資本	410 億ポンド	370 億ポンド	140 億ポンド	170 億ポンド

事業部門別損益	2014 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	2013 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	増減率 (%)
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング	4,361	4,305	1
パークレイカード	2,124	2,019	5
アフリカ・バンキング	1,773	2,055	(14)
インベストメント・バンク	4,257	5,222	(18)
本社およびその他事業	159	(4)	
パークレイズ・コア	12,674	13,597	(7)
パークレイズ・ノンコア	658	1,474	(55)
パークレイズ・グループ調整後損益合計	13,332	15,071	(12)

事業部門別税引前利益／(損失)	2014 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	2013 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	増減率 (%)
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング	1,468	1,197	23
パークレイカード	764	616	24
アフリカ・バンキング	484	547	(12)
インベストメント・バンク	1,058	1,951	(46)
本社およびその他事業	66	(47)	
パークレイズ・コア	3,840	4,264	(10)
パークレイズ・ノンコア	(491)	(673)	27
パークレイズ・グループ調整後税引後利益合計	3,349	3,591	(7)

¹ パークレイズ・ノンコア部門の平均株主資本利益率、平均有形株主資本利益率はパークレイズ・グループへの影響、すなわちパークレイズ・グループの利益率とパークレイズ・コア部門の利益率の差を示しています。

グループ最高責任者によるご挨拶

「当グループは5月8日の戦略に関する発表において、コスト基盤の構造的な削減と資本基盤の強化を進める一方、景気循環にかかわらず、より高く持続可能なリターンを創出できるようにグループを簡素化、集中、再編することを約束しました。

この計画の遂行は着実に進んでいます。パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング部門とバークレイカード部門の税引前利益はそれぞれ23%、24%増加しました。またアフリカ・バンキング部門も恒常通貨ベースで利益が13%増加しました。インベストメント・バンク部門の業績は目下進めている再編と直近四半期の厳しいトレーディング環境の影響を受けましたが、足元のこうした状況は予想していた通りです。バンキング部門の強固な業績は、新たなオリジネーションを主導とした戦略がお客様を引きつけるものであることを示しています。

また私は新たなノンコア部門が資産の削減で非常に良好なスタートを切ったことを嬉しく思っています。上半期でリスク調整後資産は220億ポンド削減することができました。株主資本利益率へのマイナスの影響度合も当四半期に7.3%から4.5%に低下し、2016年の目標である3%に向けて順調に進んでいます。

戦略的なコスト削減は強固なリターンを達成するために不可欠であり、管理を維持し顧客満足体験の改善を図る一方、営業費用の削減努力を継続しました。グループ全体の従業員数は2007年以降最低水準にあり、グループ横断的に上半期でTransform達成費用を含めた調整後営業費用をほぼ10億ポンド削減しました。

2013年2月から実行しているTransform戦略は、持続可能な業績を維持するとともに、旧来からの問題の影響など外的圧力に抵抗できることを目標とし策定されました。支払保障保険に係る補償のための引当金の積み増しがあったにもかかわらず、資本の強化に努め、6月30日現在でCRD IVベースの普通株式Tier1 (CET1) 比率は9.9%に増加しており、2016年までに同比率を11%にするという目標に向け着実に歩を進めています。また、継続的なレバレッジの削減と23億ポンドの新たな追加的Tier1証券の発行など、6月には負債の管理施策が奏功し、PRAレバレッジ比率も3.4%に増やすことができました。推計バーゼル銀行監督委員会270条レバレッジ比率は3.4%でした。

上半期を振り返るにあたり、私は業績に満足しており、バークレイズ・グループの可能性に期待しており、『選ばれる銀行（‘Go-To’ bank）』になるという計画に自信を深めています。」

グループ最高責任者 アントニー・ジェンキンス

損益計算書

グループの業績

- 調整後税引前利益は 7%減少し、33 億 4,900 万ポンドとなりました。パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング(PCB)、パークレイカード、パークレイズ・ノンコア(BNC)の各部門の改善により一部相殺されたものの、為替の変動とインベストメント・バンク部門の収益性の低下を主に反映しています。
- 調整後収益は 12%減少し、133 億 3,200 万ポンドとなりましたが、減損費用が 33%減少し、10 億 8,600 万ポンドとなったことで、営業収益純額は 9%減の 122 億 4,600 万ポンドとなりました。
- 調整後営業費用は Transform 達成費用 4 億 9,400 万ポンド(2013 年:6 億 4,000 万ポンド)と訴訟および特定行為に係る費用 2 億 1,100 万ポンド(2013 年:1 億 2,600 万ポンド)を含め、9%減少し、88 億 7,700 万ポンドとなりました。これは、これまでの Transform の取り組みによる費用削減および為替変動の影響を反映しています。
- 法定税引前利益は 25 億 100 万ポンドとなりました(2013 年:16 億 7,700 万ポンド)。支払保障保険(PPI)に係る補償引当金に 9 億ポンドの追加繰入れを行いました(2013 年:13 億 5,000 万ポンド)、前年(2013 年:6 億 5,000 万ポンド)と比べ、金利ヘッジ商品に係る補償引当金が発生しなかったことを反映しています。
- 調整後税引前利益への実効税率は 33.1%に増えました(2013 年:31.3%)。法定税引前利益への実効税率は 35.8%とほぼ横ばいでした(2013 年:35.4%)
- グループの調整後株主帰属利益は 17 億 6,000 万ポンド(2013 年:20 億 5,500 万ポンド)となり、グループの調整後平均株主資本利益率は 6.5%に低下しました(2013 年:7.8%)。パークレイズ・ノンコア部門の業績の改善によって部分的に相殺されたものの、2013 年度第 4 四半期の新株予約権無償割当による株式の発行およびコア部門の税引前利益が減少したことによりです。

コア部門の業績

- 税引前利益は 10%減少し、38 億 4,000 万ポンドとなりました。コア部門のビジネスの大半の業績が改善したものの、それにより相殺できる以上にインベストメント・バンク部門の減益が大きかったことによりです。
- 収益は 7%減少し、126 億 7,400 万ポンドとなりました。パークレイカードおよびパーソナル・アンド・コーポレート・バンキングの増収により一部相殺されましたが、マーケットツ事業を中心とするインベストメント・バンク部門の 18%の減収と為替の変動によるアフリカ・バンキング部門の減収を反映しています。
 - アフリカ・バンキング部門での為替変動によって一部相殺されたものの、大幅な経費削減および PCB 部門でのモーゲージとパークレイカードの取引量の増加、調達費用の低下により、利息収入純額は 10%増加し、58 億 9,900 万ポンドとなりました。
 - インベストメント・バンク部門の収益は 18%減少し、42 億 5,700 万ポンドとなりました。バンキング業務の 5%の増収により一部相殺されたものの、市場業務が 22%の減収となったためです。
- 信用に関する減損費用は 13%改善し、9 億 3,700 万ポンドとなりました。これは以下の要因によりです。
 - 英国の経済環境の改善が英国のリテールおよびホールセール・ポートフォリオの大部分に好影響を与え、PCB 部門の減損費用が減少
 - 主に南アフリカのモーゲージ・ポートフォリオの改善により、アフリカ・バンキング部門のモーゲージにかかる減損費用が恒常通貨ベースで減少
 - 為替変動により取引高拡大の影響が概ね相殺されたため、パークレイカードの減損費用は横ばい
 - インベストメント・バンク部門で新規費用が低水準だった上、多くのカウンターパーティーに対する減損の戻入れが発生
- 営業費用は 3 億 7,000 万ポンド減少し、79 億 4,400 万ポンドとなりました。より多くの Transform 達成費用 4 億 5,300 万ポンド(2013 年:2 億 2,300 万ポンド)と訴訟および特定行為に係る費用 1 億 7,700 万ポンド(2013 年:8,600 万ポンド)によって一部相殺されたものの、Transform の取り組みの結果としての全ての事業部門における改善と為替の変動を反映しています。
- コア部門の株主資本利益率は 11.0%に低下しました(2013:15.1%)。

ノンコア部門の業績

- 税引前損失は 27%減少し、4 億 9,100 万ポンドとなりました。減損費用が 1 億 4,900 万ポンドと 4 億 700 万ポンド減少したことと、Transform 達成費用が 4,100 万ポンド(2013 年 4 億 1,800 万ポンド)に減少したことを含め、営業費用が 36%減少し 9 億 3,400 万ポンドになりましたが、それ以上に資産売却とリスクの削減によって、収益が 6 億 5,800 万ポンドに減少(2013 年:14 億 7,400 万ポンド)したことによりです。
- ノンコア部門の株主資本利益率の低下への影響度は 4.5%に改善しました(2013 年:7.3%)。

グループ財務担当取締役のレビュー

貸借対照表およびレバレッジ

貸借対照表

- 資産合計は 2013 年 12 月から 2%減少し、2014 年 6 月 30 日現在で 1 兆 3,150 億ポンドとなりました。
 - 先渡金利の低下により一部相殺されたものの、主として米ドルの下落、信用スプレッドの縮小、取引の減少と貸借対照表の削減施策により、デリバティブ資産が 170 億ポンド減少
 - 主に貸借対照表のレバレッジ解消によりマッチド・ブック取引が減少した結果、リバース・レポ取引が 150 億ポンド減少
- ノンコア部門で貸付金の削減を推進し、資産が 70 億ポンド減少したことにより一部相殺されましたが、決済残高が 130 億ポンド、PCB 部門での英国のモーゲージ貸付が 60 億ポンド、パークレイカード部門で 20 億ポンドそれぞれ増加したことにより、貸付金合計は 130 億ポンド増加し、4,860 億ポンドとなりました(2013 年:4,740 億ポンド)。
- 顧客勘定は決済残高が増加したことを受け、3%増加し、4,440 億ポンドとなりました。
- 株主資本合計(非支配持分を含む)は 650 億ポンドでした(2013 年:640 億ポンド)。非支配持分を除いた株主資本は、優先株式および劣後債務商品を消却する代わりに投資家に発行されたその他資本性追加的 Tier1 商品の 23 億ポンドの増加を主に反映し、非支配持分を除いた株主資本は 26 億ポンド増加し 580 億ポンドとなりました。
- 1 株当たりの純資産価額は 327 ペンス(2013 年:331 ペンス)、1 株当たり正味有形資産価額は 279 ペンス(2013 年:283 ペンス)でした。発行済株式数の増加および英ポンドの上昇に伴う 9 億ポンドの為替換算再評価差額の減少が主因です。

レバレッジ・エクスポージャー

- PRA レバレッジ・エクスポージャーは、決済残高の増加により一部相殺されたものの、デリバティブの将来の潜在エクスポージャー(PFE)および証券金融取引(SFT)の減少、そして為替の変動により、990 億ポンド減少し、1 兆 2,660 億ポンドとなりました。推定バーゼル銀行監督委員会(BCBS)レバレッジ・エクスポージャーは 1 兆 3,530 億ポンドとなりました。

資本管理

- CRD IV 完全施行ベースの CET1 資本比率はリスク調整後資産の減少を主因に 9.9%に上昇しました(2013 年:9.1%)。
- CRD IV リスク調整後資産は、証券事業の縮小、撤退およびデリバティブに係るリスクの削減を要因に、BNC で 220 億ポンド減少削減したことから、310 億ポンド減少し 4,110 億ポンドとなりました。
- CRD IV 完全施行ベースの CET1 資本は、利益剰余金が創出されたことから 4 億ポンド増え 408 億ポンドになりました。
- PRA レバレッジ比率は 3.4%に上昇しました(2013 年:3.0%)。PRA レバレッジ・エクスポージャーの 990 億ポンドの減少と適格 PRA 調整後 Tier 1 資本が 432 億ポンド増加(2013 年:405 億ポンド)したことを反映しています。パークレイズの PRA レバレッジ比率は 2014 年 6 月 30 日現在、PRA の定める最低基準の 3%を上回りました。PRA はパークレイズに 2014 年 7 月 1 日以降、BCBS270 条完全施行ベースの最低水準 3%を上回るように求めています。この基準による当グループの推定 BCBS レバレッジ比率は 2014 年 6 月 30 日現在で 3.4%です。

グループ財務担当取締役のレビュー

資金調達と流動性

- グループ余剰流動性は 1,340 億ポンド(2013 年:1,270 億ポンド)となり、グループの流動性リスク選好度に関する内部および規制上の要件を引き続き満たしつつ、予想された通常の業務運営の範囲内にとどりました。
- 余剰流動性は主に現金および中央銀行預け金と優良国債で構成されています。
- 欧州銀行監督機構(EBA)が導入した CRD IV 基準に基づく推定流動性カバレッジ比率(LCR)は 107%でした(2013 年:96%)。これは比率 100%を達成するために必要な額を 90 億ポンド上回ります(2013 年:60 億ポンドの不足)。2013 年 1 月にバーゼル委員会が発表した基準に基づくグループの推定 LCR は 112%(2013 年:102%)でした。
- パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング、アフリカ・バンキング、パークレイカード各部門の預貸率は 92%と概ね横ばいでした(2013 年:91%)。グループ全体の預貸率は 100%と概ね変更はありませんでした(2013 年:101%)。
- ホールセールの資金調達残高合計(レボ取引を除く)は 1,790 億ポンド(2013 年:1,860 億ポンド)でした。うち、860 億ポンド(2013 年:820 億ポンド)は 1 年未満で満期を迎え、220 億ポンド(2013 年:200 億ポンド)は 1 ヶ月以内に満期を迎えます。
- 当グループは 2014 年の期限前償還を控除後の純額で 90 億ポンドのタームファンディングを実施しました。さらにイングランド銀行の資金調達支援スキームへの参加を通じ、60 億ポンド調達しました。パークレイズでは、残る 2014 年度中に 120 億ポンド、2015 年度中に 240 億ポンドのタームファンディングが満期を迎えます。種類、通貨、販路の多様性を備えた安定した資金調達基盤を維持するため、残る 2014 年度および 2015 年度に公募ホールセール債券を更に発行する方針です。

配当

- 2014 年度の第二中間配当として 1 株につき 1.0 ペンスを 2014 年 9 月 19 日にお支払いします。

見通し

- 2014 年度は当グループにとって過渡期の年と位置付け、投資を継続し、貸借対照表の最適化とコスト削減に引き続き注力し続けてまいります。

グループ財務担当取締役、トゥーシャー・モーザリア

要約連結財務書類(未監査)

要約連結損益計算書(未監査)

継続事業	注記 ¹	2014年6月30日 に終了した半期 (百万ポンド)	2013年12月31日 に終了した半期 (百万ポンド)	2013年6月30日 に終了した半期 (百万ポンド)
利息収入純額		6,082	6,023	5,577
手数料収入純額		4,256	4,335	4,396
トレーディング収益純額		2,575	1,979	4,574
投資収益純額		356	263	417
保険契約に基づく保険料収入純額		336	345	387
その他の収益		19	74	74
収益合計		13,624	13,019	15,425
保険契約に基づく保険金および給付金純額		(240)	(241)	(268)
保険金控除後の収益合計		13,384	12,778	15,157
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額		(1,086)	(1,440)	(1,631)
営業収益純額		12,298	11,338	13,526
人件費	2	(5,730)	(5,724)	(6,431)
一般管理費	3	(3,147)	(4,467)	(3,350)
営業費用 (PPI および金利ヘッジ商品に係る補償引当金を除く)		(8,877)	(10,191)	(9,781)
支払保障保険(PPI)に係る補償引当金	11	(900)	-	(1,350)
金利ヘッジ商品に係る補償引当金	11	-	-	(650)
営業費用		(9,777)	(10,191)	(11,781)
関連会社および合併会社の損益ならびに事業の売却(損)益		(20)	44	(68)
税引前利益		2,501	1,191	1,677
税金	4	(895)	(977)	(594)
税引後利益		1,606	214	1,083
以下に帰属するもの:				
親会社の普通株主		1,126	(131)	671
その他の株主 ²		90	-	-
親会社の普通株主合計		1,216	(131)	671
非支配持分	5	390	345	412
税引後利益		1,606	214	1,083
継続事業からの1株当たり利益				
基本的普通株式1株当たり利益/(損失) ²	6	7.0 ペンス	(0.9 ペンス)	5.0 ペンス
希薄化後普通株式1株当たり利益/(損失) ²	6	7.0 ペンス	(0.9 ペンス)	4.8 ペンス

¹ 財務書類に関する注記は、英語原文の55ページから88ページをご参照下さい。

² その他株主持分に帰属する税引後利益9,000万ポンド(2013年:ゼロポンド)は準備金に計上する税控除1,900万ポンド(2013年:ゼロポンド)によって相殺されています。1株当たり利益は残りの7,100万ポンドと非支配持分を税引後利益から差し引いて計算したものです。

要約連結財務書類(未監査)

要約連結損益およびその他の包括利益計算書(未監査)

継続事業		2014 年 6 月 30 日 に終了した半期 (百万ポンド)	2013 年 12 月 31 日 に終了した半期 (百万ポンド)	2013 年 6 月 30 日 に終了した半期 (百万ポンド)
	注記 ¹			
税引後利益		1,606	214	1,083
損益に振替えられる可能性のあるその他の包括利益:				
為替換算再評価差額	15	(1,056)	(2,278)	511
売却可能投資再評価差額	15	341	(288)	(94)
キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額	15	254	(753)	(1,137)
その他		(53)	(57)	20
損益に振替えられる可能性のある包括損失合計総額		(514)	(3,376)	(700)
損益に振替えられる可能性がないその他の包括利益:				
退職給付金の再測定	12	236	(478)	(37)
当期その他の包括損失		(278)	(3,854)	(737)
当期包括利益／(損失)合計		1,328	(3,640)	346
以下に帰属するもの:				
親会社の株主		1,064	(3,638)	232
非支配持分		264	(2)	114
当期包括利益／(損失)合計		1,328	(3,640)	346

¹ 財務書類に関する注記は、英語原文の 55 ページから 88 ページをご参照下さい。

要約連結財務書類(未監査)

要約連結貸借対照表(未監査)

資産	注記 ¹	2014年6月30日 現在	2013年12月31日 現在
		(百万ポンド)	(百万ポンド)
現金および中央銀行預け金		44,047	45,687
他銀行からの取立中の項目		1,746	1,282
トレーディング・ポートフォリオ資産		128,812	133,069
公正価値で測定すると指定された金融資産		39,746	38,968
デリバティブ	8	333,220	350,300
銀行に対する貸付金		43,448	39,422
顧客に対する貸付金		442,549	434,237
リバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付		171,934	186,779
売却可能投資		87,224	91,756
未収還付税および繰延税金資産	4	4,461	5,026
前払金、未収収益およびその他の資産		5,092	4,415
関連会社および合併会社に対する投資		704	653
のれん		4,829	4,878
無形資産		3,049	2,807
有形固定資産		3,983	4,216
退職給付資産	12	55	133
資産合計		1,314,899	1,343,628
負債			
銀行預り金		62,167	55,615
他銀行への未決済項目		1,958	1,359
顧客預り金		443,638	431,998
レポ取引およびその他類似の担保付借入		173,669	196,748
トレーディング・ポートフォリオ負債		56,815	53,464
公正価値で測定すると指定された金融負債		62,248	64,796
デリバティブ	8	326,501	347,118
発行債券		83,832	86,693
未払金、繰延収益およびその他の負債		13,128	12,934
未払税金および繰延税金負債	4	1,429	1,415
劣後負債	10	19,301	21,695
引当金	11	3,445	3,886
退職給付債務	12	1,743	1,958
負債合計		1,249,874	1,279,679
株主資本			
払込済株式資本および株式払込剰余金	13	20,655	19,887
その他の剰余金	15	(154)	249
利益剰余金		33,241	33,186
親会社の普通株主に帰属する資本		53,742	53,322
その他の資本性金融商品	14	4,326	2,063
非支配持分を除く株主資本合計		58,068	55,385
非支配持分	5	6,957	8,564
株主資本合計		65,025	63,949

¹ 財務書類に関する注記は、英語原文の55ページから88ページをご参照下さい。

要約連結財務書類(未監査)

要約連結株主資本変動表(未監査)

	払込済株式資本 および 株式払込剰余金 ¹ (百万ポンド)	その他の 資本性 金融商品 ¹ (百万ポンド)	その他の 剰余金 ¹ (百万ポンド)	利益剰余金 (百万ポンド)	合計 (百万ポンド)	非支配持分 ² (百万ポンド)	株主資本 合計 (百万ポンド)
2014年6月30日に終了した半期							
2014年1月1日現在残高	19,887	2,063	249	33,186	55,385	8,564	63,949
税引後利益	-	90	-	1,126	1,216	390	1,606
為替換算の変動	-	-	(941)	-	(941)	(115)	(1,056)
売却可能投資	-	-	345	-	345	(4)	341
キャッシュフロー・ヘッジ	-	-	260	-	260	(6)	254
退職給付金の再測定	-	-	-	237	237	(1)	236
その他	-	-	-	(53)	(53)	-	(53)
当期包括利益合計	-	90	(336)	1,310	1,064	264	1,328
普通株式の新規発行	64	-	-	-	64	-	64
従業員株式制度に基づく株式発行	704	-	-	379	1,083	-	1,083
資本性金融商品の発行と交換	-	2,263	-	(155)	2,108	(1,527)	581
その他の資本性金融商品に係る支払クーポン	-	(90)	-	19	(71)	-	(71)
自己株式の増加	-	-	(842)	-	(842)	-	(842)
従業員株式制度に基づく株式の権利確定	-	-	775	(775)	-	-	-
配当金支払額	-	-	-	(728)	(728)	(334)	(1,062)
その他の剰余金の変動	-	-	-	5	5	(10)	(5)
2014年6月30日現在残高	20,655	4,326	(154)	33,241	58,068	6,957	65,025
2013年12月31日に終了した半期							
2013年7月1日現在残高	13,988	-	3,233	33,862	51,083	9,054	60,137
税引後(損失)/利益	-	-	-	(131)	(131)	345	214
為替換算の変動	-	-	(1,951)	-	(1,951)	(327)	(2,278)
売却可能投資	-	-	(283)	-	(283)	(5)	(288)
キャッシュフロー・ヘッジ	-	-	(746)	-	(746)	(7)	(753)
退職給付金の再評価	-	-	-	(470)	(470)	(8)	(478)
その他	-	-	-	(57)	(57)	-	(57)
当期包括利益合計	-	-	(2,980)	(658)	(3,638)	(2)	(3,640)
普通株式の新規発行	5,870	-	-	-	5,870	-	5,870
従業員株式制度に基づく株式発行	29	-	-	352	381	-	381
その他の資本性金融商品の発行	-	2,063	-	-	2,063	-	2,063
自己株式の増加	-	-	(17)	-	(17)	-	(17)
従業員株式制度に基づく株式の権利確定	-	-	13	(13)	-	-	-
配当金支払額	-	-	-	(289)	(289)	(490)	(779)
その他の剰余金の変動	-	-	-	(68)	(68)	2	(66)
2013年12月31日現在残高	19,887	2,063	249	33,186	55,385	8,564	63,949
2013年6月30日に終了した半期							
2013年1月1日現在残高	12,477	-	3,674	34,464	50,615	9,371	59,986
税引後利益	-	-	-	671	671	412	1,083
為替換算の変動	-	-	750	-	750	(239)	511
売却可能投資	-	-	(96)	-	(96)	2	(94)
キャッシュフロー・ヘッジ	-	-	(1,080)	-	(1,080)	(57)	(1,137)
退職給付金の再評価	-	-	-	(33)	(33)	(4)	(37)
その他	-	-	-	20	20	-	20
当期包括利益合計	-	-	(426)	658	232	114	346
普通株式の新規発行	750	-	-	-	750	-	750
従業員株式制度に基づく株式発行	761	-	-	337	1,098	-	1,098
自己株式の増加	-	-	(1,049)	-	(1,049)	-	(1,049)
従業員株式制度に基づく株式の権利確定	-	-	1,034	(1,034)	-	-	-
配当金支払額	-	-	-	(570)	(570)	(323)	(893)
その他の剰余金の変動	-	-	-	7	7	(108)	(101)
2013年6月30日現在残高	13,988	-	3,233	33,862	51,083	9,054	60,137

¹ 株主資本、その他の資本性金融商品およびその他の剰余金の詳細については英語原文 72 ページから 73 ページをご参照下さい。

² 非支配持分の詳細については英語原文 58 ページをご参照下さい。

要約連結財務書類(未監査)

要約連結キャッシュフロー計算書(未監査)

継続事業	2014年6月30日 に終了した半期 (百万ポンド)	2013年12月31日 に終了した半期 (百万ポンド)	2013年6月30日 に終了した半期 (百万ポンド)
税引前利益	2,501	1,191	1,677
非現金項目の調整	1,760	6,230	351
営業資産および負債の変動	(3,082)	(42,699)	9,866
法人税等支払額	(586)	(764)	(794)
営業活動からのキャッシュ純額	593	(36,042)	11,100
投資活動からのキャッシュ純額	7,463	(6,017)	(16,628)
財務活動からのキャッシュ純額	(2,202)	7,122	(1,212)
現金および現金同等物に係る為替レートの影響	(1,380)	(3,125)	3,323
現金および現金同等物の純増加／(減少)	4,474	(38,062)	(3,417)
現金および現金同等物 期首現在	81,754	119,816	123,233
現金および現金同等物 期末現在	86,228	81,754	119,816

事業部門別業績

パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング

損益計算書関連の情報

	2014 年 6 月 30 日 に終了した半期 (百万ポンド)	2013 年 12 月 31 日 に終了した半期 (百万ポンド)	2013 年 6 月 30 日 に終了した半期 (百万ポンド)	増減率 (%)
利息収入純額	3,057	3,033	2,860	7
手数料収入純額	1,257	1,320	1,403	(10)
その他の収益	47	65	42	12
収益合計	4,361	4,418	4,305	1
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(230)	(322)	(299)	23
営業収益純額	4,131	4,096	4,006	3
営業費用	(2,554)	(2,706)	(2,754)	7
Transform 達成費用	(115)	(292)	(92)	(25)
英国銀行税	-	(66)	-	-
営業費用合計	(2,669)	(3,064)	(2,846)	6
その他の収益純額	6	4	37	(84)
税引前利益	1,468	1,036	1,197	23
株主帰属利益	1,039	800	881	18

貸借対照表関連の情報と重要な数値

顧客に対する貸付金(償却原価ベース)	2,167 億ポンド	2,122 億ポンド	2,113 億ポンド
資産合計	2,681 億ポンド	2,785 億ポンド	2,883 億ポンド
顧客預り金	2,983 億ポンド	2,959 億ポンド	2,895 億ポンド
リスク調整後資産 - CRD IV 完全施行ベース	1,179 億ポンド	1,183 億ポンド	n/a
平均割当有形株主資本	130 億ポンド	133 億ポンド	131 億ポンド
平均割当株主資本	173 億ポンド	175 億ポンド	172 億ポンド
モーゲージ・ポートフォリオの平均 LTV ¹	55%	56%	58%
新規モーゲージ貸出の平均 LTV ¹	64%	64%	64%
支店数	1,546	1,560	1,577

パフォーマンス指標

平均有形株主資本利益率	16.1%	12.0%	13.5%
平均株主資本利益率	12.1%	9.1%	10.3%
収益に対する費用の比率	61%	69%	66%
貸倒率(ベース・ポイント)	21	29	28

¹ モーゲージ・ポートフォリオおよび新規モーゲージ貸付の平均 LTV は、残高を加重して計算したものです。

事業部門別業績

パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング

パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング(PCB)は、パーソナル・バンキング、モーゲージ、ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメントならびにコーポレート・バンキングで構成される部門です。これらの業務を通して、英国および一部の海外市場でのお客様のニーズにサービスを提供しています。これらの業務を一体運営することによって、商品や顧客セグメント能力を高めることができ、プラットフォームの統合を通してのコストの削減のシナジーの向上ならびに、特にデジタル・チャンネルの分野での専門性の有効活用が可能となります。

デジタル・チャンネルを利用する顧客数は大幅な増加が続いています。モバイル・バンキング利用者は 300 万とほぼ 2 倍に増え、Pingit 利用者は 170 万と 2 倍以上に増加しました。PCB は今年の上半期に純額で 23 億ポンドのモーゲージ貸付、中小企業¹に対し総額 9 億ポンドの貸付を実施し、60,000 社近くの起業を支援するなど、引き続き英国経済を支えています。

Transform 戦略は進展し続けています。2014 年度上半期の Transform 達成費用は 1 億 1,500 万ポンドとなりました(2013 年: 9,200 万ポンド)。対象とする市場を絞り込み、業務を簡素化する持続的な合理化により業務の効率を高める一方で、様々な販路でお客様の満足度を向上させるための投資を継続しました。

損益計算書 – 2014 年度上半期と 2013 年度上半期の比較

- 収益合計は 1%増加し、43 億 6,100 万ポンドとなりました。手数料収入の減少により一部相殺されたものの、預金およびモーゲージが大きく伸びたためです。
- 利息収入純額は預金の大幅な増加とモーゲージの増加を受け、7%増加し、30 億 5,700 万ポンドとなりました。純利ざやばは資金調達コスト顧客の預金への利息が低下したことから 8 ベーシス・ポイント上昇し、296 ベーシス・ポイントとなりました。
- 手数料収入純額は当座預金・保険商品からの手数料、コーポレート・バンキングの手数料が減少したことを主因に 10%減少し、12 億 5,700 万ポンドとなりました。
- 信用に関する減損費用は英国の経済環境の改善を受け、6,900 万ポンド減少し、2 億 3,000 万ポンドとなりました。パーソナル・バンキングでは当座貸越と住宅ローンの償却の減少の恩恵を享受しました。コーポレート・バンキングは英国での引当金戻入れと回収の増加がそれぞれ改善につながりました。
- 営業費用は 6%減少し、26 億 6,900 万ポンドとなりました。Transform 達成費用が 1 億 1,500 万ポンド(2013 年: 9,200 万ポンド)に増加したことで一部相殺されたものの、人員削減の効果があったためです。
- 税引前利益は 23%増加し、14 億 6,800 万ポンドとなりました。

損益計算書 – 2014 年度第 2 四半期と 2014 年度第 1 四半期の比較

- 税引前利益は英国での経済環境の改善を背景とした減損費用の 4,000 万ポンドの減少、コーポレート・バンキングにおける引当金の戻入、Transform プログラムの実施に伴う 4,100 万ポンドの経費節減から、13%増加し、7 億 8,000 万ポンドとなりました。

貸借対照表 – 2014 年 6 月 30 日と 2013 年 12 月 31 日の比較

- 顧客に対する貸付金はモーゲージ残高と英国での事業会社向け貸付金の増加を受け、45 億ポンド増加し、2,167 億ポンドとなりました。
- 資産合計は顧客に対する貸付金の伸びにより一部相殺されましたが、グループの余剰流動性の配分が減少したことを主因に、4%減少し、2,681 億ポンドとなりました。
- 顧客預り金は 24 億ポンド増加し、2,983 億ポンドとなりました。これは、ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント部門で主に法人からの現金預金の減少によって預金が純減したことによって、一部相殺されましたが、英国での事業会社と個人預金が増加したためです。
- リスク調整後資産は 1,179 億ポンドに減少しました(2013 年: 1,183 億ポンド)。貸借対照表の拡大によって一部相殺されましたが、リスク属性と高い質の流動性資産の扱いが変わったためです。

¹ 売上高が 500 万ポンド未満の中小企業。

事業部門別業績

パークレイカード

損益計算書関連の情報

	2014 年 6 月 30 日 に終了した半期 (百万ポンド)	2013 年 12 月 31 日 に終了した半期 (百万ポンド)	2013 年 6 月 30 日 に終了した半期 (百万ポンド)	増減率 (%)
利息収入純額	1,500	1,444	1,385	8
手数料収入純額	613	631	625	(2)
その他の収益	11	9	9	22
収益合計	2,124	2,084	2,019	5
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(537)	(556)	(540)	1
営業収益純額	1,587	1,528	1,479	7
営業費用	(822)	(912)	(874)	6
Transform 達成費用	(36)	(44)	(5)	-
英国銀行税	-	(22)	-	-
営業費用合計	(858)	(978)	(879)	2
その他の収益純額	35	17	16	
税引前利益	764	567	616	24
株主帰属利益	539	383	439	23

貸借対照表関連の情報と重要な数値

顧客に対する貸付金(償却原価ベース)	332 億ポンド	315 億ポンド	301 億ポンド
資産合計	362 億ポンド	344 億ポンド	343 億ポンド
顧客預り金	59 億ポンド	51 億ポンド	44 億ポンド
リスク調整後資産 - CRD IV 完全施行ベース	377 億ポンド	357 億ポンド	n/a
平均割当有形株主資本	46 億ポンド	42 億ポンド	40 億ポンド
平均割当株主資本	57 億ポンド	54 億ポンド	52 億ポンド
30 日以上延滞率－英国カード	2.4%	2.4%	2.5%
30 日以上延滞率－米国カード	1.9%	2.1%	2.0%

パフォーマンス指標

平均有形株主資本利益率	23.6%	18.2%	21.7%
平均株主資本利益率	18.9%	14.3%	16.8%
収益に対する費用の比率	40%	47%	44%
貸倒率(ベース・ポイント)	311	334	342

パークレイカード

パークレイカードでは、アフリカにおけるカード事業がアフリカ・バンキングに移管され、英国の担保付貸付ポートフォリオがパークレイズ・ノンコアに移管されたことを除き、「グループ・ストラテジー・アップデート」から概ね変更はありません。

パークレイカードは引き続き全ての事業で成長を見せており、2013 年 6 月以降、収益は 5%増加し、新規顧客は 230 万人純増しました。バンドを装着してリーダーにかざすだけで支払いが可能である一般向けの bPay バンドや、ビジネスにおける安全性の高いカード払いを英国内のどの場所でも容易に行うことができる、新たなモバイル POS ソリューションであるパークレイカード・エニウェアの販売開始など、引き続き、イノベーションが重要優先事項となっています。

消費者の支払いにおいて選ばれる銀行（‘Go-To’ Bank）となるために、パークレイカードでは、顧客に対する明確な価値を与える簡潔なソリューションの提供に注力しています。事業では、体制強化、技術力向上、デジタル化促進を通じて、顧客満足経験の向上を目指しています。

損益計算書 – 2014 年度上半期と 2013 年度上半期の比較

- 収益合計は 5%増加し、21 億 2,400 万ポンドとなりました。事業全体で貸付純額が成長したことを反映しています。
 - － 英国における収益は、消費者と取扱店の両サイドの支払いを含めて 8%増加し、13 億 6,800 万ポンドとなりました。これは、貸付純額の増加と資金調達費用の減少を反映しています。
 - － 英国外の収益は横ばいの 7 億 5,600 万ポンドとなりました。米国およびドイツにおける顧客資産残高の増加が英ポンドに対する米ドルの価値の下落によって相殺されたことを反映しています。
- 利息収入純額は、取引高の増加によって 8%増加し、15 億ポンドとなりました。純利ざやは 9.05%(2013 年:9.03%)と横ばいでした。プロモーション・オファーおよび商品構成の変更による影響と米国のパートナー・ポートフォリオを通じた成長は、資金調達費用の減少によって相殺されました。
- 手数料収入純額は、6 億 1,300 万ポンド(2013 年:6 億 2,500 万ポンド)と概ね横ばいでした。
- 信用に関する減損費用は、取引高の増加による影響が減損率の低下と英ポンドに対する米ドルの価値の下落によって相殺され、横ばいの 5 億 3,700 万ポンド(2013 年:5 億 4,000 万ポンド)となりました。貸倒率は 31 ベーシス・ポイント減少して 311 ベーシス・ポイントとなり、英国および米国の消費者カード事業では 30 日以上延滞率が低下しました。
- 営業費用は 2%減少し、8 億 5,800 万ポンドとなりました。これは、取引高の増加に伴う費用と Transform 達成費用によって一部相殺されたものの、英ポンドに対する米ドルの価値の下落、付加価値税の還付および効率性向上の影響によるものです。
- 税引前利益は 24%増加して 7 億 6,400 万ポンドとなりました。

損益計算書 – 2014 年度第 2 四半期と 2014 年度第 1 四半期の比較

- 税引前利益は取引高の増加によって 8%増加し、3 億 9,600 万ポンドとなりました。

貸借対照表 – 2014 年 6 月 30 日と 2013 年 12 月 31 日の比較

- 資産合計は事業全体の顧客に対する貸付金の伸びにより、18 億ポンド増加し、362 億ポンドとなりました。
- 顧客預り金は米国における資金調達の取り組みにより 8 億ポンド増加し、59 億ポンドとなりました。
- リスク調整後資産は顧客貸付の増加により 377 億ポンドに増加しました(2013 年:357 億ポンド)。

事業部門別業績

アフリカ・バンキング

損益計算書関連の情報

	2014 年 6 月 30 日に終了 した半期	2013 年 12 月 31 日に終了 した半期	2013 年 6 月 30 日に終了 した半期	増減率	恒常通貨ベース ¹		
					2014 年 6 月 30 日に終了 した半期	2013 年 6 月 30 日に終了 した半期	増減率
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(%)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(%)
利息収入純額	1,007	1,105	1,140	(12)	1,261	1,140	11
手数料収入純額	527	633	621	(15)	661	621	6
保険契約に基づく保険料収入純額	167	182	192	(13)	211	192	10
トレーディング収益純額	144	114	143	1	181	143	27
その他の収益	12	40	54	(78)	15	54	(72)
収益合計	1,857	2,074	2,150	(14)	2,329	2,150	8
保険契約に基づく保険金および給付金純額	(84)	(90)	(95)	12	(106)	(95)	(12)
保険金控除後の収益合計	1,773	1,984	2,055	(14)	2,223	2,055	8
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(196)	(205)	(274)	28	(249)	(274)	9
営業収益純額	1,577	1,779	1,781	(11)	1,974	1,781	11
営業費用	(1,082)	(1,221)	(1,230)	12	(1,344)	(1,230)	(9)
Transform 達成費用	(17)	(17)	(9)	(89)	(22)	(9)	
英国銀行税	-	(42)	-	-	-	-	
営業費用合計	(1,099)	(1,280)	(1,239)	11	(1,366)	(1,239)	(10)
その他の収益純額	6	3	5	20	8	5	60
税引前利益	484	502	547	(12)	616	547	13
株主帰属利益	181	134	222	(18)	231	222	4

貸借対照表関連の情報と重要な数値

	2014 年 6 月 30 日に終了 した半期	2013 年 12 月 31 日に終了 した半期	2013 年 6 月 30 日に終了 した半期		2014 年 6 月 30 日に終了 した半期	2013 年 12 月 31 日に終了 した半期
顧客に対する貸付金(償却原価ベース)	338 億ポンド	349 億ポンド	387 億ポンド		353 億ポンド	349 億ポンド
資産合計	524 億ポンド	549 億ポンド	612 億ポンド		548 億ポンド	549 億ポンド
顧客預り金	332 億ポンド	346 億ポンド	379 億ポンド		346 億ポンド	346 億ポンド
リスク調整後資産 - CRD IV 完全施行ベース	365 億ポンド	380 億ポンド	n/a			
平均有形株主資本 ²	27 億ポンド	29 億ポンド	34 億ポンド			
平均株主資本 ²	38 億ポンド	41 億ポンド	47 億ポンド			
モーゲージ・ポートフォリオの平均 LTV ³	61.2%	62.3%	63.7%			
新規モーゲージ貸付の平均 LTV ³	75.0%	74.9%	74.1%			
販売拠点数	1,369	1,396	1,433			
南アフリカランド／英ポンド一期末レート	18.17	17.37	15.11			
南アフリカランド／英ポンド一平均レート	17.82	15.94	14.20			

パフォーマンス指標

平均有形株主資本利益率	13.3%	9.3%	13.0%
平均株主資本利益率	9.6%	6.6%	9.4%
収益に対する費用の比率	62%	65%	60%
貸倒率(ベース・ポイント)	110	107	134

¹ 恒常通貨ベースの業績は、2 つの期間の間の為替レートの変動による影響を排除するため、損益計算書については 2013 年度上半期の平均為替レートを、貸借対照表については 2013 年度の為替レートを使用し、南アフリカランドを英ポンドに換算して計算したものです。

² アフリカ・バンキングの平均株主資本利益率の計算にあたって使用されている株主資本は、(依然として BAGL に属していないパークレイズのエジプトおよびジンバブエ事業の持分と併せた)パークレイズの BAGL 法定持分およびこれらの事業の買収に伴うパークレイズののれんです。平均有形株主資本利益率の有形株主資本も同じベースで計算されていますが、買収に伴うパークレイズののれんと BAGL 法定資本に含まれるのれんおよび無形資産は除外されます。

³ モーゲージ・ポートフォリオおよび新規モーゲージ貸付の平均 LTV は、残高を加重して計算したものです。

事業部門別業績

アフリカ・バンキング

統合されたアフリカ・バンキングの事業は、リテール・アンド・ビジネス・バンキング(RBB)、ウェルス・インベストメント・マネジメント・アンド・インシュアランス(WIMI)、コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング(CIB)という3つの主要事業ならびにアフリカの本社機能で運営されます。

現在、以下の分野の遂行に力を入れています。

- RBB のターンアラウンド戦略は、顧客数、小切手口座の成長、取引用口座残高ならびにデビットカードの売上において早期に業界を牽引し主要な指標を達成することであり、それは収益の安定化に反映されています。
- アフリカにおける CIB の投資により、アフリカ全土の市場における BARX の公開や、南アフリカ以外の国々での力強い収益増加が生じました。
- WIMI における保険金収入純額の増加は、他のビジネス分野との緊密な提携や南アフリカ以外の国々への拡大も反映しています。

2014 年度上半期におけるアフリカ・バンキングの業績は、潜在的な勢いを強く感じさせるものであり、恒常通貨ベースの税引前利益は 13%増加しています。一方、業績報告額は、英ポンドに対する南アフリカランドが、2014 年度と 2013 年度上半期と比較し平均 25%低下した為替変動による不利な影響を受けました。

損益計算書 – 2014 年度上半期と 2013 年度上半期の比較

- 保険金控除後の収益合計は 14%減少し、17 億 7,300 万ポンドとなりました。恒常通貨ベースでは、収益合計が 8%増加しました。CIB のマーケット事業における残高の伸びおよび利息以外の収入の力強い成長、ならびに RBB における収益増加(残高の伸びは緩やかだったにもかかわらず)を反映しています。WIMI では、天候関連の短期的な請求増加の影響を受け、穏やかな成長となりました。
- 利息収入純額は 12%減少し、10 億 700 万ポンドとなりました。恒常通貨ベースでは、利息収入純額が 11%増加しました。これは、CIB における顧客に対する平均貸付金の増加、RBB における顧客預り金の成長、ならびに南アフリカのベンチマーク金利上昇を受けて上昇した純利ざやの影響によるものです。
- 手数料収入純額は 15%減少し、5 億 2,700 万ポンドとなりました。恒常通貨ベースでは、手数料収入純額が 6%増加しました。特に、カード事業における力強いパフォーマンスを反映しています。
- 信用に関する減損費用は 28%減少し 1 億 9,600 万ポンドとなりました。恒常通貨ベースでは、信用に関する減損費用が 9%減少しました。これは、カード・ポートフォリオにおける引当金増加によって一部相殺されたものの、主に南アフリカのモーゲージ・ポートフォリオにおける改善に起因しています。貸倒率は 24 ベーシス・ポイント改善し、110 ベーシス・ポイントとなりました。
- 営業費用は 11%減少し、10 億 9,900 万ポンドとなりました。恒常通貨ベースでは、営業費用が 10%増加しました。これは主に、Transform 達成費用を含む、重要な施策に係る支出の増加と人件費の増加を反映しています。
- 税引前利益は 12%減少し、4 億 8,400 万ポンドとなりました。恒常通貨ベースの税引前利益は 13%増加しました。

損益計算書 – 2014 年度第 2 四半期と 2014 年度第 1 四半期の比較

- 税引前利益 2 億 4,400 万ポンド(2014 年度第 1 四半期:2 億 4,000 万ポンド)の多くは、CIB の堅調なパフォーマンスによるものです。

貸借対照表 – 2014 年 6 月 30 日と 2013 年 12 月 31 日の比較

- 顧客に対する貸付金は 3%減少し、338 億ポンドとなりました。恒常通貨ベースでは、貸付金が 1%増加しました。
- 資産合計は 5%減少し、524 億ポンドとなりました。恒常通貨ベースの資産合計は概ね横ばいでした。
- 顧客預り金は 4%減少し、332 億ポンドとなりました。恒常通貨ベースの顧客預り金は概ね同水準でした。
- リスク調整後資産は 4%減少し、365 億ポンドとなりました。恒常通貨ベースでは、リスク調整後資産が 1%減少しました。オペレーショナル・リスクの低下によるものです。

事業部門別業績

インベストメント・バンク

損益計算書関連の情報	2014年6月30日 に終了した半期 (百万ポンド)	2013年12月31日 に終了した半期 (百万ポンド)	2013年6月30日 に終了した半期 (百万ポンド)	増減率 (%)
利息収入純額	334	229	164	
手数料収入純額	1,726	1,622	1,610	7
トレーディング収益純額	2,137	1,792	3,177	(33)
投資収益純額 ¹	60	(10)	271	(78)
収益合計	4,257	3,633	5,222	(18)
信用に関する減損およびその他の引当金戻入／(費用)	26	(16)	38	(32)
営業収益純額	4,283	3,617	5,260	(19)
営業費用	(2,943)	(2,979)	(3,193)	8
Transform 達成費用	(282)	(74)	(116)	
英国銀行税	-	(236)	-	-
営業費用合計	(3,225)	(3,289)	(3,309)	3
税引前利益	1,058	328	1,951	(46)
株主帰属利益	435	209	1,306	(67)

貸借対照表関連の情報

トレーディング・ポートフォリオ資産	1,012 億ポンド	966 億ポンド	1,074 億ポンド	
デリバティブ資産	1,042 億ポンド	1,087 億ポンド	1,284 億ポンド	
リバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付	830 億ポンド	782 億ポンド	931 億ポンド	
資産合計	4,478 億ポンド	4,396 億ポンド	5,155 億ポンド	
リスク調整後資産 - CRD IV 完全施行ベース	1,255 億ポンド	1,260 億ポンド	n/a	
平均割当有形株主資本	149 億ポンド	150 億ポンド	160 億ポンド	
平均割当株主資本	156 億ポンド	156 億ポンド	166 億ポンド	

パフォーマンス指標

平均有形株主資本利益率	5.9%	2.8%	16.3%	
平均株主資本利益率	5.7%	2.7%	15.7%	
収益に対する費用の比率	76%	91%	63%	

収益合計内訳

インベストメント・バンキング	1,174	1,097	1,063	10
貸付 ²	169	110	215	(21)
バンキング	1,343	1,207	1,278	5
クレジット ³	616	539	718	(14)
株式	1,220	945	1,352	(10)
マクロ ³	1,056	951	1,629	(35)
市場	2,892	2,435	3,699	(22)
バンキングと市場	4,235	3,642	4,977	(15)
その他 ¹	22	(9)	245	(91)
収益合計	4,257	3,633	5,222	(18)

¹ 投資収益純額とその他の収益には、2013 年度第 2 四半期に認識した 2008 年の米国のリーマンの買収に伴う、未回収資産に係る 2 億 5,900 万ポンドの収益が含まれています。

² 貸付収益には、利息収入純額、手数料収入ならびリスク管理の収益または損失が含まれます。2014 年度上半期の利息収入純額および手数料収入は 2 億 6,800 万ポンド(2013 年: 2 億 6,400 万ポンド)、リスク管理の損失は 9,900 万ポンド(2013 年: 4,900 万ポンド)でした。利息収入純額および手数料収入は継続的に概ね安定している傾向がありますが、リスク管理の収益および損失は変動しやすい傾向があります。

³ 「マクロ」は金利、通貨、コモディティの収益を意味します。「クレジット」はクレジットと証券化商品と地方公共団体取引関連の収益を意味します。

インベストメント・バンク

現在、インベストメント・バンク部門はオリジネーションを主としリターンに的を絞った市場業務とバンキング業務によって構成されています。非戦略的でリターンの低い事業はパークレイズ・ノンコアに移管され、アフリカのインベストメント・バンキング事業はアフリカ・バンキングに移管されました。インベストメント・バンクの財務部門は本社およびその他事業に移管され、現在はグループ財務部門に含めて報告されています。

2014 年度上半期の市場業務の収益は、2013 年度上半期と比べて減少しました。ボラティリティの低下に加え、前年度は取引高が高水準だったことが影響しています。2014 年度上半期はバンキング・フランチャイズが大幅に伸び、株式引受業務の収入は半期としては過去最高となるなど、市場を上回るペース¹で拡大し続けました。

インベストメント・バンク部門はコストおよび資本の効率向上、管理体制の強化、株式およびバンキング業務を足場とする事業拡大に重点を置き、Transform 戦略を引き続き推進しました。Transform 達成費用は 2 億 8,200 万ポンドで、主に欧州、アジア、北南米における事業再編に関連するものです。

損益計算書 – 2014 年度上半期と 2013 年度上半期の比較

- 収益合計は 2008 年の米国リーマン買収に関連する前年度の 2 億 5,900 万ポンドの公正価値調整にともなう 4%の減少および為替の変動による 5%の減少を含め、18%減少し、42 億 5,700 万ポンドとなりました。これらの要因を除くと収益は 10%減少しました。
 - － インベストメント・バンキングの手数料収益は 10%増加しました。債券引受手数料は概ね前年比横ばいでしたが、財務アドバイザー業務が拡大し、株式引受業務の手数料収入も過去最高となったためです。
 - － 市場業務の収益は以下の要因により 22%減少しました。
 - クレジットの収益は厳しいトレーディング環境と信用スプレッドの縮小する状況下、顧客取引が低迷して、14%減少し、6 億 1,600 万ポンドとなりました。
 - 株式資本調達からの収益の増加によって一部相殺されたものの、顧客の取引高の減少を反映した現物株の減収により、株式の収益は 10%減少し、12 億 2,000 万ポンドとなりました。
 - 為替市場のボラティリティの低下と金利商品における顧客の取引高の低迷を反映し、マクロの収益は 35%減少し、10 億 5,600 万ポンドとなりました。
- 2008 年の米国リーマンの買収により譲渡された一部未回収資産の回収可能性の改善にともなう前年度の 2 億 5,900 万ポンドの公正価値調整の影響を主因に、その他収益は 2 億 2,300 万ポンド減少し、2,200 万ポンドとなりました。
- 信用に関する減損の戻入純額は 2,600 万ポンド(2013 年:3,800 万ポンド)でした。これは多くのカウンターパーティーに関連するものです。
- 営業費用は 3%減少し、32 億 2,500 万ポンドとなりました。訴訟および特定行為に係る費用が増加したほか、主に欧州、アジア、北南米における事業再編策に関連する Transform 達成費用 2 億 8,200 万ポンド(2013 年:1 億 1,600 万ポンド)の計上により部分的に相殺されましたが、報酬費用の減少、そして事業再編や業務合理化を含む Transform プログラムの効果を反映したものです。
- Transform 達成費用を含め、収益に対する費用の比率は 13%上昇し、76%になりました。
- 税引前利益は 46%減少し、10 億 5,800 万ポンドとなりました。

¹ 出所: ディールロジック・デیلیー・フィード、2014 年 7 月 1 日。

事業部門別業績

損益計算書 – 2014 年度第 2 四半期と 2013 年度第 2 四半期の比較

- 収益合計は 2008 年の米国リーマン買収に関連する前年度の 2 億 5,900 万ポンドの公正価値調整にともなう 8%の減少および為替の変動による 6%の減少を含め、16%減少し 21 億 5,400 万ポンドとなりました。これらの要因を除くと収益は 2%減少しました。
 - インベストメント・バンキングの手数料収益は債券および株式引受業務と財務アドバイザリー業務の拡大を受け、35%増加し、6 億 6,100 万ポンドとなりました。
 - 市場業務の収益は 16%減少し、14 億 300 万ポンドとなりました。
 - 証券化商品からの収益の拡大を受け、クレジットは 13%増加し、2 億 7,000 万ポンドとなりました。
 - 株式の収益は 16%減少し、6 億 2,900 万ポンドとなりました。2013 年度第 2 四半期は市場の信頼感の高まりを背景とする世界的な株式市場の改善の恩恵を受けましたが、当四半期は現物株の顧客取引が減少したことが関係しています。
 - 当四半期は金利や通貨全般で顧客の取引高が減少したことから、マクロの収益は 27%減少し、5 億 400 万ポンドとなりました。
- 営業費用は Transform プログラムによる経費削減と為替の好影響があったものの、それを上回る事業再編や業務合理化を含む Transform 達成費用の計上と訴訟および特定行為に係る費用の増加を受け、12%増加し 15 億 9,400 万ポンドとなりました。
- 税引前利益は 50%減少し、5 億 6,700 万ポンドとなりました。

貸借対照表 – 2014 年 6 月 30 日と 2013 年 12 月 31 日の比較

- クレジット業務において証券化商品に対する顧客需要が増えたため、トレーディング・ポートフォリオ資産は 5%増加し 1,012 億ポンドになりました。
- 米ドルに対し英ポンドが上昇したことと、取引量が減少したことにより、デリバティブ資産は 4%減少し、1,042 億ポンドになりました。
- リバース・レポ取引は 6%増加し、自主限度額である 830 億ポンドになりました。
- リスク調整後資産は概ね横ばいの 1,255 億ポンドでした(2013 年 1,260 億ポンド)。

事業部門別業績

本社およびその他事業

損益計算書関連の情報

	2014 年 6 月 30 日 に終了した半期 (百万ポンド)	2013 年 12 月 31 日 に終了した半期 (百万ポンド)	2013 年 6 月 30 日 に終了した半期 (百万ポンド)
利息収入／(費用)純額	1	98	(166)
手数料費用純額	(181)	(69)	(48)
トレーディング収益純額	117	25	146
投資収益純額	204	51	17
保険契約に基づく保険料収入純額	9	12	13
その他の収益	9	29	34
収益／(費用)合計	159	146	(4)
信用に関する減損費用戻入	-	3	-
営業収益／(費用)純額	159	149	(4)
営業費用	(91)	(72)	(41)
Transform 達成費用	(2)	(22)	-
英国銀行税	-	(29)	-
営業費用合計	(93)	(123)	(41)
その他の(費用)／収益純額	(0)	6	(2)
税引前利益／(損失)	66	32	(47)
株主帰属利益／(損失)	30	84	(173)

貸借対照表関連の情報

資産合計	417 億ポンド	250 億ポンド	456 億ポンド
リスク調整後資産 - CRD IV 完全施行ベース ¹	60 億ポンド	146 億ポンド	n/a
平均割当有形株主資本 ²	(21 億ポンド)	(64 億ポンド)	(87 億ポンド)
平均割当株主資本 ²	(18 億ポンド)	(60 億ポンド)	(83 億ポンド)

¹ 2014 年の CRD IV 完全施行の報告に伴って、2013 年 12 月 31 日に報告していたリスク調整後資産は 69 億ポンド修正されて 146 億ポンドになりました。

² 本社およびその他事業の平均割当有形株主資本と平均割当株主資本は、本社およびその他事業のリスク調整後資産と資本控除を含み、また、2014 年度上半期において実際のコア Tier1 資本比率が 9.1%から 9.9%の間と低かったことに反して、株主資本をターゲットである平均リスク調整後資産の 10.5%で割り当てたことによる平均普通株主資本と有形普通株主資本の残存残高を含みます。

事業部門別業績

本社およびその他事業

本社およびその他事業では、以前はインベストメント・バンクに報告されていた財務活動が含まれるようになった一方で、アフリカの本社機能がアフリカ・バンキングに移管されました。

損益計算書 – 2014 年度上半期と 2013 年度上半期の比較

- 収益合計が 1 億 5,900 万ポンドに増加しました(2013 年:費用 400 万ポンド)。これは主に、グループ子会社の再編成によって生じた、外国為替に関する組替調整による純利益 6,900 万ポンドに起因します。
- 営業費用は、主に訴訟および特定行為に係る費用によって 5,200 万ポンド増加し、9,300 万ポンドとなりました。
- 2013 年度上半期の税引前損失 4,700 万ポンドから、2014 年度上半期は税引前利益 6,600 万ポンドに増加しました。

損益計算書 – 2014 年度第 2 四半期と 2014 年度第 1 四半期の比較

- 税引前利益の 600 百万ポンド(2014 年度第 1 四半期:6,000 万ポンド)は、主に訴訟および特定行為に係る費用によって 4,900 万ポンド増加して 7,100 万ポンドとなった営業費用に起因しています。

貸借対照表 – 2014 年 6 月 30 日と 2013 年 12 月 31 日の比較

- 資産合計は、主にグループの余剰流動性資産の超過を反映し、417 億ポンドとなりました(2013 年:250 億ポンド)。
- リスク調整後資産は 60 億ポンドに減少しました(2013 年:146 億ポンド)。比較修正 69 億ポンドの影響を除くと、この減少は主に、高流動性資産の会計処理の変更によるものでした。

事業部門別業績

パークレイズ・ノンコア

	2014 年 6 月 30 日 に終了した半期 (百万ポンド)	2013 年 12 月 31 日 に終了した半期 (百万ポンド)	2013 年 6 月 30 日 に終了した半期 (百万ポンド)	増減率 (%)
損益計算書関連の情報				
利息収入純額	183	113	194	(6)
手数料収入純額	314	198	185	70
トレーディング収益純額	116	327	1,000	(88)
保険契約に基づく保険料収入純額	147	140	166	(11)
その他の収益／(損失)	53	192	101	(48)
収益合計	813	970	1,646	(51)
保険契約に基づく保険金および給付金純額	(155)	(152)	(172)	10
保険金控除後の収益合計	658	818	1,474	(55)
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(149)	(344)	(556)	73
営業収益純額	509	474	918	(45)
営業費用	(893)	(1,149)	(1,049)	15
Transform 達成費用	(41)	(120)	(418)	90
英国銀行税	-	(109)	-	
営業費用合計	(934)	(1,378)	(1,467)	36
その他の(費用)／収益純額	(66)	14	(124)	47
税引前損失	(491)	(890)	(673)	27
株主帰属損失	(464)	(1,271)	(619)	25

貸借対照表関連の情報

銀行および顧客に対する貸付金(償却原価ベース)	755 億ポンド	819 億ポンド	959 億ポンド
顧客に対する貸付金(公正価値ベース)	170 億ポンド	176 億ポンド	186 億ポンド
トレーディング・ポートフォリオ資産	229 億ポンド	307 億ポンド	415 億ポンド
デリバティブ資産	2,270 億ポンド	2,393 億ポンド	3,019 億ポンド
リバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付	868 億ポンド	1,047 億ポンド	1,236 億ポンド
資産合計	4,686 億ポンド	5,112 億ポンド	6,230 億ポンド
顧客預り金	286 億ポンド	293 億ポンド	342 億ポンド
リスク調整後資産 - CRD IV 完全施行ベース	875 億ポンド	1,099 億ポンド	n/a
平均割当有形株主資本	142 億ポンド	163 億ポンド	172 億ポンド
平均割当株主資本	145 億ポンド	165 億ポンド	175 億ポンド

パフォーマンス指標

平均有形株主資本利益率 ¹	(6.0%)	(9.6%)	(10.2%)
平均株主資本利益率 ¹	(4.5%)	(7.5%)	(7.3%)
収益に対する費用の比率	142%	168%	99%
貸倒率(ベシス・ポイント)	45	81	114

収益合計内訳

事業部門	564	662	822	(31)
証券および貸付金	147	171	570	(74)
デリバティブ	(53)	(15)	82	
収益合計	658	818	1,474	(55)

¹ パークレイズ・ノンコア部門の平均株主資本利益率、平均有形株主資本利益率はパークレイズ・グループへの影響、すなわちパークレイズ・グループの利益率とパークレイズコア部門の利益率の差を示しています。

事業部門別業績

パークレイズ・ノンコア

パークレイズ・ノンコア(BNC)は、パークレイズにとって戦略的に魅力がなくなった事業および資産を集めた部門であり、大きく3つの範疇に分けて管理されています。

- 全ての欧州リテールを含む事業
- インベストメント・バンクのポートフォリオ資産と英国コーポレートの長期の公正価値の貸付金を合わせた証券および貸付金
- CRD IV 導入以前の金利ポートフォリオを含むデリバティブ

これらの事業や資産は徐々に撤退していく予定で、既に2014年度上半期には一部の撤退を実施しました。

損益計算書 – 2014 年度上半期と2013 年度上半期の比較

- 保険金控除後の収益合計は55%減少し、6億5,800万ポンドとなりました。
 - 事業収益は非戦略中心的な業務からの撤退と欧州リテール収益の減少から、31%減少し5億6,400万ポンドになりました。
 - 証券および貸付金は取引資産の縮小およびホールセール貸付ポートフォリオの公正価値調整、また2013年度において一部の証券化商品に有利な市場の変動があったことを主因に74%減の1億4,700万ポンドとなりました。
 - デリバティブ収益はCRD IV以前の金利ポートフォリオとヘッジ取引からの収益の減少を反映し、1億3,500万ポンド減少して5,300万ポンドの損失となりました。
- 信用に関する減損費用は4億700万ポンド改善して1億4,900万ポンドとなりました。前年、特定の顧客に対するエクスポージャーにかかる費用が当期は発生しなかったこと、リテールの信用パフォーマンスが改善していること、スペインの不動産および建設セクターに対するエクスポージャー圧縮の取り組みを反映してホールセール・ポートフォリオの費用が減少したことが主な要因です。
- 営業費用は以下の要因を反映し、37%減の9億3,400万ポンドとなりました。
 - 人件費、欧州リテールの従業員および営業拠点の削減など Transform プログラムの成果
 - 2013 年度上半期に欧州リテールにおいて大幅な事業再編をしたことで、Transform 達成費用が3億7,700万ポンド減少し4,100万ポンドとなったこと
- その他の費用純額は5,800万ポンド減少し6,600万ポンドとなりました。これはパークレイズの戦略的見直しの影響を受けた地域の取引相手に対する契約上の義務に関して、第2四半期に認識された評価調整が減少したことを反映しています。
- 税引前損失は1億8,200万ポンド減少し4億9,100万ポンドとなりました。

損益計算書 – 2014 年度第2 四半期と2014 年度第1 四半期の比較

- 税引前損失は1億8,300万ポンド増加し3億3,700万ポンドとなりました。非戦略的な自己取引業務からの撤退と証券の削減、取引相手に対する契約上の義務に関して認識された評価損益の調整などがその要因です。

貸借対照表 – 2014 年6月30日と2013年12月31日の比較

- 銀行および顧客に対する償却原価ベースの貸付金は Transform 戦略の一環として資産の圧縮と為替変動を反映し、8%減の755億ポンドとなりました。
- トレーディング・ポートフォリオ資産はポジションの撤退によって25%減少し229億ポンドとなりました。
- デリバティブ資産は満期による消滅と貸借対照表の縮小施策の実施により、5%減少し2,270億ポンドとなりました。
- リバース・レポ取引およびその他類似の貸付は、主に、貸借対照表のレバレッジ解消によりマッチド・ブック取引が減少した結果、17%減少し、868億ポンドとなりました。
- 顧客預り金は顧客預り金残高の減少と為替変動を背景に2%減の286億ポンドとなりました。
- リスク調整後資産は証券の縮小と撤退、デリバティブ・リスクの削減を反映し、20%減少し、875億ポンドとなりました。

四半期業績

パークレイズグループ四半期業績		2014 年度 第 2 四半期 (百万ポンド)	2014 年度 第 1 四半期 (百万ポンド)	2013 年度 第 4 四半期 (百万ポンド)	2013 年度 第 3 四半期 (百万ポンド)	2013 年度 第 2 四半期 (百万ポンド)	2013 年度 第 1 四半期 (百万ポンド)	2012 年度 第 4 四半期 (百万ポンド)	2012 年度 第 3 四半期 (百万ポンド)
調整後ベース									
保険金控除後の収益合計		6,682	6,650	6,639	6,445	7,337	7,734	6,867	7,002
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額		(538)	(548)	(718)	(722)	(925)	(706)	(825)	(805)
営業収益純額		6,144	6,102	5,921	5,723	6,412	7,028	6,042	6,197
営業費用		(4,188)	(4,195)	(4,777)	(4,262)	(4,359)	(4,782)	(4,345)	(4,353)
Transform 達成費用		(254)	(240)	(468)	(101)	(126)	(514)	-	-
英国銀行税		-	-	(504)	-	-	-	(345)	-
営業費用合計		(4,442)	(4,435)	(5,749)	(4,363)	(4,485)	(5,296)	(4,690)	(4,353)
その他の(費用)/収益純額		(46)	26	19	25	(122)	54	43	21
調整後税引前利益		1,656	1,693	191	1,385	1,805	1,786	1,395	1,865
調整項目									
当グループ自身の信用度に関連する利益/(損失)		(67)	119	(95)	(211)	337	(251)	(560)	(1,074)
支払保障保険 (PPI) に係る補償引当金		(900)	-	-	-	(1,350)	-	(600)	(700)
金利ヘッジ商品に係る補償引当金		-	-	-	-	(650)	-	(400)	-
のれんの減損		-	-	(79)	-	-	-	-	-
法定税引前利益/(損失)		689	1,812	17	1,174	142	1,535	(165)	91
法定税引後利益/(損失)		391	1,215	(514)	728	39	1,044	(364)	(13)
以下に帰属するもの:									
親会社の普通株主		161	965	(642)	511	(168)	839	(589)	(183)
その他の株主		41	49	-	-	-	-	-	-
非支配持分		189	201	128	217	207	205	225	170
調整後基本的 1 株当たり利益/(損失)		5.4 ペンス	5.5 ペンス	(2.8 ペンス)	5.4 ペンス	7.7 ペンス	7.5 ペンス	6.7 ペンス	7.8 ペンス
収益に対する費用の調整後比率		66%	67%	87%	68%	61%	68%	68%	62%
基本的 1 株当たり利益		1.0 ペンス	6.0 ペンス	(4.5 ペンス)	3.8 ペンス	(1.2 ペンス)	6.3 ペンス	(4.5 ペンス)	(1.4 ペンス)
収益に対する費用の比率		82%	66%	89%	70%	85%	71%	90%	85%
パークレイズ・コア									
保険金控除後の収益合計		6,397	6,277	6,189	6,076	6,773	6,824	6,115	6,278
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額		(456)	(481)	(542)	(554)	(558)	(517)	(600)	(628)
営業収益純額		5,941	5,796	5,647	5,522	6,215	6,307	5,515	5,650
営業費用		(3,738)	(3,753)	(4,114)	(3,776)	(3,853)	(4,239)	(3,844)	(3,906)
Transform 達成費用		(237)	(216)	(365)	(84)	(64)	(158)	-	-
英国銀行税		-	-	(395)	-	-	-	(263)	-
営業費用合計		(3,975)	(3,969)	(4,874)	(3,860)	(3,917)	(4,397)	(4,107)	(3,906)
その他の収益純額		27	20	15	15	13	43	21	12
税引前利益		1,993	1,847	788	1,677	2,311	1,953	1,429	1,756
パークレイズ・ノンコア									
保険金控除後の収益合計		285	373	450	368	564	911	752	724
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額		(82)	(67)	(176)	(168)	(367)	(189)	(226)	(177)
営業収益純額		203	306	274	200	197	722	526	547
営業費用		(451)	(442)	(664)	(485)	(507)	(542)	(500)	(447)
Transform 達成費用		(17)	(24)	(103)	(17)	(62)	(356)	-	-
英国銀行税		-	-	(109)	-	-	-	(82)	-
営業費用合計		(468)	(466)	(876)	(502)	(569)	(898)	(582)	(447)
その他の(費用)/収益純額		(72)	6	4	10	(135)	11	21	9
税引前損失		(337)	(154)	(598)	(292)	(507)	(165)	(35)	109

四半期業績

パーソナル・アンド・コーポレート・ バンキング	2014 年度 第 2 四半期	2014 年度 第 1 四半期	2013 年度 第 4 四半期	2013 年度 第 3 四半期	2013 年度 第 2 四半期	2013 年度 第 1 四半期	2012 年度 第 4 四半期	2012 年度 第 3 四半期
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
保険金控除後の収益合計	2,188	2,173	2,166	2,252	2,192	2,113	2,153	2,151
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(95)	(135)	(169)	(153)	(165)	(134)	(191)	(152)
営業収益純額	2,093	2,038	1,997	2,099	2,027	1,979	1,962	1,999
営業費用	(1,256)	(1,298)	(1,388)	(1,318)	(1,378)	(1,376)	(1,337)	(1,356)
Transform 達成費用	(58)	(57)	(219)	(73)	(55)	(37)	-	-
英国銀行税	-	-	(66)	-	-	-	(49)	-
営業費用合計	(1,314)	(1,355)	(1,673)	(1,391)	(1,433)	(1,413)	(1,386)	(1,356)
その他(費用)／収益純額	1	5	3	1	7	30	3	7
税引前利益	780	688	327	709	601	596	579	650
パークレイカード								
保険金控除後の収益合計	1,082	1,042	1,034	1,050	1,030	989	987	956
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(268)	(269)	(266)	(290)	(272)	(268)	(265)	(259)
営業収益純額	814	773	768	760	758	721	722	697
営業費用	(420)	(402)	(457)	(455)	(424)	(450)	(472)	(401)
Transform 達成費用	(23)	(13)	(38)	(6)	(5)	-	-	-
英国銀行税	-	-	(22)	-	-	-	(15)	-
営業費用合計	(443)	(415)	(517)	(461)	(429)	(450)	(487)	(401)
その他の収益純額	25	10	5	12	7	9	5	7
税引前利益	396	368	256	311	336	280	240	303
アフリカ・バンキング								
保険金控除後の収益合計	895	878	980	1,004	1,016	1,039	1,064	1,043
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(100)	(96)	(104)	(101)	(131)	(143)	(164)	(192)
営業収益純額	795	782	876	903	885	896	900	851
営業費用	(545)	(537)	(616)	(605)	(597)	(633)	(605)	(660)
Transform 達成費用	(8)	(9)	(15)	(2)	(9)	-	-	-
英国銀行税	-	-	(42)	-	-	-	(34)	-
営業費用合計	(553)	(546)	(673)	(607)	(606)	(633)	(639)	(660)
その他の収益純額	2	4	-	3	4	1	12	3
税引前利益	244	240	203	299	283	264	273	194
インベストメント・バンク								
インベストメント・バンキング手数料	661	513	571	526	488	575	621	461
貸付	66	103	68	42	141	74	42	(38)
バンキング	727	616	639	568	629	649	663	423
クレジット	270	346	231	308	239	479	248	356
株式	629	591	421	524	750	602	419	490
マクロ	504	552	494	457	689	940	609	841
市場	1,403	1,489	1,146	1,289	1,678	2,021	1,276	1,687
バンキングと市場	2,130	2,105	1,785	1,857	2,307	2,670	1,939	2,110
その他	24	(2)	(3)	(6)	252	(7)	(8)	(8)
収益合計	2,154	2,103	1,782	1,851	2,559	2,663	1,931	2,102
信用に関する減損およびその他の引当金戻入／(費用)	7	19	(6)	(10)	10	28	21	(24)
営業収益純額	2,161	2,122	1,776	1,841	2,569	2,691	1,952	2,078
営業費用	(1,442)	(1,501)	(1,606)	(1,373)	(1,429)	(1,764)	(1,360)	(1,489)
Transform 達成費用	(152)	(130)	(71)	(3)	-	(116)	-	-
英国銀行税	-	-	(236)	-	-	-	(139)	-
営業費用合計	(1,594)	(1,631)	(1,913)	(1,376)	(1,429)	(1,880)	(1,499)	(1,489)
税引前利益／(損失)	567	491	(137)	465	1,140	811	453	589
本社およびその他事業								
保険金控除後の収益／(費用)合計	78	81	227	(81)	(24)	20	(20)	26
信用に関する減損およびその他の引当金戻入／(費用)	-	-	3	-	-	-	(1)	(1)
営業収益／(費用)純額	78	81	230	(81)	(24)	20	(21)	25
営業費用	(76)	(15)	(47)	(25)	(25)	(16)	(70)	-
Transform 達成費用	5	(7)	(22)	-	5	(5)	-	-
英国銀行税	-	-	(29)	-	-	-	(26)	-
営業費用合計	(71)	(22)	(98)	(25)	(20)	(21)	(96)	-
その他(費用)／収益純額	(1)	1	7	(1)	(5)	3	1	(5)
税引前利益／(損失)	6	60	139	(107)	(49)	2	(116)	20

事業部門別のリターンおよび株主資本

平均株主資本利益率および平均有形株主資本利益率は、当該期間の親会社の普通株主に帰属する利益を当該期間の（その他資本制金融商品にかかるクーポンに関して剰余金に計上されている税額控除による相殺について調整された）平均割当株主資本または平均割当有形株主資本（下記に記述しているアフリカ・バンキング以外の非支配持分およびその他の株主持分を除く）で適宜除して算出されます。平均割当株主資本は、当グループが資本計画の目的で使用する仮定を反映し、のれんおよび無形資産を含む CRD IV 完全施行ベースでの資本控除を調整した後、各事業部門の CRD IV 完全施行ベースの平均リスク調整後資産の 10.5%として算出されます。2014 年 6 月 30 日現在の CRD IV 完全施行ベースの普通株式 Tier1 資本比率 9.9%が 10.5%を下回っていることを反映し、グループ全体に割り当てられている過剰な資本は本社およびその他事業のマイナス資本として割り当てられます。平均割当有形株主資本も同様の手法に基づいて算出されますが、のれんおよび無形資産は除外されます。

アフリカ・バンキングの平均株主資本利益率の計算にあたって使用されている株主資本は、（依然として BAGL に属していないパークレイズのエジプトおよびジンバブエ事業の持分と併せた）パークレイズの BAGL 法定持分およびこれらの事業の買収に伴うパークレイズののれんです。平均有形株主資本利益率の有形株主資本も同じベースで計算されていますが、買収に伴うパークレイズののれんと BAGL 法定資本に含まれるのれんおよび無形資産は除外されます。

	2014 年 6 月 30 日 に終了した半期	2013 年 12 月 31 日 に終了した半期	2013 年 6 月 30 日 に終了した半期
平均株主資本利益率	%	%	%
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング	12.1%	9.1%	10.3%
パークレイカード	18.9%	14.3%	16.8%
アフリカ・バンキング	9.6%	6.6%	9.4%
インベストメント・バンク	5.7%	2.7%	15.7%
パークレイズ・コア(本社を除く)	10.4%	7.2%	13.0%
本社の影響 ¹	0.6%	1.6%	2.1%
パークレイズ・コア	11.0%	8.8%	15.1%
パークレイズ・ノンコアの影響 ¹	(4.5%)	(7.5%)	(7.3%)
調整後パークレイズ・グループ合計	6.5%	1.3%	7.8%

	2014 年 6 月 30 日 に終了した半期	2013 年 12 月 31 日 に終了した半期	2013 年 6 月 30 日 に終了した半期
平均有形株主資本利益率	%	%	%
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング	16.1%	12.0%	13.5%
パークレイカード	23.6%	18.2%	21.7%
アフリカ・バンキング	13.3%	9.3%	13.0%
インベストメント・バンク	5.9%	2.8%	16.3%
パークレイズ・コア(本社を除く)	12.5%	8.6%	15.6%
本社の影響 ¹	1.0%	2.5%	3.7%
パークレイズ・コア	13.5%	11.1%	19.3%
パークレイズ・ノンコアの影響 ¹	(6.0%)	(9.6%)	(10.2%)
調整後パークレイズ・グループ合計	7.5%	1.5%	9.1%

¹ 本社とパークレイズ・ノンコアの平均株主資本利益率と平均有形株主資本利益率は、それぞれパークレイズ・コア部門とグループへのマイナスの影響度を意味しています。

業績管理

	2014 年 6 月 30 日 に終了した半期 (百万ポンド)	2013 年 12 月 31 日 に終了した半期 (百万ポンド)	2013 年 6 月 30 日 に終了した半期 (百万ポンド)
親会社の普通株主に帰属する利益／(損失)¹			
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング	1,044	800	881
パークレイカード	540	383	439
アフリカ・バンキング	181	134	222
インベストメント・バンク	441	209	1,306
本社	31	84	(173)
パークレイズ・コア	2,237	1,610	2,675
パークレイズ・ノンコア	(458)	(1,271)	(619)
調整後パークレイズ・グループ合計	1,779	339	2,056

平均株主資本

	2014 年 6 月 30 日 に終了した半期 (億ポンド)	2013 年 12 月 31 日 に終了した半期 (億ポンド)	2013 年 6 月 30 日 に終了した半期 (億ポンド)
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング	173	175	172
パークレイカード	57	54	52
アフリカ・バンキング	38	41	47
インベストメント・バンク	156	156	166
本社 ²	(18)	(60)	(83)
パークレイズ・コア	406	366	354
パークレイズ・ノンコア	145	165	175
パークレイズ・グループ合計	551	531	529

平均有形株主資本

	2014 年 6 月 30 日 に終了した半期 (億ポンド)	2013 年 12 月 31 日 に終了した半期 (億ポンド)	2013 年 6 月 30 日 に終了した半期 (億ポンド)
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング	130	133	131
パークレイカード	46	42	40
アフリカ・バンキング	27	29	34
インベストメント・バンク	149	150	160
本社 ²	(21)	(64)	(87)
パークレイズ・コア	331	290	278
パークレイズ・ノンコア	142	163	172
パークレイズ・グループ合計	473	453	450

¹ その他の株主に帰属する税引前利益 9,000 万ポンド(2013 年: ゼロポンド)の一部は、全事業横断的に割り当てられ、剰余金に計上されている税額控除 1,900 万ポンド(2013 年: ゼロポンド)によって相殺されます。相殺後残高である 7,100 万ポンドは、非支配持分同様、平均有形株主資本利益率および平均株主資本利益率の計算に際して、税引後利益から控除されます。従って、2014 年度上半期の帰属利益 17 億 6,000 万ポンドは、剰余金に計上されている税額控除 1,900 万ポンド(2013 年: ゼロポンド)について調整されています。

² 本社およびその他事業のリスク調整後資産と資本控除を含み、平均普通株主資本と平均有形普通株主資本の平均残高の残存残高を含みます。

業績管理

利ざやおよび残高¹

	2014 年 6 月 30 日に終了した半期			2013 年 6 月 30 日に終了した半期		
	利息収入純額 (百万ポンド)	平均顧客資産 (百万ポンド)	純利ざや %	利息収入純額 (百万ポンド)	平均顧客資産 (百万ポンド)	純利ざや %
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング	3,057	208,160	2.96	2,860	200,104	2.88
パークレイカード	1,500	33,410	9.05	1,385	30,932	9.03
アフリカ・バンキング	1,007	34,574	5.87	1,140	40,489	5.68
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング、 パークレイカードおよびアフリカ・バンキングの 合計	5,564	276,144	4.06	5,385	271,525	4.00
インベストメント・バンク	334			164		
本社およびその他事業	1			(166)		
コア	5,899			5,383		
ノンコア	183			194		
利息収入純額の合計	6,082			5,577		

- PCB、パークレイカード、アフリカ・バンキングの利息収入純額合計は 3%増加し 55 億 6,400 万ポンドになりました。
 - アフリカ・バンキングにおいて英ポンドに対し南アフリカランドが下落したことによって、一部相殺されましたが、PCB 部門のモーゲージ、預金、パークレイカードが伸び、平均顧客資産は 2,761 億ポンド(2013 年:2,715 億ポンド)に増加しました。
 - PCB 部門での顧客預金の金利の低下と資金調達コストの低下を主因として、純利ざやが 6 ページ・ポイント増加し、4.06%になりました。
- 構造的なヘッジによる効果 8 億ポンド(2013 年:8 億ポンド)を含んだグループの利息収入純額は 61 億ポンドに増加しました(2013 年:56 億ポンド)。株式の構造的ヘッジ収益は、加重平均されたヘッジ期間が延びたため増加しました。これは低金利環境が継続する状況下、ヘッジを維持することによる商品の構造的ヘッジによって、一部相殺されました。
- 純利ざやは、グループがホールセール市場から代替資金調達を行う際のコストをベースとしたグループ全体の内部調達レートの変動を反映しています。内部調達レートはグループ内の資金調達や流動性のため、適切に純額ベースで余剰流動性を有している事業部門にクレジットを与え、実勢市場金利に期間プレミアムを含めたレートで代替資金調達が必要な事業部門へチャージするグループ内金利となります。

PCB、パークレイカードおよびアフリカ・バンキングの四半期分析

	2014 年 6 月 30 日に終了した四半期			2014 年 3 月 31 日に終了した四半期		
	利息収入純額 (百万ポンド)	平均顧客資産 (百万ポンド)	純利ざや %	利息収入純額 (百万ポンド)	平均顧客資産 (百万ポンド)	純利ざや %
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング	1,529	209,040	2.93	1,528	207,433	2.99
パークレイカード	754	33,904	8.92	746	32,911	9.19
アフリカ・バンキング	504	34,660	5.83	503	34,488	5.91
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング、 パークレイカードおよびアフリカ・バンキングの 合計	2,787	277,604	4.03	2,777	274,832	4.10

¹ 利ざやは利息収入純額を平均顧客資産で除して計算しています。

リスク管理

リスク管理と主要リスク

パークレイズのリスク管理の責任は全社リスク管理フレームワーク(ERMF: Enterprise Risk Management Framework)で規定されています。ERMF は分掌と説明責任を明らかにし、グループの最も重要性の高いリスクが理解され、リスク選好度に基づき管理されること、また、リスク・エクスポージャーと統制の運用上の有効性の両面について、定期的に報告することを目的としたものです。ERMF は特に銀行横断的な統制フレームワークを構築するに値する、予見性、継続性、重要性のある、パークレイズが晒される可能性のあるリスクを対象としています。これらのリスクは「主たるリスク」と周知されているものであり、6 つの「主要リスク」として分類されています。

こうしたリスクとそれらの管理要領についてのより詳細な情報は「2013 年の年次報告書」、またはウェブサイトの www.barclays.com/investorrelations に掲載されています。当期間中に主たるリスクもしくはリスク管理についての大きな変更はなく、下半期においても変更は予想されていません。

以下のセクションでは、当期の資金調達リスク・流動性、資金調達リスク・資本、信用リスク、市場リスクのリスク状況について概要を説明します。

資金調達と流動性

当グループは、流動性リスクを管理するための包括的な流動性リスク管理フレームワーク(流動性フレームワーク)を備えています。

パークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッド(BAGL)の流動性リスクは、現地通貨および資金調達要件のために別個に管理されています。特段の記述がない限り、本セクションのすべての開示情報は BAGL を除外しており、BAGL については独立的に報告が成されます。現地での要件について調整するものの、BAGL の流動性リスクはパークレイズ・グループと一貫した基準で管理されています。

流動性ストレス・テスト

流動性フレームワークに基づき、当グループは各種ストレス・シナリオの下で予想されるストレス時の契約上および条件付の資金流出純額と比較した余剰流動性を参照して測定される流動性リスク選好度(LRA)を設定しています。これらのシナリオは市場全体のストレス・イベント、パークレイズ固有のストレス・イベントおよび両者の組み合わせを対象にしています。通常の市場環境の下では、余剰流動性は市場全体のストレス時の 90 日間の予想資金流出額、およびパークレイズ固有のストレス時、複合ストレス時それぞれの 30 日間の予想資金流出額の少なくとも 100%になるように管理されます。このうち、30 日間のパークレイズ固有のシナリオが、ストレス時の流出額に対応するために最も大きな余剰流動性が求められます。

2010 年 6 月以来、当グループは PRA が提示した個別流動性ガイダンス(ILG)に対する流動性ポジションを報告しています。また、当グループは流動性カパレージ比率(LCR)および安定調達比率(NSFR)¹を含む予想される CRD IV およびバーゼル 3 指標に対するポジションもモニターしています。

2014 年 6 月 30 日現在、当グループは欧州銀行監督機構(EBA)によって導入された CRD IV の規制に基づく LCR が 107% (2013 年:96%)になると見積もりました。これは規制水準を 90 億ポンド上回っています(2013 年:60 億ポンドの不足)。2013 年 1 月にバーゼル銀行監督委員会が公表した基準に基づく、LCR は 112%(2013 年:102%)になると見積もっています。

2014 年 6 月 30 日現在、当グループはパークレイズ固有の LRA シナリオおよび EBA によって導入された CRD IV の規制に基づく LCR それぞれの 30 日間のストレス時資金流出純額の 100%を上回る適格流動資産を保有しています。

内部および規制に則ったストレス・テスト

	パークレイズの流動性リスク 選好度(LRA)30 日間の パークレイズの固有シナリオ の必要額) ² (億ポンド)	CRDIV 基準の 流動性カパレージ 比率(LCR)の見積もり ¹ (億ポンド)
適格流動性バッファー	1,340	1,410
ストレス時の資金流出純額	1,250	1,320
余剰流動性	90	90
2014 年 6 月 30 日現在の想定される資金流出純額に対する余剰流動性比率	107%	107%
2013 年 12 月 31 日現在の想定される資金流出純額に対する余剰流動性比率	104%	96%

¹ LCR および NSFR の見積方法はそれぞれ CRD IV およびバーゼル III 基準の解釈に基づいており、CRD IV の最終決定に先立ち変更される可能性のある数多くの仮定を含むものです。本セクションでの推計 LCR と NSFR の見積りは BAGL を含むものです。

² LRA の一環としてモニターされている 3 つのストレス・シナリオのうち、30 日間のパークレイズ固有のシナリオは最低比率の 107%となります(2013 年:104%)。これに対して、90 日間の市場全体シナリオの下では 128%(2013 年:127%)、30 日間の複合シナリオの下では 114%(2013 年:112%)となります。

資金調達リスクー流動性

外部規制上の要件および社内の流動性リスク選好度を充足しつつ、LRA および LCR の余剰は通常業務で期待される範囲にとどまっています。また規制の導入に先立ち、LCR を CRD IV ベースの規制で求められている 100%以上での維持が含まれます。

2014 年 1 月のバーゼル銀行監視委員会の協議(BCBS コンサルテーション)の現状での解釈に基づくと、パークレイズの NSFR は 98%と見積もっています(2013 年:95%)。これには銀行以外からの短期のリバースレポに対して必要とされる安定的な調達の 50%の要件を含んでいます。2010 年の当初のバーゼルの発表には存在していなかったこの要件を含めない場合、NSFR は 113%になっていたと推計されます。規制時期として目標としている 2018 年のバーゼル委員会の規則の最終決定と現地の規制当局による導入に至るまで、更なる規制の変更が見込まれます。

パークレイズは内部および規制上のストレス要件に対する余剰流動性を効率的な水準で維持する予定です。パークレイズは引き続き金融市場、特に利用可能な資金調達の締め付けの初期兆候について、緊密にモニターしていく所存です。このような状況の中で、ストレス・シナリオの性質および深刻度は再評価され、余剰流動性に関して適切な措置が取られます。これにはストレス時の資金流出に対応するための余剰流動性の規模の一層の拡大ないし余剰流動性の貨幣化が含まれる可能性があります。

余剰流動性

当グループの余剰流動性は 1,340 億ポンド(2013 年:1,270 億ポンド)でした。2014 年において、各月末時点の余剰流動性は 1,340 億ポンドから 1,560 億ポンド(2013 年:1,270 億ポンドから 1,570 億ポンド)の範囲で推移し、月末平均残高は 1,450 億ポンドでした(2013 年:1,440 億ポンド)。余剰流動性は担保に供されていない資産で、支払や決済要件の裏付けとして使用されるものではありません。

グループ余剰流動性の構成

	余剰流動性 2014 年 6 月 30 日 現在	余剰流動性 のうち PRA 適格分 ¹	余剰流動性のうち CRDIV 基準の LCR 適格分 ²		余剰流動性 2013 年 12 月 31 日 現在
			レベル 1	レベル 2A	
	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
2014 年 6 月 30 日現在					
現金および中央銀行預け金 ³	420	410	400	-	430
国債⁴					
AAA 格	580	570	580	-	520
AA+格から AA- 格	110	100	110	-	90
その他の国債	10	-	10	-	10
国債合計	700	670	700	-	620
その他					
国際機関債および国際開発銀行	60	30	60	-	30
政府機関および政府機関モーゲージ・バック証券	80	-	50	30	100
カパード債(AA-格以上)	50	-	-	50	60
その他	30	-	-	-	30
その他合計	220	30	110	80	220
2014 年 6 月 30 日現在合計	1,340	1,110	1,210	80	
2013 年 12 月 31 日現在合計	1,270	1,040	1,090	110	

パークレイズは余剰流動性を一元的に管理しています。2014 年 6 月 30 日現在、余剰流動性の 92%はパークレイズ・バンク・ピーエルシーに所在(2013 年:90%)し、パークレイズ・グループ全体の流動性ニーズを満たすために利用可能となっています。残余余剰流動性の大半はパークレイズ・キャピタル・インク(BCI)内部で保有されています。余剰流動性のうち、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの外部に所在する部分は各事業体固有のストレスによる資金流出および規制上の要件に対して保有されています。

¹ 余剰流動性 1,110 億ポンド(2013 年: 1,040 億ポンド)は、BIPRU(銀行、ビルディング・ソサエティ、投資会社のためのブルデンシャル・ハンドブック)12.7 項に規定されている PRA 要件を満たすものです。更に PRA の 2013 年 8 月の発表によれば、PRA がレベル 2 資産として特定した一部の資産は、経過措置として利用することができます。このようなレベル 2 資産を 100 億ポンド(2013 年:90 億ポンド)保有しています。

² この本表に表示されている流動性カバレッジ比率(LCR)適格資産は当グループの余剰流動性に適格な資産のみを示しており、バーゼル銀行監督委員会によって定義されるレベル 2B 資産は含まれていません。

³ 現金および中央銀行預け金の 95%超(2013 年:95%超)はイングランド銀行、米連邦準備制度理事会、欧州中央銀行、日本銀行、スイス国立銀行に預けられています。

⁴ 国債の 85%超(2013 年:85%超)は英国、米国、日本、フランス、ドイツ、デンマーク、スイスおよびオランダの債券です。

資金調達リスクー流動性

預金による調達

顧客向け貸付金の調達(BAGLを含む)	2014年6月30日現在			2013年 12月31日現在
	顧客向け貸付金 (億ポンド)	顧客預り金 (億ポンド)	預貸率 %	預貸率 %
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング	2,170	2,980		
パークレイカード	330	60		
ノン・コア(リテール)	390	160		
アフリカ・バンキング	340	330		
資金調達合計	3,230	3,530	92	91
インベストメント・バンク、ノン・コア(ホールセール)および その他 ¹	1,200	910		
合計	4,430	4,440	100	101

PCB、アフリカ・バンキング、パークレイカード、ノンコア(リテール)は概ね顧客預り金によって資金調達しています。これらの部門の預貸率は92%でした(2013年:91%)。貸付金を上回る顧客預り金は、主にこれらの事業の流動性バッファーとして利用されています。インベストメント・バンク部門はホールセール負債から調達しており、これらの事業からの顧客預り金からの調達に依存していません。グループ全体の預金に預貸率は100%(2013年:101%)と概ね変わりませんでした。

2014年6月30日現在で、顧客預り金合計1,250億ポンド(2013年:1,220億ポンド)が英国金融サービス補償スキームや他の類似スキームで保証されています。これらの顧客預り金に加え、その他の負債30億ポンド(2013年:30億ポンド)が政府によって補償もしくは保証されています。

ホールセール調達

2014年6月30日現在でのその他資産の調達

資産 (億ポンド)	負債 (億ポンド)
トレーディング・ポートフォリオ資産	レポ取引
590	1,740
リバース・レポ取引	
1,150	
リバース・レポ取引	トレーディング・ポートフォリオ負債
570	570
デリバティブ	デリバティブ
3,320	3,250
余剰流動性 ²	1年未満に満期が到来するホールセール負債
140	860
その他無担保資産 ³	1年未満に満期が到来するホールセール負債および資本
1,290	1,540

- トレーディング・ポートフォリオ資産は大部分レポ取引によって調達されており、60%(2013年:63%)は非常に流動性の高い資産によって担保されています⁴。より流動性の乏しい資産によって担保されているレポ取引の加重平均満期は67日です。(2013年:69日)。
- リバース・レポ取引の半分以上はレポ取引と見合っています。2014年6月30日現在で見合っている取引のうち72%(2013年:76%)が流動性の高い資産⁴によって担保されています。残りのリバース・レポ取引はトレーディング・ポートフォリオ負債の決済のために利用されています。
- デリバティブ資産と負債はほぼ見合っています。貸借対照表上のデリバティブ・ポジションの大部分はカウンター・ネットリング要件を充たしており、残りのポジションはほぼ受入または差入現金担保とネットした後に、相殺されます。
- 当グループの余剰流動性は主にホールセール負債によって調達されており、残りは顧客預り金によって調達されています。
- その他の資産は、おおよそターム・ホールセール負債およびと資本と見合っています。

¹ 顧客向け貸付金に関連するトレーディング決済と現金担保残高840億ポンド(2013年:710億ポンド)と顧客預り金に関連する750億ポンド(2013年:620億ポンド)を含んでいます。

² 余剰流動性の部分はホールセール資金によって調達されていると見積もられています。

³ ほとんどが売却可能投資、トレーディング・ポートフォリオ資産、公正価値で測定する金融資産および金融機関向け貸付金です。

⁴ 高い流動性のある資産は、国債、米国政府機関債、米国政府機関モーゲージ・バック証券です。

資金調達リスク－流動性

ホールセール資金調達の構成

2014年6月30日現在、ホールセールの資金調達残高(レポ取引を除く)は1,790億ポンド(2013年:1,860億ポンド)でした。ホールセール資金調達のうち、860億ポンド(2013年:820億ポンド)は1年未満に満期を迎えるものであり、そのうちの250億ポンド¹(2013年:230億ポンド)はタームファンディングに関連したものです。

ホールセール資金調達の残高は、担保付の資金調達350億ポンド(2013年:350億ポンド)および無担保の資金調達1,440億ポンド(2013年:1,510億ポンド)から構成されます。

満期別内訳²

	1ヶ月以内 (億ポンド)	1ヶ月超 3ヶ月以内 (億ポンド)	3ヶ月超 6ヶ月以内 (億ポンド)	6ヶ月超 9ヶ月以内 (億ポンド)	9ヶ月超 1年以内 (億ポンド)	1年以内 合計 (億ポンド)	1年超 2年以内 (億ポンド)	2年超 5年以内 (億ポンド)	5年超 (億ポンド)	合計 (億ポンド)
銀行預り金	100	68	10	46	1	225	3	2	-	230
預金証書およびコマーシャル・ペーパー	24	88	64	37	30	243	5	11	4	263
アセット・バック・コマーシャル・ペーパー	28	25	1	-	-	54	-	-	-	54
シニア無担保債(公募ベンチマーク)	15	1	1	20	6	43	26	76	62	207
シニア無担保債(私募)	13	24	25	41	31	134	78	155	119	486
カバード・ボンド/ABS	-	32	2	40	17	91	38	41	73	243
劣後負債	-	-	-	1	-	1	-	28	156	185
その他 ³	35	14	7	5	3	64	22	14	21	121
2014年6月30日現在合計	215	252	110	190	88	855	172	327	435	1,789
うち、担保付	50	67	9	45	19	190	42	44	74	350
うち、無担保	165	185	101	145	69	665	130	283	361	1,439
2013年12月31日現在合計	203	240	155	159	63	820	271	338	426	1,855
うち、担保付	46	37	14	35	7	139	73	65	72	349
うち、無担保	157	203	141	124	56	681	198	273	354	1,506

ホールセール資金調達残高には、490億ポンド(2013年:500億ポンド)の発行済私募シニア無担保ノートが含まれています。これらのノートは、仲介業者やプライベート・バンクを含む様々な販路を通じて発行されたものです。これらの商品のエンド・ユーザーの多くは個人投資家です。

ホールセール資金調達の流動性リスクは、主にLRAストレステストを通じて慎重に管理されており、これに対して余剰流動性が確保されています。要求事項ではありませんが、余剰流動性は1年未満に満期が到来するホールセール資金調達を480億ポンド(2013年:450億ポンド)上回っていました。

余剰流動性を除くホールセール資金調達の満期までの平均期間は、80ヶ月間以上でした(2013年:69ヶ月間)。

タームファンディング

2014年度上半期において、当グループは期限前償還を控除後の純額で90億ポンドのタームファンディングを実施しました。さらに、当グループはイングランド銀行の資金調達支援スキームへの参加を通じ、60億ポンドを調達しました。パークレイズでは、残る2014年度中に120億ポンド、2015年度中に240億ポンドのタームファンディングが満期を迎えます。

当グループは、種類、通貨、販路の多様性を備えた安定した資金調達基盤を維持するため、残る2014年度に公募ホールセール債券を更に発行する予定です。

パークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッド

- BAGLの流動性リスクは、現地通貨、資金調達および規制の要件のために別個に管理されています。
- 当グループの余剰流動性の他に、BAGLではBAGL固有の予測されるストレスによる資金流出に対応するために50億ポンド(2013年:40億ポンド)の余剰流動性資産を保有しています。余剰流動性は南アフリカ政府債および大蔵省証券から構成されています。
- BAGLの預貸率は104%(2013年:103%)でした。
- 2014年6月30日現在、BAGLのホールセール資金調達残高は80億ポンド(2013年:90億ポンド)であり、そのうち50億ポンドは1年未満に満期を迎えます(2013年:60億ポンド)。

¹ タームファンディングの満期別構成は、公募ベンチマークおよび私募シニア無担保ノート、カバード・ボンド/アセット・バック証券(ABS)および当初の商品の満期が1年超である劣後債が含まれています。

² ホールセール資金の構成は、貸借対照表に計上された銀行預り金、公正価値で測定する金融負債、発行債券、劣後負債からなり、現金担保および決済残高は除外されています。これには、イングランド銀行の資金調達支援スキームへの参加を含む担保スワップは含まれていません。銀行預り金には、欧州中央銀行の3年LTROで引き出した40億ポンドの負債が含まれています。

³ 主に公正価値評価された預金40億ポンドおよび金の現物を担保とする資金調達50億ポンドから構成されています。

資金調達リスク－流動性

CRD IV 資本

欧州連合(EU)は2014年1月1日、自己資本規制および改正資本要件指令(CRD IVと総称されます)の下でバーゼル3の実施を開始しました。これらの規制は経過措置ルールの実施を含む、規制上の実務基準およびプルーデンス(健全性)規制機構(PRA)の規則集により補完されます。しかしながら、CRD IVの一部の要素は欧州銀行監督機構(EBA)が公表し、欧州委員会およびPRAが適用する予定の最終的な実務上の基準と明確化によって左右されるため、ルールおよびガイダンスは依然変更される可能性があります。自己資本、リスク調整後資産およびレバレッジの算出はすべてパークレイズによる現行ルールの解釈を反映したものです。

自己資本比率

	2014 年 6 月 30 日現在	2013 年 12 月 31 日現在
CRD IV 完全施行ベースの普通株式 Tier 1 (CET1) ¹	9.9%	9.1%
PRA 経過措置ルールに基づく普通株式 Tier 1 ²	9.8%	9.1%
PRA 経過措置ルールに基づく Tier 1	12.7%	11.3%
PRA 経過措置ルールに基づく自己資本合計	16.0%	15.0%

資本要素

	(百万ポンド)	(百万ポンド)
貸借対照表上の株主資本(非支配持分を除く)	58,068	55,385
- (控除) その他資本性金融商品(AT1 資本として認識)	(4,326)	(2,063)
将来の配当原資としての利益剰余金に対する調整	(596)	(640)

少数株主持分(連結普通株式 Tier 1 として認められるもの)

	1,171	1,238
--	-------	-------

その他規制上の調整および控除:

追加的評価調整	(2,492)	(2,479)
のれんおよび無形資産 ³	(7,828)	(7,618)
一時的な差異を除いた将来の収益に係る繰延税金資産	(1,062)	(1,045)
キャッシュフロー・ヘッジ損益に係る公正価値再評価差額 ³	(532)	(270)
減損を上回る予想損失額	(2,036)	(2,106)
当グループ自体の信用度に関連する公正価値で測定する負債に係る損益 ³	612	600
その他規制上の調整	(172)	(119)
当グループが発行した普通株式 Tier 1 金融商品の金融機関による直接的・間接的保有	(25)	(496)

完全施行ベース普通株式 Tier 1 資本

未実現利益に係る規制上の調整 ³	(513)	(180)
-----------------------------	-------	-------

PRA 経過措置ルールに基づく普通株式 Tier 1 資本

	40,269	40,207
--	--------	--------

追加的 Tier 1(AT1)資本

資本準備商品および関連株式プレミアム	4,326	2,063
子会社が発行した AT1 資本(少数株主持分を含む)	7,592	9,726
控除: 段階的廃止の対象となる子会社が発行した金融商品	(114)	(1,849)
その他規制上の調整および控除	(28)	-

暫定追加的 Tier 1 資本

	11,776	9,940
--	--------	-------

PRA 経過措置ルールに基づく Tier 1 資本

	52,045	50,147
--	--------	--------

Tier 2(T2)資本

子会社が発行した適格 T2 資本(少数株主持分を含む)	13,783	16,834
子会社によって発行された非適格となる資本性金融商品の控除	-	(522)
その他規制上の調整および控除	(85)	(12)

PRA 経過措置ルールに基づく規制上の自己資本合計

	65,743	66,447
--	--------	--------

- 2014年6月30日現在、パークレイズの完全施行ベースのTier 1自己資本は453億6,400万ポンド、完全施行ベースのTier 1自己資本比率は11.0%でした。完全施行ベースの規制目的上の自己資本総額は617億4,000万ポンド、完全施行ベースの総自己資本比率は15.0%でした。完全施行ベースのTier 1自己資本および自己資本総額の数値は、CRD IVが定めた移行ベースの規定を適用せず、また、CRD IVの関連基準に対する追加的Tier 1(AT1)およびTier 2(T2)金融商品のコンプライアンスを評価せずに算出されています。
- 経過措置ルールに基づく総自己資本は2013年12月にPRAが公表したPS 7/13⁴に示された規則に基づくものであり、既存の資本性金融商品に対する一定の制限を適用しないとする最低資本要件規制(CRR)の経過措置を反映しています。

¹ 2014 年の CRD IV 完全施行の報告に伴って、2013 年 12 月 31 日に報告していたリスク調整後資産は 69 億ポンド修正されて 4,420 億ポンドになり、完全施行ベースの CET1 比率はマイナス 0.2%修正されて 9.1%になりました。2014 年 3 月 31 日現在では、これらの数値はそれぞれ 57 億ポンドの増加、0.1%の減少となりました。これらの追加的なリスク調整後資産は本社およびその他事業に含まれています。

² 493 億ポンドの移行ベース CRD IV CET1 資本と 4,110 億ポンドのリスク調整後資産に基づく、パークレイズの Tier2 コンティンジェンシー・キャピタル・ノートに適用される CRD IV の CET1 比率(FSA による 2012 年 10 月の暫定発表文)は 12.0%でした。

³ これらの項目の資本への影響は税引後のものです。

⁴ PS 7/13 とは、2013 年 12 月に公表された自己資本基準強化に関する PRA の方針「PS7/13」を意味します。

資金調達リスク－流動性

(完全施行ベース) 普通株式 Tier 1 (CET1) 資本の変動

2014 年 6 月 30 日に
終了した 6 ヶ月
(百万ポンド)

普通株式 Tier 1 資本の期首残高	40,387
当期純利益	1,216
当グループ自身の信用度に係る変動 ¹	12
配当金の変動	(755)
利益から生じた規制上の留保資本	473
剰余金の変動-株式報奨の正味影響額	305
売却可能投資再評価差の変動	345
為替換算再評価差額の変動	(941)
退職給付の再測定	237
その他の剰余金の変動	(205)
その他の適格剰余金の変動	(259)
規制上の調整およびその他控除項目の増減:	
少数株持分	(67)
追加的評価調整	(13)
のれんおよび無形資産 ¹	(210)
一時的な差異を除いた将来の収益に係る繰延税金資産	(17)
予想損失額の計算から生じた減額	70
当グループが発行した普通株式 Tier 1 金融商品の金融機関による直接的・間接的保有	471
その他規制上の調整	(53)
普通株式 Tier 1 資本の期末残高	40,782

- 完全施行ベースの普通株式 Tier 1 比率は、普通株式 Tier1 自己資本が 4 億ポンド増の 408 億ポンドとなり、リスク調整後資産が 310 億ポンド減少したことを反映して、9.9%(2013 年:9.1%)に上昇しました。
- パークレイズは利益から 12 億ポンドの自己資本を創出しました。当グループ自身の信用度に係る調整、配当金の支払い、および規制上の将来配当金を調整した後の利益から創出された留保規制資本は普通株式 Tier 1 資本を 5 億ポンド増加させました。普通株式 Tier 1 資本のその他の重要な変動は以下の通りです。
 - 経営上の判断による自社普通株式 Tier 1 商品保有控除の減少額 5 億ポンド。
 - 米ドル、南アフリカランドおよびユーロに対する英ポンド上昇を主因とした、為替変動による減少額 9 億ポンド。
 - 売却可能投資再評価差額における利益による増加額 3 億ポンド。
- 経過措置ルールに基づく自己資本総額は移行ベースで 7 億ポンド減少して 657 億ポンドとなりました。完全施行ベースの CET1 の増額は、CET1 における売却可能投資再評価差額の利益の除去および Tier2 における期限付劣後債の償還により相殺されました。
- パークレイズ・ピーエルシーは 2014 年度第 2 四半期に、15 億ポンドの優先株式と 6 億ポンドの Tier1 ノートおよび準備資本商品の交換の一環として固定金利リセッティング永久劣後コンティンジェント・コンバーチブル証券を発行しました。パークレイズ・ピーエルシーの商品は追加的 Tier1 資本の評価項目に完全準拠しており、適用除外とされていた従来の商品は差し替えられました。

¹ これらの項目の資本への影響は税引後のものです。

資金調達リスク－流動性

リスク別および事業部門別リスク調整後資産

2014年6月30日現在	信用リスク (百万ポンド)	カウンター パーティー 信用リスク (百万ポンド)	市場リスク (百万ポンド)	オペレーショナル リスク (百万ポンド)	合計 (百万ポンド)
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング	100,680	1,064	15	16,176	117,935
パークレイカード	32,176	-	-	5,505	37,681
アフリカ・バンキング	29,088	456	1,314	5,604	36,462
インベストメント・バンク	40,044	27,214	38,585	19,621	125,464
本社およびその他事業	3,818	395	577	1,185	5,975
コア合計	205,806	29,129	40,491	48,091	323,517
パークレイズ・ノン・コア	37,898	23,138	17,842	8,592	87,470
リスク調整後資産合計	243,704	52,267	58,333	56,683	410,987

2013年12月31日現在

パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング	102,385	823	57	15,020	118,285
パークレイカード	30,033	-	-	5,627	35,660
アフリカ・バンキング	29,242	538	1,429	6,837	38,046
インベストメント・バンク	38,517	30,711	38,677	18,096	126,001
本社およびその他事業 ¹	6,390	2,158	4,968	1,089	14,605
コア合計	206,567	34,230	45,131	46,669	332,597
パークレイズ・ノン・コア	48,797	25,861	27,574	7,642	109,874
リスク調整後資産合計	255,364	60,091	72,705	54,311	442,471

リスクおよび手法別リスク調整後資産

2014年6月30日現在	(百万ポンド)
- 標準的手法	77,892
- 内部格付け手法	165,812
信用リスク	243,704
- 内部モデル方式	37,537
- 内部モデル方式非適用	14,730
カウンターパーティー・リスク	52,267
- 標準的手法	24,125
- VaR モデル方式	34,208
市場リスク	58,333
オペレーショナルリスク	56,683
リスク調整後資産合計	410,987

リスク調整後資産変動の内訳

リスク調整後資産	信用リスク (億ポンド)	カウンター パーティー 信用リスク (億ポンド)	市場リスク (億ポンド)	オペレーショナル リスク (億ポンド)	合計 (億ポンド)
2014年1月1日現在	2,554	601	727	543	4,425
簿価残高	72	(129)	(100)	-	(157)
増加と(撤退対象事業を含んだ)減少	(45)	-	-	-	(45)
簿価の質	(21)	(11)	12	-	(20)
モデルの更新	37	32	(3)	24	90
手法と方針の変更	(90)	4	(51)	-	(137)
外国為替	(43)	-	-	-	(43)
その他	(27)	26	(2)	-	(3)
2014年6月30日現在	2,437	523	583	567	4,110

¹ 2014年のCRD IV完全施行の報告に伴って、2013年12月31日に報告していたリスク調整後資産は69億ポンド修正されて146億ポンドになりました。

資金調達リスク－流動性

リスク調整後資産は315億ポンド減少して4,110億ポンドとなりました。主な要因は以下の通りです。

- ブックの規模変動によりリスク調整後資産は157億ポンド減少。主因はバークレイズ・ノンコア(BNC)部門内のトレーディング・ブックのリスク削減で、パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング(PCB)部門の貸借対照表の金額の増加およびバークレイカード部門の顧客に対する貸付金の増加により相殺。
- 買収および売却によりリスク調整後資産は45億ポンド減少。主因はBNC部門の資産売却。
- ブックの質の改善によりリスク調整後資産は20億ポンド減少。主因はインベストメント・バンクおよびPCB部門内のリスク構成の変動。
- モデルの更新によりリスク調整後資産は90億ポンド増加。主因はホールセール・ポートフォリオを対象としたデフォルト確率指標の改訂および年次オペレーショナルリスクの更新。
- 手法と方針の変更によりリスク調整後資産は137億ポンド減少。主因は質の高い流動性資産の扱いの変更で、ホールセール・エクスポージャーを対象としたデフォルト時損失率(LGD)の下限の早期採用により相殺。
- 外国為替の変動によりリスク調整後資産は43億ポンド減少。主因は南アフリカランド、米ドル、ユーロに対する英ポンドの上昇。

レバレッジ比率要件

CRD IV はリスクに基づく自己資本指標に対する補完的指標としてリスクに基づかないレバレッジ比率を導入しています。CRD IV は現在、拘束力を持つ要件を課していませんが、PRA はバークレイズに対し 2014 年 6 月までに 3%の CRD IV 調整後レバレッジ比率－PRA レバレッジ比率－を達成するよう求めています。PRA レバレッジ比率は PRA が定義した特定の控除を調整した完全施行ベースの CRD IV Tier1 資本、ならびに PRA 調整後 CRD IV レバレッジ・エクスポージャー指標に基づいて算出されます。

バーゼル委員会は 2014 年 1 月 12 日にバーゼル 3 レバレッジ比率の算出の改訂基準を公表しました。これらの基準には国際的な一貫性を保つために CRD IV の修正を必要とする多数の変更が盛り込まれていました。現在、こうした変更を実施するための法律上の手続きが進んでおり、2014 年後半に規則が最終決定されると予想されます。PRA は 2014 年 6 月にスーパーバイザー・ステートメント「SS3/13」を発表し、2014 年 7 月 1 日から適用されるバーゼル 3 算出改訂基準に基づいた 3%のレバレッジ比率に対する監督上の期待を示しました。この新基準に則したレバレッジ比率の算出においては、レバレッジ・エクスポージャーと Tier1 自己資本に対する PRA の調整が適用されなくなります。

バークレイズは、改訂される CRD IV の文言と規制当局のガイダンスに盛り込まれると予想される最新の要件の理解に基づいて「BCBS 270 レバレッジ比率」の推定値を開示しました。最終決定される規則では、算出手法に関する改訂後の CRD IV の文言が異なったものとなる可能性があります。

PRA レバレッジ比率の算出

PRA レバレッジ比率の計算根拠の概要については、2013 年 12 月の決算報告書をご参照下さい。

改訂バーゼル銀行監督委員会 270 条(BCBS 270)レバレッジ比率の算出

改訂後の規則には、現行の CRD IV 規則のレバレッジ・エクスポージャーの計測とは異なる手法が数多く含まれます。主要な相違点は以下の通りです

- デリバティブに係るカウンターパーティー信用リスクは適格担保の適用、およびネットベースの信用デリバティブへのエクスポージャー価値の導入により減少する。
- ヘアカットが廃止される結果、証券金融取引(SFT)に係るカウンターパーティー信用リスクは変化するが、未収現金はバランスシート上の留保が義務付けられ、特定の状況においてのみネット可能となる。
- オフ・バランスシートの未使用コミットメントに関する規制上のアドオンは信用リスクに対する標準化アプローチにおいて使用される信用換算係数に基づく。

資金調達リスク－流動性

推定レバレッジ

レバレッジ・エクスポージャー	国際財務報告 基準 (IFRS) 貸借対照表 2014 年 6 月 30 日現在 (億ポンド)	バーゼル銀行 監視委員会 270 条レバレッジ・ エクスポージャー 2014 年 6 月 30 日現在 (億ポンド)	PRA レバレッジ・ エクスポージャー 2014 年 6 月 30 日現在 (億ポンド)	PRA レバレッジ・ エクスポージャー 2013 年 12 月 31 日現在 (億ポンド)
デリバティブ				
IFRS デリバティブ金融商品	3,330	3,330	3,330	3,550
デリバティブの時価評価および証拠金に係るネットティング調整		(2,980)	(2,680)	(2,880)
デリバティブに対する現金担保	480	170	390	480
デリバティブに係る潜在的将来エクスポージャー		1,950	1,950	2,490
クレジット・プロテクション純額		290	-	-
デリバティブ合計		2,760	2,990	3,640
証券金融取引 (SFT)				
IFRS リバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付	1,720	1,990	1,720	1,870
IFRS 証券金融取引の廃止		-	(1,720)	(1,870)
証券金融取引に係るカウンターパーティ・リスク・レバレッジ・エクスポージャー措置		290	600	920
証券金融取引 (SFT) 合計		2,280	600	920
その他資産および調整				
貸付金およびその他資産	7,620	7,620	7,620	7,520
加重計算による未使用のコミットメント		1,050	1,770	1,790
規制上の控除およびその他調整		(180)	(320)	(220)
その他資産および調整合計		8,490	9,070	9,090
完全施行ベースのレバレッジ・エクスポージャー	13,150	13,530	12,660	13,650
		バーゼル銀行 監視委員会 270 条レバレッジ・ エクスポージャー 2014 年 6 月 30 日現在	PRA レバレッジ・ エクスポージャー 2014 年 6 月 30 日現在	PRA レバレッジ・ エクスポージャー 2013 年 12 月 31 日現在
普通株式 Tier 1 資本		40.8	40.8	40.4
追加的 Tier 1 資本		4.6	4.6	2.3
Tier 1 資本		45.4	45.4	42.7
普通株式 Tier 1 資本に対する PRA の控除			(2.2)	(2.2)
PRA 調整後普通株式 Tier 1 資本		45.4	43.2	40.5
完全施行ベースのレバレッジ比率		3.4%	3.4%	3.0%

- PRA レバレッジ・エクスポージャーは 990 億ポンド減少し、1 兆 2,660 億ポンドとなりました。デリバティブの将来の潜在エクスポージャー (PFE) および SFT の規制上のエクスポージャーの減少が主因です。
 - － デリバティブの PFE の 540 億ポンドの減少は、取引の圧縮および解約による 180 億ポンドの減少、主に売りオプションに関連する計算の基準の変更による 130 億ポンドの減少、ネットティングとその他の最適化による 100 億ポンドの減少、および為替変動によるその他の減少を反映しています。
 - － SFT の 320 億ポンドの減少は、ネットティング、担保およびその他の最適化、為替変動によるその他の減少が主因です。

資金調達リスク－流動性

- BCBS 270 レバレッジ・エクスポージャーの推定額は 1 兆 3,530 億ポンドで、SFT、デリバティブ、オフ・バランスシートの未使用コミットメントの扱いの変更による PRA レバレッジ・エクスポージャーの 870 億ポンドの増加を表しています。
 - － SFT エクスポージャーの 1,810 億ポンドの増加は、オン／オフ・バランスシート上に 2,120 億ポンドの未収現金を含めたこと、および規制上のカウンターパーティー信用リスクエクスポージャーのアドオンの変更の結果、ヘアカットの廃止により 310 億ポンド減少したことを反映しています。
 - － デリバティブの 230 億ポンドの減少は、適格デリバティブ担保を適用した結果、カウンターパーティー信用リスクエクスポージャーが 520 億ポンド減少したことが主因で、ネットベースの信用デリバティブのエクスポージャー価値の増加による 290 億ポンドの増加で一部相殺されました。
 - － 未使用コミットメントの 720 億ポンドの減少は、信用リスクに対する標準化アプローチに用いられるエクスポージャーへの信用換算係数の適用を反映しています。

信用リスク

リテール、ホールセール貸付金および減損の分析

	貸付金総額 (百万ポンド)	減損引当金 (百万ポンド)	貸付金 (減損を除く) (百万ポンド)	クレジット・ リスク・ローン (CRL) (百万ポンド)	貸付金総額 に占める CRL の比率 %	貸付金に係る 減損費用 ¹ (百万ポンド)	貸倒率 ペーシス・ポイント
2014 年 6 月 30 日現在							
パーソナル・アンド・コーポレート・ バンキング	143,839	1,302	142,537	2,648	1.8	133	19
アフリカ・バンキング	20,820	700	20,120	1,175	5.6	167	162
パークレイカード	34,854	1,607	33,247	1,606	4.6	537	311
パークレイズ・コア	199,513	3,609	195,904	5,429	2.7	837	85
パークレイズ・ノンコア	37,383	823	36,560	2,233	6.0	101	54
グループ・リテール合計	236,896	4,432	232,464	7,662	3.2	938	80
インベストメント・バンク	117,259	31	117,228	43	-	(26)	(4)
パーソナル・アンド・コーポレート・ バンキング	80,451	611	79,840	1,852	2.3	97	24
アフリカ・バンキング	15,263	263	15,000	633	4.1	29	38
本社およびその他事業	2,496	-	2,496	-	-	-	-
パークレイズ・コア	215,469	905	214,564	2,528	1.2	100	9
パークレイズ・ノン・コア	40,598	1,629	38,969	2,705	6.7	72	36
グループ・ホールセール合計	256,067	2,534	253,533	5,233	2.0	172	14
グループ合計	492,963	6,966	485,997	12,895	2.6	1,110	45
売買目的の貸付金	3,074	n/a	3,074				
公正価値で測定すると指定された貸付金	18,454	n/a	18,454				
貸付金(公正価値で保有)	21,528	n/a	21,528				
貸付金合計	514,491	6,966	507,525				
2013 年 12 月 31 日現在							
パーソナル・アンド・コーポレート・ バンキング	140,742	1,325	139,417	2,703	1.9	357	25
アフリカ・バンキング	21,586	674	20,912	1,205	5.6	388	180
パークレイカード	33,024	1,517	31,507	1,541	4.7	1,096	332
パークレイズ・コア	195,352	3,516	191,836	5,449	2.8	1,841	94
パークレイズ・ノンコア	40,867	856	40,011	2,118	5.2	320	78
グループ・リテール合計	236,219	4,372	231,847	7,567	3.2	2,161	91
インベストメント・バンク	104,468	-	104,468	-	-	(30)	(3)
パーソナル・アンド・コーポレート・ バンキング	77,674	701	76,973	1,861	2.4	264	34
アフリカ・バンキング	15,793	352	15,441	722	4.6	89	56
本社およびその他事業	3,072	-	3,072	-	-	(3)	(10)
パークレイズ・コア	201,007	1,053	199,954	2,583	1.3	320	16
パークレイズ・ノン・コア	43,691	1,833	41,858	3,148	7.2	581	133
グループ・ホールセール合計	244,698	2,886	241,812	5,731	2.3	901	37
グループ合計	480,917	7,258	473,659	13,298	2.8	3,062	64
売買目的の貸付金	1,647	n/a	1,647				
公正価値で測定すると指定された貸付金	18,695	n/a	18,695				
貸付金(公正価値で保有)	20,342	n/a	20,342				
貸付金合計	501,259	7,258	494,001				

¹ 売却可能投資およびリバース・レボ取引にかかる減損費用を除いています。

信用リスク

- 銀行および顧客向け償却原価ベースの貸付金は主として下記増加要因を背景に 4,860 億ポンド(2013 年:4,737 億ポンド)に増加しました。
 - インベストメント・バンク部門において、主として取引量の増加に伴い増加した現金担保と決済残高の増加を要因に 128 億ポンド増加し、1,172 億ポンドとなりました。
 - PCB 部門で英国モーゲージの伸びとコーポレート貸付金が伸びたことによって、60 億ポンド増加し、2,224 億ポンドとなりました。

減損の分析

事業別信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額

	2014 年 6 月 30 日 に終了した半期 (百万ポンド)	2013 年 12 月 31 日 に終了した半期 (百万ポンド)	2013 年 6 月 30 日 に終了した半期 (百万ポンド)
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング	230	322	299
バークレイカード	537	556	540
アフリカ・バンキング	196	201	276
インベストメント・バンク	(26)	8	(38)
本社およびその他事業	-	(3)	-
バークレイズ・コア	937	1084	1,077
バークレイズ・ノンコア	173	344	557
貸付金減損費用合計¹	1,110	1,428	1,634
売却可能投資商品にかかる減損費用	(19)	1	-
リバース・レポ取引にかかる減損費用	(5)	11	(3)
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額合計	1,086	1,440	1,631

- バークレイズ・ノンコア、アフリカ・バンキング、PCB 部門での低い減損費用の減少を反映し、貸付金の減損費用は 32%減少し 11 億 1,000 万ポンドとなりました。
 - ノンコア部門で、インベストメント・バンクにおいて前年あった単一顧客に対するエクスポージャーに係る費用 2 億 2,400 万ポンドが当期には発生しなかったこととイベリアでのコーポレート部門でのエクスポージャーの削減への継続的な取り組みにより、69% 減少し 1 億 7,300 万ポンドになりました。
 - 南アフリカの住宅ローンポートフォリオにおける費用の減少と南アフリカランドの英ポンドに対する下落を主たる要因に、アフリカ部門で 29%減少し 1 億 9,600 万ポンドになりました。
 - 経済環境の好転を背景に、パーソナル・バンキング、モーゲージ、コーポレートで改善した結果、PCB 部門で 23%減少し、2 億 3,000 万ポンドになりました。
- 全体的な減損費用の減少から貸倒率は 45 ベーシスポイントに低下しました。(2013 年:64 ベーシスポイント)

¹ 未利用のファシリティと保証にかかる 2,500 万ポンド(2013 年:1,700 万ポンド)の費用を含みます。

信用リスク

顧客および銀行に対する貸付金の分析

産業セクターおよび地域別貸付金(償却原価ベース、減損引当金控除後)

	英国 (百万ポンド)	欧州 (百万ポンド)	米州 (百万ポンド)	アフリカ および中東 (百万ポンド)	アジア (百万ポンド)	合計 (百万ポンド)
2014 年 6 月 30 日現在						
銀行	7,351	12,768	10,825	2,280	6,082	39,306
その他金融機関	27,260	22,175	46,524	2,793	7,604	106,356
住宅ローン	131,849	32,440	771	13,631	331	179,022
カード、無担保ローンおよびその他の個人向け貸付	29,273	6,259	14,117	3,831	1,376	54,856
不動産・施設および設備	18,006	2,434	1,157	2,022	478	24,097
その他	41,255	12,685	8,048	16,183	4,189	82,360
顧客および銀行に対する貸付金純額	254,994	88,761	81,442	40,740	20,060	485,997
減損引当金	3,000	2,203	665	1,033	65	6,966
顧客および銀行に対する貸付金総額	257,994	90,964	82,107	41,773	20,125	492,963
 貸付金(公正価値で測定)	 16,571	 1,479	 2,758	 643	 77	 21,528
 2013 年 12 月 31 日現在						
銀行	5,796	12,353	10,154	2,394	6,691	37,388
その他金融機関	22,052	17,719	49,157	6,118	8,124	103,170
住宅ローン	129,591	34,752	782	14,051	351	179,527
カード、無担保ローンおよびその他の個人向け貸付	28,168	6,792	12,630	3,842	1,283	52,715
不動産・施設および設備	18,155	2,402	956	2,288	150	23,951
その他	39,381	12,513	7,450	13,444	4,120	76,908
顧客および銀行に対する貸付金純額	243,143	86,531	81,129	42,137	20,719	473,659
減損引当金	2,980	2,486	654	1,079	59	7,258
顧客および銀行に対する貸付金総額	246,123	89,017	81,783	43,216	20,778	480,917
 貸付金(公正価値で測定)	 15,992	 1,974	 1,617	 700	 59	 20,342

信用リスク

潜在的クレジット・リスク・ローン(CRL)およびカバレッジ比率の分析

	CRLs		潜在的問題貸金		潜在的 CRLs	
	2014 年 6 月 30 日 現在	2013 年 12 月 31 日 現在	2014 年 6 月 30 日 現在	2013 年 12 月 31 日 現在	2014 年 6 月 30 日 現在	2013 年 12 月 31 日 現在
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング	2,648	2,703	215	241	2,863	2,944
アフリカ・バンキング	1,175	1,205	182	194	1,357	1,399
パークレイカード	1,606	1,541	188	182	1,794	1,723
パークレイズ・コア	5,429	5,449	585	617	6,014	6,066
パークレイズ・ノンコア	2,233	2,118	76	91	2,309	2,209
リテール・グループ合計	7,662	7,567	661	708	8,323	8,275
インベストメント・バンク	43	-	91	106	134	106
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング	1,852	1,861	745	840	2,597	2,701
アフリカ・バンキング	633	722	108	112	741	834
本社およびその他事業	-	-	-	-	-	-
パークレイズ・コア	2,528	2,583	944	1,058	3,472	3,641
パークレイズ・ノンコア	2,705	3,148	82	42	2,787	3,190
ホールセール・グループ合計	5,233	5,731	1,026	1,100	6,259	6,831
グループ合計	12,895	13,298	1,687	1,808	14,582	15,106

	減損引当金		CRL カバレッジ比率		PCRL カバレッジ比率	
	2014 年 6 月 30 日 現在	2013 年 12 月 31 日 現在	2014 年 6 月 30 日 現在	2013 年 12 月 31 日 現在	2014 年 6 月 30 日 現在	2013 年 12 月 31 日 現在
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	%	%	%	%
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング	1,302	1,325	49.2	49.0	45.5	45.0
アフリカ・バンキング	700	674	59.6	55.9	51.6	48.2
パークレイカード	1,607	1,517	100.1	98.4	89.6	88.0
パークレイズ・コア	3,609	3,516	66.5	64.5	60.0	58.0
パークレイズ・ノンコア	823	856	36.9	40.4	35.6	38.8
リテール・グループ合計	4,432	4,372	57.8	57.8	53.3	52.8
インベストメント・バンク	31	-	72.1	-	23.1	-
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング	611	701	33.0	37.7	23.5	26.0
アフリカ・バンキング	263	352	41.5	48.8	35.5	42.2
本社およびその他事業	-	-	-	-	-	-
パークレイズ・コア	905	1,053	35.8	40.8	26.1	28.9
パークレイズ・ノンコア	1,629	1,833	60.2	58.2	58.4	57.5
ホールセール・グループ合計	2,534	2,886	48.4	50.4	40.5	42.2
グループ合計	6,966	7,258	54.0	54.6	47.8	48.0

- クレジット・リスク・ローン(CRLs)は 3.0%減少し、129 億ポンドになりました。
- ホールセール・ポートフォリオにおける CRL は 8.7%減少し、52 億ポンドになりました。これは主にノンコア部門のイベリアにおけるコーポレート部門でのエクスポージャーの削減への継続的な取り組みによるものです。
- リテール・ポートフォリオにおける CRL は横ばいで 77 億ポンドでした。ノンコア部門における増加はアフリカ部門の住宅ローンポートフォリオにおける減少によって相殺されました。
- 当グループの CRL カバレッジ比率は 54.0%と安定していました(2013 年: 54.6%)。

信用リスク

支払猶予プログラムの内訳

	残高		減損引当金		引当率	
	2014 年 6 月 30 日 現在 (百万ポンド)	2013 年 12 月 31 日 現在 (百万ポンド)	2014 年 6 月 30 日 現在 (百万ポンド)	2013 年 12 月 31 日 現在 (百万ポンド)	2014 年 6 月 30 日 現在 %	2013 年 12 月 31 日 現在 %
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング	2,533	2,814	78	90	3.1	3.2
アフリカ・バンキング	308	338	41	50	13.3	14.8
パークレイカード	1,044	1,064	353	358	33.8	33.6
パークレイズ・コア	3,885	4,216	472	498	12.1	11.8
パークレイズ・ノンコア	754	786	76	83	10.1	10.6
リテール合計	4,639	5,002	548	581	11.8	11.6
インベストメント・バンク	229	476	4	8	1.7	1.7
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング	1,587	1,569	265	260	16.7	16.6
アフリカ・バンキング	129	159	14	14	10.9	8.8
パークレイズ・コア	1,945	2,204	283	282	14.6	12.8
パークレイズ・ノンコア	976	1,181	462	609	47.3	51.5
ホールセール合計	2,921	3,385	745	891	25.5	26.3
グループ合計	7,560	8,387	1,293	1,472	17.1	17.6

- 支払猶予の残高は、大半の事業における落ち込みを反映して 10%減少し、76 億ポンドとなりました。全体の引当率はほぼ横ばいの 17.1%(2013 年:17.6%)でした。
- リテールの支払猶予は 7%減少し、46 億 3,900 万ポンドとなりました。これは、英国の住宅ローンの減少を主因とする PCB での減少によるものです。
- ホールセールの支払猶予は 14%減少し、29 億 2,100 万ポンドとなりました。これは主に、インベストメント・バンクの 1 カウンターパーティが支払猶予ポートフォリオから離脱したことと、ノンコアのポートフォリオ全体で更なる減少が生じたことに起因しています。

コアの個別ポートフォリオ／事業

担保付住宅ローン

- リテール・コアの顧客に対する住宅ローン合計は 2%増加し、1,410 億ポンドとなりました。
- 下記の主要住宅ローン・ポートフォリオは、当グループのリテール・コア・ポートフォリオにおける住宅ローン合計の 97%(2013 年:97%)を占めており、主として第 1 順位抵当権で構成されています。

住宅ローンの主要ポートフォリオ

	貸付金総額 (百万ポンド)	90 日超延滞率 %	90 日超延滞率 (回収を含む) %	年率換算した 総償却率 %	残高に 占める回収 の割合 %	回収の 減損率 %
2014 年 6 月 30 日現在						
PCB－英国	125,221	0.2	0.7	0.4	0.4	15.7
アフリカ・バンキング －南アフリカ	11,544	0.7	5.6	1.9	4.9	32.6
2013 年 12 月 31 日現在						
PCB－英国	122,880	0.3	0.8	0.5	0.5	14.7
アフリカ・バンキング －南アフリカ	12,172	0.7	6.2	2.6	5.6	34.7

信用リスク

- **英国:** 住宅ローン・ポートフォリオは 2%増加し、1,250 億ポンドとなりました。継続的なベースレートの低迷と保守的な金融政策により、延滞率と償却率は横ばいとなりました。賃貸用住宅ローン 100 億ポンド(2013 年:90 億ポンド)は、残高合計の 8% (2013 年:8%)を占めます。賃貸用住宅ローンの 90 日以上延滞率は横ばいの 15 ペーシス・ポイントでしたが、残高を加重したポートフォリオの LTV は、平均住宅価格の上昇により 61.6%に改善しました(2013 年:62.9%)。
- **南アフリカ:** 貸付金総額 115 億ポンド(2013 年:122 億ポンド)は、恒常通貨ベースで概ね横ばいでした。新規貸付の業績が引き続き好調であったことから償却率は改善しました。回収残高が減少したのは、ポートフォリオ内の当該セグメントを縮小するという進行中の戦略に、償却率の低下が重なったためです。
- **欧州ノンコア:** スペインおよびイタリアに対する貸付金総額は 7%減少し、264 億ポンドとなりました。これは、既存ポートフォリオの償却および新規事業によるフローが減少したことを反映しています。2014 年度において、回収を除く 90 日以上延滞率はスペインが 0.7%(2013 年:0.7%)、イタリアが 1.2%(2013 年:1.1%)と、ほぼ横ばいでした。

住宅ローンの主要ポートフォリオ LTV 別の残高分布

	PCB 英国		アフリカ・バンキング 南アフリカ	
	2014 年 6 月 30 日 現在 %	2013 年 12 月 31 日 現在 %	2014 年 6 月 30 日 現在 %	2013 年 12 月 31 日 現在 %
75%以下	86.9	84.2	72.2	69.6
75%超 80%以下	5.8	6.9	8.3	8.8
80%超 85%以下	3.1	3.4	6.4	7.1
85%超 90%以下	1.9	2.1	4.5	4.8
90%超 95%以下	1.0	1.3	3.0	3.3
95%超 100%以下	0.6	0.8	1.7	1.9
100%超	0.7	1.3	3.9	4.5
ポートフォリオの時価 LTV: 残高を加重計算(%)	54.5	56.3	61.2	62.3
ポートフォリオの時価 LTV: 評価を加重計算(%)	42.4	43.6	41.4	42.1
100%超 LTV:				
残高(百万ポンド)	910	1,596	442	540
担保の時価(百万ポンド)	813	1,411	369	452
平均 LTV: 残高を加重計算(%)	116.9	120.5	123.7	123.1
平均 LTV: 評価を加重計算(%)	111.9	113.2	119.9	119.5
リカバーブックにおける残高(%)	4.0	3.2	42.0	45.6

- 英国および南アフリカにおける住宅価格の上昇により、住宅ローン・ポートフォリオの平均 LTV が低下しました。
- 英国: 100%超 LTV の残高が 43%減少し、9 億 1,000 万ポンドとなりました。これは主に平均住宅価格の上昇によるものです。
- 南アフリカ: 100%超 LTV の残高が 18%減少し、4 億 4,200 万ポンドとなりました。これは主に、リカバーブックの規模の低下によるものです。

住宅ローンの主要ポートフォリオ 新規貸付

	PCB—英国		アフリカ・バンキング—南アフリカ	
	2014 年 6 月 30 日現在	2013 年 6 月 30 日現在	2014 年 6 月 30 日現在	2013 年 6 月 30 日現在
新規ブッキング(百万ポンド)	10,162	7,652	591	532
新規モーゲージにおける 85%超 LTV の割合(%) ¹	5.0	2.9	32.9	28.1
新規モーゲージの平均 LTV: 残高を加重計算(%) ¹	64.4	63.9	75.0	74.1
新規モーゲージの平均 LTV: 評価を加重計算(%) ¹	57.2	56.8	65.6	63.8

- **英国:** 新規ブッキングは 33%増加し、102 億ポンドとなりました。これは、住宅市場における信頼の上昇を反映しています。予約における 85%超 LTV の割合の上昇は、このセグメントへの貸付意欲の高まりによるものですが、控えめな水準に留まっています。
- **南アフリカ:** 新規住宅ローンにおける 85%超 LTV の割合は 32.9%に上昇しました(2013 年:28.1%)。これは、2013 年度下半期に戦略が修正され、信用力の高い顧客が、高 LTV のローンをより高い割合でブックすることができるようになったためです。

¹ 英国の数値は、新データ管理システム移行後の LTV の詳細な見直しの結果、修正再表示されました。

信用リスク

インタレスト・オンリー住宅ローンに対するエクスポージャー

- インタレスト・オンリーのモーゲージは、英国の住宅ローン・ポートフォリオ合計 1,250 億ポンド(2013 年:1,230 億ポンド)のうち、525 億ポンド(2013 年:526 億ポンド)です。これらのうち、430 億ポンド(2013 年:450 億ポンド)は所有者が占有しており、残りの 90 億ポンド(2013 年:80 億ポンド)は賃貸用です。

インタレスト・オンリーの所有者占有住宅ローンに対するエクスポージャー	2014 年	2013 年
	6 月 30 日現在	12 月 31 日現在
インタレスト・オンリーの残高(百万ポンド) ¹	43,354	44,543
90 日以上延滞(%)	0.2	0.3
減損率合計(ベース・ポイント)	2	2
時価 LTV: 残高を加重計算(%)	52.6	54.2
時価 LTV: 評価を加重計算(%)	40.8	42.4

- ポートフォリオ全体の業績に沿って、リスク指標は横ばいとなり、所有者占有インタレスト・オンリーの残高に関する平均残高を加重平均した LTV は 52.6%に低下し(2013 年:54.2%)、90 日以上延滞率は依然として低水準の 0.2%(2013 年:0.3%)でした。

クレジットカード、当座貸越および無担保貸付金

- 当グループのリテール・コア・ポートフォリオ内のクレジットカード、当座貸越および無担保貸付金の貸付金総額は 3%上昇し、447 億ポンドとなりました(2013 年:434 億ポンド)。
- 下記の主要ポートフォリオは全体の 95%(2013 年:94%)を占めており、4%増の 424 億ポンド(2013 年:407 億ポンド)となりました。南アフリカ個人向貸付金および英国当座貸越の減少によって相殺されたものの、米国カード、英国カードおよびパークレイズ・パートナー・ファイナンスでは増加がみられました。

主要ポートフォリオ	貸付金総額 (百万ポンド)	30 日以上 延滞率 (回収を除く)	90 日以上 延滞率 (回収を除く)	年率換算した 総償却率 %	残高に占める 回収の割合 %	回収の減損率 %
		%	%			
2014 年 6 月 30 日現在						
パークレイカードー英国カード	16,185	2.4	1.2	4.4	4.9	83.7
パークレイカードー米国カード ²	11,565	1.9	0.9	3.8	1.8	88.0
パークレイカードーパークレイズ・パートナー・ファイナンス	3,055	1.6	0.8	2.3	2.9	75.9
パークレイカードードイツ・カード	1,308	2.5	1.0	3.9	3.5	74.9
パークレイカードーイベリア・カード	1,011	6.5	2.7	7.9	8.9	88.2
PCBー英国個人向貸付金	5,110	2.5	1.3	3.2	14.5	79.3
PCBー英国当座貸越	1,165	4.9	3.5	7.1	15.8	94.9
アフリカ・バンキングー南アフリカ・カード	2,255	9.5	5.1	7.3	5.5	69.5
アフリカ・バンキングー南アフリカ個人向貸付金	782	5.6	2.8	8.5	7.7	71.4

2013 年 12 月 31 日現在

パークレイカードー英国カード	15,937	2.4	1.1	4.4	4.6	86.2
パークレイカードー米国カード	10,301	2.1	1.0	4.0	1.8	86.6
パークレイカードーパークレイズ・パートナー・ファイナンス ³	2,765	1.6	0.8	2.9	3.2	83.2
パークレイカードードイツ・カード ⁴	1,290	2.5	1.0	3.7	3.2	73.5
パークレイカードーイベリア・カード	1,036	5.7	2.4	10.7	9.9	84.8
PCBー英国個人向貸付金	4,958	2.7	1.2	4.6	15.8	79.4
PCBー英国当座貸越	1,307	4.8	3.3	7.6	14.5	94.5
アフリカ・バンキングー南アフリカ・カード	2,224	8.1	4.3	7.3	5.1	70.7
アフリカ・バンキングー南アフリカ個人向貸付金	906	5.4	2.6	7.9	7.4	70.4

¹ 支払猶予のインタレスト・オンリー貸付金を含んでいます。

² 貸付金総額には、2014 年度第 2 四半期に貸借対照表に計上された US エアウェイズのポートフォリオ 7 億 4,500 万米ドルが含まれていますが、リスク測定基準からは除外されています。

³ 貸付金総額は、セキュア・モーターのポートフォリオ 2 億 6,600 万ポンドを含めるように修正されています。

⁴ ドイツ・カードの回収に係る数値は、パークレイズ・グループの償却方針に合わせて修正再表示されており、貸付金総額は、個人向貸付金とファンディ・ローンのポートフォリオ合計 8 億 7,900 万ポンドを除外するように修正されています。

信用リスク

- **英国カード**:回収率は 83.7%に低下しました(2013 年:86.2%)。これは、返済がパークレイズ・グループの方針で要求している水準を下回った口座を 2013 年度後半に償却したことに起因しています。
- **米国カード**:延滞率は、上質な顧客と低リスクのパートナーシップに的を絞った成長戦略により、大幅に改善しました。
- **英国個人向貸付金**:償却率は、2013 年度の与信基準の変更を受けて新たなブックイングのパフォーマンスが向上したことにより低下しました。
- **南アフリカ・カード**:償却率の低下は、2014 年より前にブックされたエドコンのポートフォリオ内の低品質事業の成熟化を反映しています。

信用リスク

ユーロ圏諸国に対する当グループのエクスポージャー

- 当グループは、ユーロ圏の継続的なボラティリティに起因する信用リスクおよび市場リスクを認識しており、厳しい経済情勢に伴うリスクを軽減するための組織的な措置を講じるとともに、引き続き注意深く状況をモニタリングしています。
- 2014 年度上半期にスペイン、イタリア、ポルトガル、アイルランド、キプロスおよびギリシャに対する当グループの貸借対照表上の正味エクスポージャーは 11%減少して 474 億ポンドとなりました。これは貸付金の返済によって金融機関向けが 31%減少したことと、新規貸付の減少により住宅モーゲージに対するエクスポージャーが 7%減少し、293 億ポンドとなったことが主因です。
- 2014 年 6 月 30 日現在、イタリアにおける現地の資金調達の純額ベースでの不足額は 108 億ユーロ(2013 年度:116 億ユーロ)、ポルトガルにおける同不足額は 26 億ユーロ(2013 年度:30 億ユーロ)でした。スペインにおける資金調達の純額ベースの余剰額は 24 億ユーロ(2013 年度:31 億ユーロ)でした。
- 下表は、リスクが高いために経営的視点から特に重点的に管理する対象として社内でもモニターしているユーロ圏諸国に対するバークレイズのエクスポージャーを示しています。作成基準は 2013 年度の年次報告書で説明した基準に基づいています。
- 正味エクスポージャーは当グループがさらされている信用リスクの最も適切な測定基準です。総エクスポージャーもオフ・バランスシートの偶発債務および契約債務とともに下表に示しています。

2014 年 6 月 30 日現在	ソブリン (百万ポンド)	金融機関 (百万ポンド)	法人 (百万ポンド)	住宅 モーゲージ (百万ポンド)	その他 リテール貸付 (百万ポンド)	貸借対照表上 の正味エク スポージャー (百万ポンド)	貸借対照表上の 総エク スポージャー (百万ポンド)	偶発債務 および 契約債務 (百万ポンド)
スペイン	134	753	2,736	11,710	1,984	17,317	25,198	
イタリア	1,898	681	1,377	14,284	1,592	19,832	26,396	2,773
ポルトガル	165	43	653	3,187	1,370	5,418	5,793	1,575
アイルランド	30	2,972	1,394	92	88	4,576	8,217	1,521
キプロス	42	2	118	20	41	223	322	28
ギリシャ	-	27	35	6	6	74	1,119	2
合計	2,269	4,478	6,313	29,299	5,081	47,440	67,045	9,234

2013 年 12 月 31 日現在	ソブリン (百万ポンド)	金融機関 (百万ポンド)	法人 (百万ポンド)	住宅 モーゲージ (百万ポンド)	その他 リテール貸付 (百万ポンド)	貸借対照表上 の正味エク スポージャー (百万ポンド)	貸借対照表上の 総エク スポージャー (百万ポンド)	偶発債務 および 契約債務 (百万ポンド)
スペイン	184	1,029	3,203	12,537	2,292	19,245	26,474	3,253
イタリア	1,556	417	1,479	15,295	1,881	20,628	27,341	3,124
ポルトガル	372	38	891	3,413	1,548	6,262	6,608	2,288
アイルランド	67	5,032	1,356	103	100	6,658	10,051	2,047
キプロス	-	7	106	19	43	175	256	66
ギリシャ	8	5	51	6	12	82	903	3
合計	2,187	6,528	7,086	31,373	5,876	53,050	71,633	10,781

市場リスク

取引市場リスク

2014 年上半期のトレーディング勘定の日次バリュー・アット・リスク(DVaR)の平均は市場取引の減少に伴い低下しました。

管理 VaR の分析

- 下表は、リスク要因別の分散ベースの管理 VaR 合計を示しています。管理 VaR 合計にはインベストメント・バンク、ノンコアおよびアフリカ・バンキングの全トレーディング・ポジションが含まれています。
- 各リスク要因 VaR および管理 VaR 合計には上限が適用され、この上限はリスク管理者によりさらに各事業部門に割り振られます。
- 2014 年度上半期の平均管理 VaR は低下しました。2013 年度上半期よりも市場ボラティリティが低下したことやポジショニング全体が減少したことを反映したものです。2014 年度上半期の管理 VaR は 1,800 万ポンドまで低下しました。

管理 VaR(95%)	2014 年 6 月 30 日に終了した 6 ヶ月			2013 年 12 月 31 日に終了した 6 ヶ月			2013 年 6 月 30 日に終了した 6 ヶ月		
	日次平均	最大 ¹	最小 ¹	日次平均	最大 ¹	最小 ¹	日次平均	最大 ¹	最小 ¹
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
クレジット・リスク	12	15	9	16	21	12	21	25	17
金利リスク	10	14	6	11	16	7	14	24	6
スプレッド・リスク	5	8	3	7	9	5	15	21	7
ベースス・リスク	6	8	4	9	13	7	13	17	9
株式リスク	12	23	8	11	17	6	10	21	5
コモディティ・リスク	3	8	2	4	6	2	5	8	4
為替リスク	4	6	2	3	7	2	4	7	2
インフレ・リスク	3	4	2	3	5	2	4	8	2
分散効果 ¹	(32)	-	-	(38)	-	-	(55)	-	-
管理 VaR 合計	23	31	18	26	33	21	31	39	23

- 2014 年度上半期には信用 VaR に代わって株式 VaR が最大寄与要因となり、これは株式事業部門の取引水準および収益パフォーマンスに反映されました。
- DVaR 合計に寄与した 3 大要因は、株式、信用および金利リスクでした。2013 年度上半期の平均水準に比べて、平均 DVaR は、スプレッド・リスクが 1,000 万ポンド(67%)、信用リスクが 900 万ポンド(43%)、ベースス・リスクが 700 万ポンド(54%)、金利リスクが 400 万ポンド(29%)それぞれ減少しました。当グループの平均 DVaR は 2013 年度上半期の水準から 800 万ポンド(26%)減少しました。
- 事業は 2014 年度上半期を通じて、リスク別 VaR および VaR 合計ともに、取締役会金融リスク委員会が承認した管理 VaR の上限の範囲内に収まりました。
- 規制上の市場リスク資本算出のため、DVaR は 99%水準で算出されます。モデルは日次のバック・テストングの対象であり、年間の損益数値と比較されます。DVaR モデルはバック・テストングにおいて良好なパフォーマンスを示しており、PRA の規定する「グリーン」分類を維持しています。

¹ 各カテゴリーで報告された最大 DVaR と最小 DVaR の数値は、必ずしも全体として報告された最大 DVaR、最小 DVaR と同一の日に生じたわけではありません。したがって、最大 DVaR と最小 DVaR に対する分散効果は重要でないと考えられ、上表から省略されています。

市場リスク

利息収入純額の感度解析

年次アーニング・アット・リスク(AEaR)は非取引市場リスクに対するエクスポージャーの計測および管理に用いられる主要な収益リスク指標です。AEaRは、現行イールド・カーブに200 ベーシス・ポイントの平行上昇または低下を適用して、向こう12ヶ月間の利息収入純額の感応度を計測するものです。200 ベーシス・ポイントのショックは業界のベスト・プラクティスと一致し、銀行規制当局からも支持されているものです。

下表は、2014年5月31日現在および2013年12月31日現在で保有されていた非トレーディング金融資産および金融負債の税引前利息収入純額の感度解析を示しています。

このモデルの主な仮定は次の通りです。

- 貸借対照表は固定ベース(将来にわたり一定)で推定されるため、AEaR 感応度の変化はすべて残高の変動ではなく金利ショックに関連するものです。
- 残高は想定行動的特性に調整されています。これにはモーゲージを含む固定金利貸付の処理が含まれます。
- 平行低下ショックの下限は金利0%を想定しています。

事業部門別利息収入純額の感応度(AEaR)

	パーソナル・ アンド・コーポレート・ バンキング	パークレイカード	アフリカ	ノン・コア	その他	合計
2014年5月31日に終了した期間 ¹	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド) ²	(百万ポンド)	(百万ポンド) ³	(百万ポンド)
+200 ベーシスポイント	412	(74)	28	2	(66)	302
+100 ベーシスポイント	224	(35)	14	1	(53)	151
-100 ベーシスポイント	(418)	24	(14)	(1)	(8)	(417)
-200 ベーシスポイント	(461)	24	(26)	(1)	(17)	(481)
2013年12月31日に終了した期間						
+200 ベーシスポイント	373	(84)	19	9	(92)	225
+100 ベーシスポイント	195	(42)	9	5	(57)	110
-100 ベーシスポイント	(315)	25	(8)	(1)	56	(243)
-200 ベーシスポイント	(352)	26	(15)	(1)	49	(293)

マイナス200 ベーシス・ポイントの金利ショックに対する AEaR 合計は64%増加してマイナス4億8,100万ポンド(2013年: マイナス2億9,300万ポンド)となりました。プラス200 ベーシス・ポイントの金利ショックに対する AEaR 合計は34%増の3億200万ポンド(2013年12月31日: 2億2,500万ポンド)でした。この違いの要因は主にPCB部門の以下の要因によるものでした。

- 2014年5月14日から、全 AEaR 数値の中に、再プライシング・ラグによるリスクを含めたこと。
- 予想ベース金利パスのステイーピング(次回ベース金利上昇は従来予想の2015年2月ではなく、2014年12月に発生すると予想されている)。これにより負債商品の資金調達収益に対するショックが大きくなります。

¹ 入手可能な最新データである2014年5月のデータに基づいています。

² インベストメント・バンキング事業を除いています。

³ その他は当グループ財務およびヘッジの無効性のために行われる調整で構成されています。

11. 引当金

	2014 年 6 月 30 日現在 (百万ポンド)	2013 年 12 月 31 日現在 (百万ポンド)
特定行為に係る救済		
-支払保障保険(PPI)に係る補償	1,295	971
-金利ヘッジ商品に係る補償	648	1,169
-その他の行為	288	388
訴訟	358	485
余剰人員削減および事業再編	344	388
未実行のコミテッド・ファシリティおよび提供された保証	180	165
不利な契約	108	100
その他引当金	224	220
合計	3,445	3,886

支払保障保険(PPI)に係る補償

2013 年 12 月 31 日現在で、パークレイズは支払保障保険(PPI)に係る補償費用および請求取扱費用に対して累計総額 39 億 5,000 万ポンドを引当金として認識していました。このうち 29 億 8,000 万ポンドが取り崩され、同日現在の残高は 9 億 7,000 万ポンドとなっています。

2014 年度上半期中の引当金の取り崩しは 5 億 7,600 万ポンドで、2013 年度上半期(6 億 8,000 万ポンド)に比べて 15%、2013 年度下半期(6 億 8,500 万ポンド)に比べて 16%それぞれ減少しました。2014 年 6 月 30 日現在で、顧客が開始した 110 万件(2013 年 12 月 31 日現在:100 万件)の請求¹が受理され、処理されています。2014 年度上半期に受理された月間請求件数は 2013 年度上半期対比で 22%、2013 年度下半期対比で 10%、それぞれ減少しています。請求管理会社(CMC)を通じて受理された請求件数水準が 2014 年度第 2 四半期で特に増加したことによって、減少率は従来の予想を下回っています。顧客からの直接請求件数が 69%減少したのに対し、CMC を通じて受理された請求件数が 2012 年 5 月のピーク時からわずか 39%しか減少していません。

重大な経営者の判断が伴う多くの重要な仮定とモデリングを参照して、適切な引当金が算出されています。

- 顧客請求件数 – 受理されたが 2014 年 6 月 30 日現在未処理の請求および今後顧客が開始する請求の見積もり。
- 積極的の回答率 – 積極的な通知の郵送の結果発生した請求件数。
- 承認率 – 審査の結果、有効であるとして承認された請求の比率。
- 平均補償額 – 承認された請求に関して顧客に支払われる保険契約のタイプおよび年限に基づく予想平均支払額。

予想されていたより請求件数の減少が進まず、金融オンブスマン・サービス(FOS)に委託されるケースとそれに関連する事務コストに充当するため、2014 年 6 月に 9 億ポンドの追加引当金が計上されました。2014 年 6 月 30 日現在、これまでの累積取崩額は 35 億 6,000 万ポンドになり、引当金の残高は 13 億ポンドとなっています。

引当金の基礎となる仮定は、特に CMC の活動から生じる苦情を含む将来の請求水準に係る不確実性のため、引き続き主観的です。現在の引当金は PPI に係る補償のあらゆる将来的な予想費用に関するパークレイズの最良の見積もりを表しています。しかしながら、将来の請求件数の不透明性から、最終的な結果が現在の見積もりと異なる可能性があります。その相違が大幅な場合には追加引当金が増額または減額されることになります。

下表は、重要な仮定別に 2014 年 6 月 30 日までの実績データ、引当金算出に使用した予測の仮定および感度解析を詳述し、将来予測の仮定が乖離した場合の引当金への影響を説明しています。

¹ 今日までに受領した請求件数は CMC 経由で受理したものを含んでいますが、PPI 証書が存在しない場合と積極的な通知郵送への回答を含めていません。この感応度は FOS からの委託と関連する費用と事務費用を含んでいます。

財務書類に関する注記(抜粋)

仮定

	2014 年 6 月 30 日までの 累計実績	将来予測	感度解析 引当金の増加／減少
顧客が開始した請求の受理および処理件数 ¹	112 万件	33 万件	50 万件 = 9,800 万ポンド
積極的な通知郵送	68 万件	32 万件	50 万件 = 1,800 万ポンド
積極的な通知郵送に対する回答率	28%	20%	1% = 500 万ポンド
請求 1 件当たりの平均承認率 ²	76%	81%	1% = 700 万ポンド
正当な請求 1 件当たりの平均補償額 ³	1,797 ポンド	1,668 ポンド	100 ポンド = 3,800 万ポンド

金利ヘッジ商品にかかる補償

	引当金(百万ポンド)
2013 年 12 月 31 日現在	1,169
期中の引当金の増加	-
期中の引当金の取り崩し	(521)
2014 年 6 月 30 日現在	648

2014 年 6 月 30 日現在、顧客に対する補償支払を主因とする 2014 年度上半期の取り崩し 5 億 2,100 万ポンドを控除した金利ヘッジ商品に係る補償引当金は 6 億 4,800 万ポンドとなっています。補償結果は審査対象であるノンソフィスティケイテッドに区分される顧客の約 95%に通知されました。現在、審査対象の顧客の 60%超が補償全額の支払をすでに受けているか、補償の対象ではありません。

将来の費用の見積もりに大幅な変化はなく、当グループは引当金が補償措置を完了するための費用全額を賄うのに十分であると予想しております。潜在的な増分間接損失請求(単利年 8%超の利息と税率の差異のための控除)に係る引当金は認識されておりません。2014 年 6 月 30 日現在、ノンソフィスティケイテッドに区分される顧客からの大幅な増分間接損失請求についての合意はありません。増分間接損失請求およびソフィスティケイテッドに区分される顧客からの請求をモニターし、発生する可能性が高い資金流出に帰結する債務が確認される範囲で将来の引当金を認識します。

¹ 今日までに受領した請求件数は CMC 経由で受理したものを含んでいますが、PPI 保険証書が存在しない場合と積極的な通知郵送への回答を含めていません。この感応度は FOS からの委託と関連する費用と事務費用を含んでいます。

² 1 件当たりの平均承認率は PPI 保険証書が存在しない場合を除いています。

³ 1 証書当たりの平均保障額

17. 法律、競争および規制関連事項

パークレイズ・ピーエルシー(BPLC)、パークレイズ・バンク・ピーエルシー(BBPLC)および当グループが直面している法律上、競争上および規制上の課題の多くは、パークレイズの統制が及ばないものです。これらの事項が、BPLC、BBPLC および当グループに与える影響の程度は必ずしも予測可能ではなく、当グループの事業、経営成績、財政状態ならびに財務予測に重要な影響を及ぼす可能性があります。

特定の契約に対する調査

金融行為監督機構(FCA)は、BPLC および BBPLC が、BBPLC が締結した2件のアドバイザリー・サービス契約に関連する開示義務に違反したと主張しています。FCA は 5,000 万ポンドの罰金を課しました。BPLC および BBPLC はこの認定に異議を唱えています。英国重大不正捜査局(SFO)もこれらの契約の調査を進めており、また、米国司法省(DOJ)および米国証券取引委員会(SEC)が、事業の獲得または維持を支援する第三者と当グループの関係が米国海外腐敗行為防止法に準拠しているかどうかの調査を実施中です。

背景情報

FCA は、BBPLC とカタール・ホールディング・エルエルシー(カタール・ホールディング)との間で 2008 年 6 月と 10 月にそれぞれ締結された2件のアドバイザリー・サービス契約を含む特定の契約について、2008 年 6 月および 11 月の BPLC の資本調達に関連していた可能性があるかどうかを調査しています。

FCA は、2013 年 9 月に、BPLC および BBPLC に対して警告通知書(警告通知書)を発行しました。

2008 年 6 月に締結されたアドバイザリー・サービス契約の存在は開示されていましたが、2008 年 10 月におけるアドバイザリー・サービス契約の締結ならびに両契約に基づき 5 年間にわたって支払われる総額 3 億 2,200 万ポンドの報酬については、2008 年 6 月および 11 月の資本調達に関するアナウンスメントまたは公表書類において開示されていませんでした。警告通知書は、BPLC および BBPLC が当時、当該契約によって少なくとも一部の不確定かつ未決定の金額が生じるであろうと考えていたことを認める一方で、当該契約の主たる目的は、アドバイザリー・サービスを得ることではなく、資本調達におけるカタールの参加に関して開示されない追加的な支払いを行うことであつたと述べています。

警告通知書は、BPLC および BBPLC が開示に関連する特定の上場規則に違反し、さらに BPLC が上場原則 3(企業の株式の保有者および潜在的保有者に対して誠実性をもって行動する要求事項)に違反したと結論付けています。この件について、FCA は、BPLC および BBPLC が軽率な行動をとったとみなしています。警告通知書における当グループに対する罰金は 5,000 万ポンドです。BPLC および BBPLC はこの認定に対し、引き続き異議を唱えています。

その他の調査

FCA および SFO は、当該アドバイザリー・サービス契約を含む上述の契約に対する SFO の調査の進展を待って FCA の強制手続を保留することに同意しており、これに関して当グループは更なる情報提供の請求を受け、引き続きこれに対応しています。DOJ および SEC は、BPLC の事業の獲得または維持を支援する第三者と当グループの関係が、米国海外腐敗行為防止法に準拠しているかどうかの調査を実施中です。両機関は、これらの契約の調査を進めています。米国連邦準備制度は、引き続き情報提供を行うよう要請しています。

請求金額/財務上の影響

現時点で、上記の措置によって当グループが受ける財務上の影響またはこれらが当グループの特定期間における経営成績、キャッシュ・フローまたは財政状態に及ぼす影響(該当がある場合)の見積りを提示することは実務的ではありません。

スイス/米国間のタックスプログラム

2013 年 8 月に、DOJ とスイス連邦財務省は、スイスの銀行に関する非訴追協定、すなわちノンターゲット・レターに関するプログラム(プログラム)を公表しました。この協定は、スイスの銀行で保有する米国関連の口座の納税義務に関して米国とスイスの間で長く続いた対立の結論となるものです。

このプログラムには、パークレイズ・バンク(スイス)エスエーおよびパークレイズ・バンク・ピーエルシーのジュネーブ支店が参加していましたが、米国関連口座の構造的な見直しを実施した結果、プログラムへの継続的な参加は確実ではないと判断されました。そのため、パークレイズ・バンク(スイス)エスエーおよびパークレイズ・バンク・ピーエルシーのジュネーブ支店はプログラムから離脱しました。

代替取引システムおよび高頻度取引

SEC、ニューヨーク州検事総長(NYAG)およびその他特定の管轄区域における規制当局は、代替取引システム(ATS、「ダークプ

財務書類に関する注記(抜粋)

ール」としても知られています。)および高頻度取引トレーダーの取引に関連する一連の問題について調査を実施しています。当グループは関連する規制当局の問い合わせに応じて情報提供を行っています。

最近の動向

2014年6月25日に、NYAGはBPLCおよびパークレイズ・キャピタル・インク(BCI)を相手取り、特に、当グループのSEC登録ATSであるLXリクイディティ・クロスに関連してBPLCおよびBCIが詐欺および欺瞞的行為に従事したと主張する訴状をニューヨーク州地方裁判所に提出しました。

さらに、2014年7月28日には、BPLCが、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所(SDNY裁判所)において提起された有価証券集団訴訟におけるBPLCの新旧取締役4名とともに被告として指名されました。訴状では、1934年米国証券取引所法に基づき、主に、BPLCの一部の年次報告書およびその他の報告書にLXリクイディティ・クロスに関する虚偽表示および記載の省略があったとする様々な請求を主張しています。訴状は、2011年8月2日から2014年6月25日までの間にBPLCが発行した米国預託株式(ADS)、およびかかるADSを売買するオプション契約を購入もしくは取得したすべての者または企業からなる集団を代表して提起されました。

BPLCは、特に高頻度取引に関連する連邦証券取引法の違反を主張して2014年中の複数日にSDNY裁判所に提起された有価証券集団訴訟で指名されたいくつかの米国内外の銀行を含む複数の被告の1つにもなっています。

将来、これらの事項または類似の事項に関連してBPLCおよび／またはその関連会社に対する追加的な訴状が提出される可能性があります。

請求金額／財務上の影響

訴状では、金額を特定しない損害賠償および差し止めによる救済を求めています。現時点で、当該事項による財務上の影響またはこれらの事項が特定期間における経営成績、キャッシュ・フローまたは当グループの財政状態に及ぼしうる影響(該当がある場合)の見積りを提示することは実務的ではありません。

FERC

米国連邦エネルギー規制委員会(FERC)は、BBPLCおよびその元トレーダーの一部を相手取り、BBPLCがカリフォルニア州およびその周辺の電力市場を操作したとする主張に関連して4億3,500万米ドルの民事制裁金および利益に金利を加算した3,490万米ドルの返還を決定した命令書に基づく回収を求める民事訴訟をカリフォルニア州連邦地方裁判所に提起しました。BBPLCおよび元トレーダーは、裁判管轄が不適切であるとして訴訟却下あるいは当該訴訟をニューヨーク州南部地区(SDNY)に移管することを求める申し立てを行うとともに、請求権を明らかにしていない訴訟の却下を求める申し立てを行いました。SDNYの連邦検事局は、同検事局がFERCと係争中のものと同一の行為について調査中であることをBBPLCに通知しています。

背景情報

2012年10月に、FERCは当グループが行った米国西部における電力取引に関して、BBPLCおよびその元トレーダーのうちの4名に対して理由開示命令書および罰金案通知書(当該命令書および通知書)を発行しました。当該命令書および通知書において、FERCは、BBPLCおよびその元トレーダーが2006年11月から2008年12月までカリフォルニア州およびその周辺の電力市場を操作し、FERCの反不正操作規則に違反したとして、BBPLCによる民事制裁金および不正利益返還を主張しました。

2013年7月に、FERCはBBPLCに対して4億3,500万米ドルの民事制裁金の支払いに加え、利益に金利を加算した3,490万米ドルの追加返還を求める民事制裁金命令を発しました(ともに当該命令書および通知書で提案されていた金額と同一です)。

2013年10月に、FERCは、BBPLCおよびその元トレーダーを相手取り、民事制裁金および不正利益返還額の回収を求める民事訴訟をカリフォルニア州連邦地方裁判所に提起しました。この民事訴訟におけるFERCの主張は、2012年10月の当該命令書および通知書ならびに2013年7月の民事制裁金命令で行われたものと同一です。

2013年9月に、BBPLCはSDNYの連邦検事局から、同検事局がFERCと係争中のものと同一の行為について調査しているとの通知を受けました。

2013年12月16日に、BBPLCおよびその元トレーダーは、裁判管轄が不適切であるとして訴訟却下あるいは当該訴訟をSDNY裁判所に移管することを求める申し立てを行うとともに、請求権を明らかにしていない訴訟の却下を求める申し立てを行いました。

請求金額／財務上の影響

FERCは当グループに対し、民事制裁金および利益返還に関して金利を加算した合計4億6,990万米ドルを請求しています。この金額は、当グループに不利となるように裁定が下された場合の当グループの潜在的な財務エクスポージャーを必ずしも反映したものではありません。

財務書類に関する注記(抜粋)

LIBOR、ISDAfix、他のベンチマークおよび外国為替相場に関する調査

複数政府の規制当局および法執行機関が、銀行間取引金利および外国為替相場の操作における BBPLC の関与に関連する調査を実施しています。BBPLC は、一部の調査について関連する法執行機関または規制当局と和解に達しているものの、以下に詳述するその他の調査は引き続き進行中です。

背景情報

FCA、米国商品先物取引委員会(CFTC)、SEC、DOJ の詐欺対策課(DOJ-FS)および反トラスト局(DOJ-AD)、欧州委員会、SFO、シンガポール金融管理局、日本金融庁、イタリア・トラニ検察庁ならびに米国の様々な州検事局などの様々な当局が、LIBOR および EURIBOR などの各種銀行間取引金利を設定または編集している機関に対して BBPLC や他の金融機関が行った申告に関する調査、ならびに特定のベンチマーク通貨の為替相場を操作する行為に関連する調査を実施しています。

2012 年 6 月 27 日、BBPLC は、本調査に関して金融サービス機構(FSA)(FCA の前身)、CFTC および DOJ-FS と和解に達し、合計 2 億 9,000 万ポンドの課徴金を支払うことに同意したことを発表しました。この金額は、2012 年度の営業費用に反映されています。この和解に伴い、FSA との和解協定、CFTC との和解命令協定(CFTC 命令書)、DOJ-FS との非訴追協定(NPA)が締結されました。また、BBPLC は、EURIBOR を参照する金融商品について、米国反トラスト法違反の可能性に関連して DOJ-AD から条件付きで制裁措置の減免を認められています。NPA と CFTC 命令書の要旨は以下の通りです。CFTC 命令書および NPA の全文は、それぞれ CFTC および DOJ のウェブサイトでご覧いただけます。

FSA との和解協定

FSA との和解協定の条件は関係者外秘ですが、5,950 万ポンドの課徴金を課した FSA の最後通達は FCA のウェブサイトでご覧いただけます。この文書で FSA は課徴金を課す理由を述べ、和解原則について言及し、和解の条件の根拠となった事実と論拠を説明しています。

CFTC 命令書

CFTC 命令書は、2 億米ドルの民事制裁金の支払いに加え、米国商品取引法(CEA 法)の特定の条項に対する違反の再発防止、LIBOR および EURIBOR を含めたベンチマーク金利の申告の一貫性と信頼性を確保するための具体的な措置の実施および関連する内部統制の改善を BBPLC に求めています。CFTC 命令書が BBPLC に求めている主な項目は以下の通りです。

- BBPLC の取引に最大の比重を置き、特定の調整および考慮に従った上で、特定の要因を基に申告を行うこと。
- トレーダーと申告者の間を含む不適切なやり取りを防ぐためのファイア・ウォールを導入すること。
- 申告に関する特定の文書を作成および保管し、関連するやり取りを保管すること。
- 申告および関連プロセスに関する監査、監視、研修のための措置を実施すること。
- CFTC 命令書の条件の遵守について CFTC に定期的に報告すること。
- ベンチマーク金利に関する基準の厳格化を促すために最大限の努力を行うこと。
- CFTC が継続中のベンチマーク金利に関する調査に引き続き協力すること。

DOJ との非訴追協定

NPA の一環として、BBPLC は 1 億 6,000 万米ドルの課徴金を支払うことに同意しました。さらに、DOJ は(DOJ に合意を交わす権限がなく、DOJ が合意を交わすことのない税犯罪を除き)BBPLC が NPA に明記された義務を履行することを条件に、LIBOR および EURIBOR を含むベンチマーク金利の BBPLC の申告に関連する犯罪に関して BBPLC を訴追しないことに合意しました。特に、NPA に基づき、BBPLC が 2012 年 6 月 26 日からの 2 年間を対象に合意した主な項目は以下の通りです。

- 米国でいかなる犯罪行為も行わないこと。
- DOJ が BBPLC に照会する全ての事項に関わる BBPLC の活動、その役員および従業員、ならびにその他に関連する免責特権のない情報を誠実かつ全面的に開示すること。なお、かかる情報は NPA で制限されているもの以外の全ての目的に使用できることとする。
- BBPLC またはその従業員による詐欺あるいは証券および商品市場を規制する法律の違反に関わる全ての潜在的な犯罪行為を DOJ に報告すること。

財務書類に関する注記(抜粋)

- 米国行政当局が BBPLC もしくはその従業員による、または BBPLC もしくはその従業員に対して詐欺または証券および商品市場を規制する法律に違反する行為を理由に行う全ての犯罪または規制に関する調査、行政手続または民事訴訟を DOJ に全て報告すること。

また、BBPLC は NPA に記されている行為により発生する調査または訴追に関連し、DOJ およびその他の米国行政当局に協力することにも合意しました。この協力は、かかる調査および訴追が全て終了するまで続けられます。BBPLC は、進行中の他の調査にも引き続き協力します。

2 年間の期限到来に備え、パークレイズと DOJ-FS は、以下を定めた書面による同意書を締結しました。(1)2012 年 6 月 26 日以後の 2 年間に於いて外国為替市場におけるパークレイズのすべての取引活動が「米国における犯罪行為」にあたるものでないかどうかを限定し、DOJ-FS が NPA に基づく判断を下すまでの期限を 2015 年 6 月 27 日とすること。(2)DOJ-FS および DOJ-AD によるこれらの取引活動の進行中の調査に関して、パークレイズが DOJ-FS の問い合わせに応じて関係者外秘以外の情報を開示する義務を 2015 年 6 月 27 日まで延長すること。この他について、NPA に基づく 2 年間は失効しました。

米国州検事総長による調査

2012 年 6 月に発表された和解合意を受け、米国の 31 の州検事局が LIBOR、EURIBOR および東京銀行間取引金利に関する独自調査を開始しました。NYAG は各州検事局を代表して、2012 年 7 月に BBPLC に対して広範な情報の提出命令(他の多くの銀行にも同様の提出命令)を発し、それ以降、BBPLC に対して文書および取引データの追加情報要請を行っています。かかる情報要請に対して、BBPLC は逐次対応しています。

SFO による調査

また、2012 年 6 月に発表された和解合意を受けて、SFO は、2012 年 7 月に LIBOR について調査することを決定した旨を発表しました。これに関して、BBPLC は情報要請を受け、引き続き対応しています。

欧州委員会による調査

欧州委員会も特に EURIBOR の操作に関する調査を行っています。欧州委員会は 2013 年 12 月 4 日、EURIBOR に関する反競争的行為に関して当グループおよび他の多くの銀行と和解に達したと発表しました。当グループは、EURIBOR に係る行為について自発的に欧州委員会に報告し、欧州委員会の調査に全面的に協力しました。この協力が認められ、当グループは協力がなければ対象となっていた可能性のある課徴金の支払いを全面的に免除されました。

ISDAfix に関する調査

CFTC および FCA を含む規制当局および法執行機関も他のベンチマークの中で ISDAfix に関する過去の行為を別途調査しています。BBPLC は、CFTC および FCA を含む様々な当局からの情報提出命令および情報要請を受け、引き続き対応しています。

外国為替取引に関する調査

FCA、CFTC、DOJ、SEC、ニューヨーク州金融サービス局および香港金融管理局を含む様々な規制・施行当局は、特定のベンチマーク通貨の為替相場を操作する、あるいはトレーディング・ポジションに利益をもたらす他の活動に従事する可能性のある行為を含む外国為替取引に関する調査を実施しています。当該調査の一部は、各国の複数の市場参加者に関わるものです。BBPLC はこれらの当局の一部からその特定の調査に関連して、また、外国為替問題に関心を寄せる他の規制当局から照会を受けています。当グループは、少なくとも 2013 年 10 月までの数年間にわたる外国為替取引の見直しを行い、関連当局の調査に協力しています。

これらの調査に関連して発生する訴訟の説明については、下記の「LIBOR およびその他のベンチマークに関する民事訴訟」ならびに「外国為替取引に係る民事訴訟」をご参照ください。

請求金額／財務上の影響

現時点で、当該事項による財務上の影響またはこれらの事項が特定期間における経営成績、キャッシュ・フローまたは当グループの財政状態に及ぼす影響(該当がある場合)の見積りを提示することは実務的ではありません。特に、NPA のいずれかの規定に違反があった場合、BBPLC のベンチマーク金利の申告に関連して訴訟が提起される可能性があり、BBPLC の米国における現在および将来のビジネスに重大な影響が及ぶ可能性があります。

LIBOR およびその他のベンチマークに関する民事訴訟

様々な管轄区域における複数の個人および法人が、当グループまたはその他の銀行に対して LIBOR および／またはその他のベンチマーク金利に係る民事訴訟を提起する兆候がある、あるいは提起しています。当該訴訟では、金額を特定しない損害賠償を求めています。5 件の訴訟では、原告らが、BBPLC を含む全被告に対する実際の損害賠償および懲罰的損害賠償として総

財務書類に関する注記(抜粋)

額で 12.5 億米ドルを超える金額を求めています。こうした訴訟のいくつかは棄却されましたが、その他は係争中であり、最終的な影響は不明です。

背景情報

上記の「LIBOR、ISDAfix、他のベンチマークおよび外国為替相場に関する調査」において言及している調査の解決を受け、様々な管轄区域における複数の個人および法人が、当グループに対して LIBOR および／またはその他のベンチマークに係る民事訴訟を提起する兆候がある、あるいは提起しています。

米国内の様々な管轄区域で提起されている米ドル建 LIBOR に係る訴訟の大半は、SDNY 裁判所 (MDL 裁判所) における単独裁判官による公判前手続の目的上、併合されています。

訴状はほぼ同様で、特に米ドル建 LIBOR の金利の操作を行うことにより、BBPLC および他の銀行は個別に、また共同で、米国シャーマン反トラスト法、CEA 法、威力脅迫および腐敗組織に関する連邦法 (RICO 法) ならびに様々な州法の様々な規定に違反したと主張しています。

当該訴訟では、金額を特定しない損害賠償を求めています。5 件の訴訟では、原告らが、BBPLC を含む全被告に対する実際の損害賠償および懲罰的損害賠償として総額 12.5 億米ドルを超える金額を求めています。これらの一部の訴訟では、米国シャーマン反トラスト法および RICO 法に基づき 3 倍の損害賠償も求めています。

当該集団訴訟では、(i) 米ドル建 LIBOR に連動した店頭取引を行った (OTC 集団訴訟)、(ii) 米ドル建 LIBOR に連動した金融商品を取引所で購入した (取引所集団訴訟)、(iii) 米ドル建 LIBOR に連動した債券を購入した (債券集団訴訟)、(iv) 米ドル建 LIBOR に連動した変動金利モーゲージを購入した、または (v) 米ドル建 LIBOR に連動したローンを発行した原告らを特に代表して提起したと主張しています。

MDL 裁判所における米ドル建 LIBOR 訴訟

2013 年 3 月に、MDL 裁判所は、BBPLC およびその他の被告であるパネル銀行を相手取った主要 3 件の集団訴訟 (主要集団訴訟) ならびに主要 3 件の個別訴訟 (主要個別訴訟) における大半の請求を棄却する判決を下しました。

この判決を受け、主要集団訴訟の原告らは、修正訴状の提出または 2013 年 3 月の判決の一部に対する控訴の承認を求めました。2013 年 8 月および 2014 年 6 月に、MDL 裁判所は主要集団訴訟で提起された申立ての大半を棄却しました。その結果、以下が生じました。

- 債券集団訴訟は全面的に棄却されました。
- 取引所集団訴訟の請求は CEA 法に基づく請求に限定されました。
- OTC 集団訴訟の請求は不当利得および善意かつ公正に取引を行うという黙示の了解の違反に関する請求に限定されました。

MDL 裁判所の 2013 年 3 月の判決の後、主要個別訴訟の原告らは、上記の集団訴訟における当初の主張と同じ主張に基づく新たな訴訟をカリフォルニア州裁判所 (その後、MDL 裁判所に移送された) に提起しました。債券集団訴訟は、訴訟の棄却について第 2 巡回区連邦控訴裁判所 (第 2 巡回区) に控訴を試みましたが、第 2 巡回区は、MDL 裁判所が併合訴訟におけるすべての請求を解決する判決に至っていないことを理由に控訴を全面的に却下しました。連邦最高裁判所は、債券集団訴訟の控訴の却下について再審理を行うことに同意しています。連邦最高裁判所の判決および MDL 裁判所の今後の進展次第では、将来、様々な原告が MDL 裁判所の判決の一部または全部に対して控訴を試みる可能性があります。

さらに、MDL 裁判所では、複数の他の訴訟が、主要集団訴訟における今後の進展を待つて延期されています。

各裁判所が MDL 裁判所の判決について、下記の訴訟 (一部の訴訟は、別のベンチマーク金利に関するものである。) を含む他の訴訟に影響するものと解釈する可能性があるものの、更なる判決が下るまで MDL 裁判所の判決による最終的な影響は不明です。

SDNY における追加的な米ドル建 LIBOR 訴訟

2013 年 2 月 13 日に、BBPLC およびその他の被告であるパネル銀行を相手取った追加的な個別訴訟が SDNY において開始されました。原告は、被告であるパネル銀行が共謀して米ドル建 LIBOR を引き上げたことによって貸付金の担保として差し入れた債券の価値が下落し、最終的には市場が最悪の状態にある時点で当該債券の売却が生じたと主張しています。この訴訟は MDL 裁判所に割り当てられておらず、SDNY の別の裁判官による異なる日程で進行しています。被告であるパネル銀行は当該訴訟の却下を求めています。この申立ては現在、全面的に裁判所に提出されたところです。

財務書類に関する注記(抜粋)

SDNYにおける有価証券詐欺訴訟

BPLC、BBPLC および BCI はまた、LIBOR への金利情報提供を行うパネル銀行としての BBPLC の役割に関連して SDNY で係争中の有価証券集団訴訟において、BBPLC の元の役員および取締役 4 名と共に被告とされています。訴状は、米国 1934 年証券取引所法に基づく請求を主張し、BBPLC の 2006 年度から 2011 年度の年次報告書に、特に BBPLC のオペレーショナル・リスク管理プロセスおよび特定の法規制の準拠に関して虚偽表示が含まれており、また、記載の省略が行われていたと主に主張しています。訴状はまた、BBPLC の日次米ドル建 LIBOR の申告が米国証券法に違反して、虚偽の記載を構成していると主張しています。訴状は、2007 年 7 月 10 日から 2012 年 6 月 27 日の間に米国の証券取引所で BPLC がスポンサーであった米国預託証券を購入した全ての個人または事業体で形成される集団を代表して提起されました。2013 年 5 月に、地方裁判所は、訴状全体の棄却を求めた BBPLC の申立てを認めました。原告らは控訴し、2014 年 4 月に、第 2 巡回区は、原告の一部の請求の棄却を支持するものの、BBPLC の日次米ドル建 LIBOR の申告が米国証券法に違反して虚偽の記載を構成しているとする原告の請求の棄却を覆す命令を下しました。当該訴訟は以後の手續に関して地方裁判所に差し戻されることになります。

カリフォルニア州中央地区連邦地方裁判所における訴状

2012 年 7 月に、カリフォルニア州中央地区連邦地方裁判所における集団訴訟の訴状が、米ドル建 LIBOR に関連する主張を含め、かつ BBPLC を被告として指名するよう修正されました。修正訴状は、米ドル建 LIBOR に連動する変動利付モーゲージの所有者を含む集団を代表して提出されたものです。BBPLC は、原告のすべての請求の棄却を求め、2012 年 10 月に、地方裁判所は棄却の申立てを認めました。原告はこの棄却について第 9 巡回区連邦控訴裁判所(第 9 巡回区)に控訴し、2014 年 3 月に、第 9 巡回区は、集団訴訟の棄却を覆す命令を下し、原告のほぼすべての請求が回復しました。当該訴訟は現在、以後の手續に関して地方裁判所に差し戻されており、原告のうちの 1 名は 2014 年 8 月に第 4 修正訴状を提出する予定であることを明らかにしています。

SDNYにおける円建 LIBOR 訴訟

2012 年 4 月に、取引所で取引されるデリバティブに関与した原告により、BBPLC およびその他の円建 LIBOR のパネル銀行を相手取った追加的な訴訟が SDNY において開始されました。訴状では、日本銀行協会のユーロ円東京銀行間取引金利(ユーロ円 TIBOR)パネルのメンバーも指名されています(BBPLC はこのメンバーではありません)。訴状では特に、2006 年から 2010 年の間のユーロ円 TIBOR および円 LIBOR の金利操作ならびに CEA 法および米国シャーマン反トラスト法の違反を主張しています。被告は棄却の申立てを行い、2014 年 3 月 28 日に、裁判所は申立ての一部を認め、一部を棄却する判決を下しました。具体的には、裁判所は反トラスト法に係る原告の請求全体を棄却し、CEA 法に係る原告の請求を維持しました。被告は CEA 法に係る請求に関する判決の再考を求め、原告は、RICO 法に係る請求を含む追加請求を加えた第 3 修正訴状の提出を認めるよう求めています。

EURIBOR 訴訟

2013 年 2 月 12 日に、BPLC、BBPLC および BCI ならびにその他の EURIBOR パネル銀行を相手取り、EURIBOR 関連の集団訴訟が提起されました。原告は、反トラスト法、CEA 法、RICO 法および不当利得に係る請求を主張しています。特に、BBPLC が他の EURIBOR パネル銀行と共謀して EURIBOR を操作したと主張しています。訴訟は、2005 年 6 月 1 日から 2011 年 3 月 31 日までの期間における NYSE LIFFE の EURIBOR 先物契約を購入および販売した者、ユーロ関連の先物契約を購入した者、ならびにその他のデリバティブ契約(EURIBOR に連動する金利スワップおよび金利先渡契約など)を購入した者を代表して提起されたものです。

さらに、BBPLC は、EURIBOR を参照する金融商品に関する潜在的な米国反トラスト法違反に関連して、DOJ-AD から条件付で制裁措置の減免を認められています。条件付の減免措置が認められた結果、BBPLC は、(i)条件付制裁措置の減免の対象となる行動に基づき、米国反トラスト法に基づく反トラスト民事訴訟において損害賠償が認められた場合、その責任を 3 倍損害賠償ではなく実際の責任に限定すること、(ii)BBPLC が DOJ-AD および協力義務を履行した民事訴訟を統括する裁判所を納得させることを条件として、かかる反トラスト民事訴訟に関連した潜在的な連帯責任から救済されることが認められています。

米国外の訴訟

米国の訴訟の他に、複数の管轄区域において、LIBOR および EURIBOR を操作したという主張に関連する訴訟が当グループに対して提起されている、あるいは提起される兆候があります。イングランドおよびウェールズにおける 1 件目の訴訟は、高等法院での公判を求めてグレイズリー・プロパティーズ・リミテッドが提起したものであり、2014 年 4 月に条件付で和解しました。米国外の管轄区域におけるこのような訴訟の件数、かかる訴訟が関連するベンチマークの数、ならびにかかる訴訟が提起される管轄区域の数は時間の経過とともに増加することが予想されます。

請求金額/財務上の影響

現時点で、当該訴訟によって当グループが受ける財務上の影響またはこれらが当グループの特定期間における経営成績、キャッシュ・フローまたは財政状態に及ぼしうる影響(該当がある場合)の見積りを提示することは実務的ではありません。

財務書類に関する注記(抜粋)

外国為替取引に係る民事訴訟

2013 年 11 月以降、提案された複数のクラスの原告を代理して民事訴訟が SDNY に提起されました。米国シャーマン・アンド・ドゥーティ反トラスト法およびニューヨーク州法に違反して外国為替市場を操作したと訴えているもので、BBPLC を含む数社の国際銀行が被告とされています。

最近の動向

SDNY 裁判所は、すべての訴訟が係争中となるのを待って、米国人集団を主張する全訴訟を併合して 1 つの統合訴訟とし、同様の主張を行っているノルウェーの集団および韓国の集団をそれぞれ代表する 2 件の訴訟と、公判前手続およびその他の手続に関して協調するよう指示しました。BBPLC を含む被告は、訴状の棄却を求めています。

請求金額／財務上の影響

現時点で、当該訴訟によって当グループが受ける財務上の影響またはこれらが当グループの特定期間における経営成績、キャッシュ・フローまたは財政状態に及ぼしうる影響(該当がある場合)の見積りを提示することは実務的ではありません。

金価格に関する民事訴訟

2014 年 3 月以降、パークレイズのグループ会社およびその他のロンドン・ゴールド・マーケット・フィクシング・リミテッドのメンバーが、CEA 法、米国シャーマン・アンド・ドゥーティ反トラスト法、ならびに州の反トラスト法および消費者保護法に違反して金および金デリバティブ契約の価格を操作したと主張する原告集団をそれぞれ代表する複数の民事訴訟が連邦裁判所に提起されています。

請求金額／財務上の影響

現時点で、上記の訴訟の潜在的エクスポージャーによる財務上の影響またはこれらが特定期間における経営成績、キャッシュ・フローまたは当グループの財政状態に及ぼしうる影響(該当がある場合)の見積りを提示することは実務的ではありません。

米国の住宅モーゲージ関連業務および訴訟

2005 年度から 2008 年度にかけての米国住宅モーゲージ市場における当グループの業務には以下が含まれていました。

- 約 390 億米ドルのプライベート・レーベルの証券化のスポンサリングおよび引受
- 約 340 億米ドルのその他のプライベート・レーベルの証券化の引受に係る経済的エクスポージャー
- 約 2 億米ドルの貸付金の政府系機関(GSE)への売却
- 約 30 億米ドルの貸付金のその他の者への売却

また、この期間においては、約 194 億米ドルの貸付金(当該期間中に売却し、その後買い戻した約 5 億米ドルの貸付金控除後)も、当グループが 2007 年に取得した企業(取得子会社)の関係会社であるモーゲージ・オリジネーターによってオリジネートされ、第三者に売却されています。

当グループの貸付金の売却および特定のプライベート・レーベルの証券化に関連して、当グループは、貸付金レベルの特定の表明および保証(R&W)を行っており、R&W の違反があった場合に当グループは関連する貸付金の買戻しを要求されることがあります。2014 年 6 月 30 日に、当グループは、売却時点の元本残高が約 22 億米ドルの貸付金に関連する未解決の買戻し請求を受け、当グループがかかる貸付金を買い戻すべきだと主張する様々な当事者による民事訴訟が開始されました。また、当グループは、制定法および／またはコモンロー上に基づく請求を主張する、住宅モーゲージ・バック証券(RMBS)の購入者によって提起された複数の訴訟の当事者となっており、RMBS を購入した特定機関との間で潜在的な請求に関するトーリング契約を締結しています。2014 年 6 月 30 日現在、当グループに対する未解決の請求および潜在的な請求に関連する RMBS の現在の未払額面価値は約 15 億米ドルでした。

RMBS の買戻し請求

背景

当グループの貸付金の売却およびスポンサーとなったプライベート・レーベルの証券化に関連して、当グループは、一般的に対象となるモーゲージ、不動産、モーゲージの文書化および／または法令遵守に関して貸付金レベルの特定の R&W を行いました。以下については、当グループが単独で R&W を行いました。

- 当グループがスポンサーとなった証券化のうち約 50 億米ドル
- GSE に売却した貸付金のうち約 2 億米ドル

財務書類に関する注記(抜粋)

- その他の者に売却した貸付金約 30 億米ドル
- また、取得子会社が第三者に売却した貸付金 194 億米ドルについては全て、取得子会社が R&W を行いました。

その他の者に売却した貸付金のうち約 10 億米ドルについては R&W が 2012 年までに失効しましたが、それ以外については当グループまたは取得子会社が行った R&W に適用される、規定された失効条項はありません。その他の者に売却した 30 億米ドルの貸付金に関する当グループの R&W は、通常大幅に割引されて売却された貸付金に関連しており、上記の GSE に売却された貸付金、取得子会社が売却した貸付金、または当グループがスポンサーとなった証券化よりも限定的な R&W が含まれています。

当グループがスポンサーとなった証券化の残りに関する R&W は、主に第三者のオリジネーターが証券化信託に対して直接行い、当グループの子会社は、証券化の預金者として、より限定的な R&W を行っています。

一定の状況では、R&W の違反があった場合に、当グループおよび／または取得子会社は関連する貸付金の買戻しまたはかかる貸付金に関連するその他の支払を要求されることがあります。

GSE およびその他の者に売却した貸付金およびプライベート・レーベル取引について当グループまたは取得子会社が行った全ての R&W に関連する、2014 年 6 月 30 日までに受けた未解決の買戻請求の売却時点の当初の未払元本残高は約 22 億米ドルでした。

上記の実質的に全ての未解決の買戻請求は、特定の RMBS の証券化に関して受託者が提起した民事訴訟に関連しています。当該訴訟において、受託者は、当グループおよび／または取得子会社は有効な R&W に違反した貸付金を買い戻すべきであると主張しています。受託者はまた、これらの訴訟において、かかる受託者が過去に行った特定の買戻請求で示した貸付金の金額を上回る(が、未確定の)金額の貸付金が、有効な R&W に違反していた可能性があると主張しています。

請求金額／財務上の影響

現時点で、当該訴訟によって当グループが受ける財務上の影響またはこれらが当グループの特定期間における経営成績、キャッシュ・フローまたは財政状態に及ぼしうる影響(該当がある場合)の見積りを提示することは実務的ではありません。

RMBS 証券訴訟

背景

上述の一部の RMBS 取引の結果、当グループは、RMBS の購入者が提起した複数の訴訟の当事者となっています。2014 年 4 月に、当グループは米国連邦住宅金融局(FHFA)が提起した RMBS 関連の訴訟で和解しました。しかし、当グループは、2005 年から 2008 年の間に当グループがスポンサーとなった、および／または引き受けた RMBS の購入者が提起した複数の類似の訴訟において引き続き当事者となっています。一般事項として、当該訴訟では特に、購入者が参考にしていたとされる RMBS の募集資料に重要な虚偽および誤解を生じさせる記載が含まれており、かつ／または記載の省略が行われていたと主張しており、概して、RMBS に関して支払った対価の回収と購入者の所有によって生じた金銭的損失の回収を要求しています。当グループはまた、当グループがスポンサーとなった、および／または引き受けた RMBS の売却に関連して当グループに対して様々な種類の請求を主張する兆候がある、RMBS を購入した特定機関との間でトーリング契約を締結しています。

さらに、当グループはモーゲージ関連取引に関して、様々な規制当局および政府当局からの調査(召喚を含む)を受けており、このような調査に協力しています。

当グループに対する係争中および潜在的な民事訴訟に関連する RMBS の当初の額面価額は合計約 41 億米ドルであり、そのうち約 15 億米ドルが 2014 年 6 月 30 日現在の残高でした。

2014 年 6 月 30 日現在、これらの RMBS について計上された累積実現損失は約 9 億米ドルです。

最近の動向

2014 年 4 月 24 日に、当グループは、FHFA が BBPLC およびその一部の関連会社を相手取って提起した RMBS 訴訟を 2 億 8,000 万米ドルで和解しました。これらの訴訟は、連邦住宅抵当金庫(ファニーメイ)および連邦住宅金融抵当公庫(フレディマック)が購入した RMBS の募集文書に反映されていたとされる重要な虚偽および誤解を生じさせる記載かつ／または記載の省略に関連するものでした。

請求金額／財務上の影響

当グループが係争中および潜在的な訴訟で敗れた場合、(2014 年 6 月 30 日より後の元本の追加支払を考慮した)判決時点における RMBS の残高に、その時点での RMBS の累積損失ならびに利息、手数料および費用を加算し、その時点での RMBS の市場価額を控除し、その時点までに取り崩した剰余金を控除した金額を上限とする損失が発生する可能性がある当グループ

財務書類に関する注記(抜粋)

は考えています。

当グループは、2014 年 6 月 30 日現在のこれらの RMBS の市場価額合計を約 10 億米ドルと見積っています。当グループは、かかる損失の一部について補償を受ける権利を有している可能性があります。

リーマン・ブラザーズ

2009 年 9 月以降、当グループは、2008 年 9 月に BCI および当グループの他の会社がリーマン・ブラザーズ・インク(LBI)の資産の大部分を取得した取引の特定の部分ならびにかかる売却(当該売却)を承認する裁判所命令(当該命令)に異議を唱えている様々な企業との訴訟に関与しています。当該命令は裁判所の支持を受け、異議は取り下げられました。下級裁判所は、一部の請求について当グループに有利な判決を下しましたが、当該売却において当グループが要求している資産の権利に関する一部の請求については当グループに不利な判決を下しており、控訴手続は現在、第 2 巡回区の判決が下るまで延期されています。第 2 巡回区の判決によっては当グループに追加的な回収または損失が生じる場合があり、他の控訴または訴訟の対象となる可能性があります。

背景情報

2009 年 9 月に、SDNY(破産裁判所)にリーマン・ブラザーズ・ホールディングス・インク(LBHI)、リーマン・ブラザーズ・インクの SIPA 管財人(管財人)およびリーマン・ブラザーズ・ホールディングス・インクの無担保債権者の公式委員会(委員会)による申立てが提出されました。3 件の申立ては全て、当該売却の特定の部分および当該命令に異議を唱えています。原告らは、BCI への一部の資産の譲渡を無効にすること、対価を超過して BCI が受取ったとされる分を全て LBI の財産として返還するように BCI に要求すること、BCI が売却書類および当該命令に従って主張している一部の資産に対する権利を有していないと宣言することについて、命令を求めています(ルール 60 による請求)。

2010 年 1 月に、BCI は申立てに対する答弁書を提出し、また、LBHI および LBI が売却書類および当該命令で求められている受け渡しを行っていない一部の資産の受け渡しを求める申立てを行った(これらの資産に対する管財人の競合する請求とあわせ、契約による請求)。

2011 年に、破産裁判所はルール 60 による請求を却下し、契約による請求のうち、一部については管財人を支持し、一部については当グループを支持する判決を下しました。当グループと管財人はそれぞれ、契約による請求に関する破産裁判所の不利な判決に対して、SDNY 裁判所に上訴を申立てました。LBHI および委員会は、ルール 60 による請求に関する破産裁判所の判決に対して上訴を行いませんでした。

2012 年 6 月に、SDNY 裁判所は、契約による請求に関して当グループに不利であった破産裁判所の判決の 1 つを覆し、契約による請求に関する破産裁判所のそれ以外の判決を支持する意見を公表しました。2012 年 7 月に、SDNY 裁判所は、この意見における判決を実行する合意判決を公表しました(本判決)。本判決において、当グループは以下を受取る権利を有しています。

- 「清算勘定」資産(清算勘定資産)に関して管財人から 11 億米ドル(6 億ポンド)。
- 当該売却において BCI に譲渡された上場デリバティブ勘定に関連して様々な金融機関で保有されている資産(ETD マージン)。

最近の動向

管財人は、SDNY 裁判所の不利な判決に対して、第 2 巡回区に控訴しています。管財人による控訴の判決が下るまで、現在、本判決は延期されています。

当グループが係属中である第 2 巡回区の訴訟に勝利した場合でも、管財人は ETD マージンの一部に対する当グループの権利に異議を唱える可能性があると考えられます。さらに、当グループへの受け渡しが済んでいない ETD マージンのうち、米国外の金融機関が保有しているものの回収可能性には不確実性が伴います。そのため、当グループは、当グループが最終的に受領する可能性の高い ETD マージンの金額を確実に見積ることができません。

請求金額/財務上の影響

当該売却の一環として当グループが権利を有している資産のうち、2014 年 6 月 30 日までに受領していない金額は約 43 億米ドル(25 億ポンド)です。これらの資産に関して約 27 億米ドル(16 億ポンド)が同日現在の貸借対照表に受取債権として認識されています。2014 年 6 月 30 日現在の未認識額約 16 億米ドル(10 億ポンド)は、事実上、訴訟に固有の不確実性および控訴後の潜在的な手続および米国外の金融機関が保有する特定の資産の回収に関する問題に対する引当金を表しています。

SDNY 裁判所の判決は将来の訴訟によって影響されませんが、当グループが控訴後の管財人による請求または回収可能性に関する不確実性によって左右されたと考える ETD マージンを当グループが一切受け取らないと保守的に仮定した場合、当グループは、2014 年 6 月 30 日現在の当グループの貸借対照表に受取債権として認識されている 27 億米ドル(16 億ポンド)を超える

財務書類に関する注記(抜粋)

部分の資産を受け取ることになり、その後、当グループはかかる超過額と同額の利益を認識することになります。

第 2 巡回区が SDNY 裁判所の判決を覆し、当グループは清算勘定資産または ETD マージンのいずれにも権利を有していないという判決が下されるという最悪の事態を想定したシナリオでは、有効な引当金以外に、合計で約 60 億米ドル(35 億ポンド)の損失が生じると当グループは見積もっています。その損失のうち約 34 億米ドル(20 億ポンド)は、当グループが以前に受取った清算勘定資産および ETD マージン、ならびにこれらの清算勘定資産および ETD マージンに係る判決前および判決後の利息に関連しており、管財人への返還または支払が必要になると考えられます。

このことから、当グループは貸借対照表に認識された資産の評価額に納得しており、その結果生じた有効な引当金の水準は十分であると考えています。

シティバンクの補償に係る訴訟

2014 年 3 月 11 日に、シティバンク・エヌ・エー(シティ)と BBPLC は、2008 年 9 月の 17 日から 19 日の間に LBI の指定決済者として CLS バンク・インターナショナルとの LBI 向けの外国為替決済サービスの実施時にシティで発生した損失に関して、BBPLC が提供した補償に基づきシティが提起した訴訟において和解しました。

米国預託株式

BPLC、BBPLC、ならびに BPLC 取締役会の現メンバーおよび元メンバー数名は、SDNY 裁判所において併合された有価証券集団訴訟 5 件の被告とされています。当該訴訟は、BBPLC が募集した特定の米国預託株式に関する登録届出書における虚偽表示および記載の省略を主張するものです。

背景情報

2010 年 2 月に提出されたこの併合修正訴状は、1933 年証券法に基づく請求を主張するものであり、2006 年から 2008 年の間に複数回にわたり BBPLC が募集した優先株式シリーズ 2、3、4 および 5 を表す米国預託株式(優先株式 ADS)に関する登録届出書に、特に BBPLC のモーゲージ関連証券(米国のサブプライム関連を含む)のポートフォリオ、モーゲージおよび信用市場リスクに対する BBPLC のエクスポージャーならびに BBPLC の財政状態に関する虚偽表示が含まれており、また、記載の省略が行われていたと主張しています。

最近の動向

シリーズ 2、3 および 4 の募集に関連する請求は、訴権の時効を迎えているとして棄却されました。SDNY 裁判所はシリーズ 5 の募集に関しても請求を棄却しましたが、第 2 巡回区はこの棄却を覆し、原告らはシリーズ 5 の募集に係る請求に関して第 2 修正訴状の提出が認められるべきであったとする判定を下しました。

2014 年 6 月に、SDNY 裁判所は、シリーズ 5 の募集に関する修正訴状の請求に関して、被告による棄却の申立てを退けました。

請求金額/財務上の影響

現時点で、上記の訴訟によって当グループが受ける財務上の影響またはこれらが当グループの特定期間における経営成績、キャッシュ・フローまたは財政状態に及ぼす影響(該当がある場合)の見積りを提示することは実務的ではありません。

デボンシャー・トラスト

2014 年 6 月 19 日に、BBPLC とデボンシャー・トラストは、デボンシャー・トラスト(デボンシャー)との ISDA マスター契約に基づく 2 件のクレジット・デフォルト・スワップの BBPLC による早期終了に関連してオンタリオ上級裁判所で提起された訴訟を和解することに合意しました。裁判所はかつて、デボンシャーは BBPLC から現金担保約 5 億 3,300 万カナダドルの払戻しおよび経過利息を受取る権利があるという判決を下していました。この和解の実行には、債券保有者と裁判所の承認を含む一定の条件が前提となっています。BBPLC は過年度においてこれらのスワップに関連する減損引当金を認識していましたが、バークレイズではこの和解の結果、損益が追加計上されることはない見込みです。

BDC ファイナンス・エルエルシー

BDC ファイナンス・エルエルシー(BDC)は BBPLC を相手取り、ISDA マスター契約(本契約)によって規定されるトータル・リターン・スワップのポートフォリオの違反を主張する訴状をニューヨーク州地方裁判所に提出しました。BBPLC に不利な判定が下されましたが、ニューヨーク州控訴裁判所において控訴が進行中です。BDC に関連する当事者も、本契約に係る BBPLC の行為に関連し、コネチカット州裁判所において BBPLC および BCI を提訴しています。

財務書類に関する注記(抜粋)

背景情報

2008 年 10 月に、BDC は、BBPLC が BDC による 2008 年 10 月の要求(要求)に応じて超過担保とされる約 4,000 万米ドルの譲渡を履行しなかった際に本契約を違反したと主張する訴状をニューヨーク州地方裁判所に提出しました。

BDC は、本契約に基づき、かかる超過担保の譲渡の前に BBPLC には要求に異議を唱える権利はなく、仮に本契約によって当該譲渡を行う前に要求に異議を唱える権利が BBPLC にあったとした場合でも、BBPLC は要求に異議を唱えなかったと主張しています。

BDC は合計 2 億 9,800 万米ドルの損害賠償に弁護士報酬、諸経費および判決前の利息を求めています。

2012 年 8 月に、ニューヨーク州地方裁判所は BBPLC に部分的略式判決を認め、かかる超過担保の譲渡の前に BBPLC は要求に異議を唱える権利を有していたと裁定したものの、BBPLC が実際にこれを行ったかどうかを判定するための審理が必要であるとなりました。両当事者は、ニューヨーク州地方裁判所の上訴部(ニューヨーク上訴部)に交差上訴を行いました。

2011 年 9 月に、BDC の投資顧問会社である BDCM ファンド・アドバイザー・エルエルシーおよびその親会社であるブラック・ダイヤモンド・キャピタル・ホールディングス・エルエルシーも、BBPLC と BCI に対して、本契約に関連する BBPLC の行為によって被ったとされる金額未確定の損害賠償を求める訴えをコネチカット州裁判所に起こしました。当該訴訟では、コネチカット州不正取引慣行法の違反ならびにビジネスおよび将来的なビジネス関係の不法な妨害に関する請求を主張しています。両当事者は、当該訴訟の延期に合意しています。

2013 年 10 月に、ニューヨーク上訴部は、BBPLC に有利となるようニューヨーク州地方裁判所が認めた部分的略式判決を無効とし、代わりに BDC の部分的略式判決の申立てを認め、BBPLC は本契約に違反したという判決を下しました。ニューヨーク上訴部は、BDC の損害賠償の金額については規定しておらず、この金額はニューヨーク州地方裁判所による決定もなされていません。

最近の動向

2014 年 1 月に、ニューヨーク上訴部は、2013 年 10 月の判決について BBPLC がニューヨーク州控訴裁判所に控訴することを認め、現在、控訴が進行中です。

請求金額／財務上の影響

BDC は、当グループに対し、合計 2 億 9,800 万米ドルに弁護士報酬、諸経費および判決前の利息を請求しています。この金額は、当グループに不利となるように裁定が下された場合の当グループの潜在的な財務エクスポージャーを必ずしも反映したものではありません。

クレジット・デフォルト・スワップ(CDS)に関する反トラスト法の調査

欧州委員会および DOJ-AD は、CDS 市場に関する調査をそれぞれ 2011 年および 2009 年に開始しました。2013 年 7 月に、欧州委員会は、BBPLC、他の 12 の銀行、マークイット・リミテッドならびに ISDA に異議告知書を送付しました。この案件は、一部の銀行が集団行動を取って、上場信用デリバティブ商品の参入を遅らせ、または妨げたという懸念に関連しています。

欧州委員会がこの案件について結論に至った場合、制裁を科す予定であることを示しています。欧州委員会の制裁には罰金が含まれる可能性があります。DOJ-AD の調査は民事調査であり、類似案件に関連しています。パークレイズは、米国で提起された、類似案件を主張する集団訴訟についても異議を唱えています。

請求金額／財務上の影響

現時点で、上記の訴訟によって当グループが受ける財務上の影響またはこれらが当グループの特定期間における経営成績、キャッシュ・フローまたは財政状態に及ぼす影響(該当がある場合)の見積りを提示することは実務的ではありません。

手数料に関する調査

公正取引庁およびヨーロッパ各地の他の競争監督当局は、引き続きビザおよびマスターカードのクレジットカードおよびデビットカードの手数料率に関する調査を行っています。

BBPLC は、カード発行者として、各商店へのサービスを取得したカード提供者から手数料を受け取っています。これらの調査から生じる主要なリスクは、競争監督当局により罰金が課される可能性、訴訟および新しい法案です。

請求金額／財務上の影響

現時点で、当該事項による財務上の影響またはこれらの事項が特定期間における経営成績、キャッシュ・フローまたは当グループの財政状態に及ぼす影響(該当がある場合)の見積りを提示することは実務的ではありません。

財務書類に関する注記(抜粋)

金利ヘッジ商品の補償

金利ヘッジ商品に関する FSA の調査および補償、ならびにこれに関連して当グループが認識した引当金については、注記 11「引当金」をご参照ください。

一般事項

当グループは、英国と、海外の複数の管轄区域の両方において、その他の様々な法律、競争および規制関連事項に関わっています。当グループは、通常の営業活動の一環として随時生じる、契約、有価証券、債権回収、消費者信用、不正行為、信託、顧客資産、競争、データ保護、マネー・ロンダリング、雇用、環境ならびにその他の制定法およびコモンロー上の問題を含む(が、これらに限定されない)当グループによる、または当グループに対する訴訟の対象となっています。

また、当グループは、当グループが現在、または以前から関わっている消費者保護対策、法規制遵守、ホールセール取引活動ならびに銀行業務および事業活動のその他の分野(これらに限定はされない)に関連する、規制当局、政府機関またはその他の公共機関による聴取および検査、情報請求、監査、調査および訴訟ならびにその他の手続の対象となっています。

現時点において、当グループは、これらその他の案件の最終的な解決が当グループの財政状態に重大かつ不利な影響を与えるとは予想していません。しかしながら、こうした案件および本注記において具体的に記載されている案件に伴う不確実性の観点から、特定の 1 案件または複数の案件の結果が、特定の期間における当グループの経営成績またはキャッシュフローにとって重要でないという保証はありません。これは、特に、かかる案件によって生じる損失の金額若しくは当該報告期間に計上される収益の金額に依拠します。

当グループは、偶発債務が当グループに与える可能性のある財務上の影響の見積りについて、これを見積ることが現在、実行可能でないか、あるいは実行可能であっても開示によって案件の進行に不利益をもたらす可能性がある場合は、これを開示していません。これらの案件に関して当グループが信頼性をもって推定損失を見積もることができる場合は引当金が認識されています。

財務書類に関する注記(抜粋)

19. セグメント別開示

事業部門別業績の内訳	パーソナル・アンド・ コーポレート・ バンキング (百万ポンド)	パークレイカード (百万ポンド)	アフリカ・ バンキング (百万ポンド)	インベストメント・ バンク (百万ポンド)
2014 年 6 月 30 日に終了した半期				
保険金控除後の収益合計	4,361	2,124	1,773	4,257
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(230)	(537)	(196)	26
営業収益純額	4,131	1,587	1,577	4,283
営業費用	(2,554)	(822)	(1,082)	(2,943)
Transform 達成費用	(115)	(36)	(17)	(282)
その他の収益純額 ¹	6	35	6	-
税引前利益	1,468	764	484	1,058
	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
資産合計	2,681	362	524	4,478

事業部門別業績の内訳	本社および その他事業 (百万ポンド)	パークレイズ・ コア (百万ポンド)	パークレイズ・ ノンコア (百万ポンド)	パークレイズ・ グループ (百万ポンド)
2014 年 6 月 30 日に終了した半期				
保険金控除後の収益合計	159	12,674	658	13,332
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	-	(937)	(149)	(1,086)
営業収益純額	159	11,737	509	12,246
営業費用	(91)	(7,491)	(893)	(8,383)
Transform 達成費用	(2)	(453)	(41)	(494)
その他の(費用)/収益純額 ¹	-	47	(66)	(20)
税引前利益/(損失)	66	3,840	(491)	3,349
	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
資産合計	417	8,462	4,686	13,149

事業部門別業績の内訳	パーソナル・アンド・ コーポレート・ バンキング (百万ポンド)	パークレイカード (百万ポンド)	アフリカ・ バンキング (百万ポンド)	インベストメント・ バンク (百万ポンド)
2013 年 12 月 31 日に終了した半期				
保険金控除後の収益合計	4,418	2,084	1,984	3,633
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(322)	(556)	(205)	(16)
営業収益純額	4,096	1,528	1,779	3,617
営業費用	(2,772)	(934)	(1,263)	(3,215)
Transform 達成費用	(292)	(44)	(17)	(74)
その他の収益純額 ¹	4	17	3	-
税引前利益	1,036	567	502	328
	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
資産合計	2,785	344	549	4,396

事業部門別業績の内訳	本社および その他事業 (百万ポンド)	パークレイズ・ コア (百万ポンド)	パークレイズ・ ノンコア (百万ポンド)	パークレイズ・ グループ (百万ポンド)
2013 年 12 月 31 日に終了した半期				
保険金控除後の収益合計	146	12,265	818	13,084
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	3	(1,096)	(344)	(1,440)
営業収益純額	149	11,169	474	11,644
営業費用	(101)	(8,285)	(1,258)	(9,543)
Transform 達成費用	(22)	(449)	(120)	(569)
その他の収益純額 ¹	6	30	14	44
税引前利益/(損失)	32	2,465	(890)	1,576
	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
資産合計	250	8,324	5,112	13,436

¹ その他の収益/(費用)は関連会社や合併会社の税引後損益に対する持分、子会社、関連会社、合併会社の売却益(損)、合併に係る利益などがあります。

財務書類に関する注記(抜粋)

事業部門別業績の内訳	パーソナル・アンド・ コーポレート・ バンキング (百万ポンド)	パークレイカード (百万ポンド)	アフリカ・ バンキング (百万ポンド)	インベストメント・ バンク (百万ポンド)
2013 年 6 月 30 日に終了した半期				
保険金控除後の収益合計	4,305	2,019	2,055	5,222
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(299)	(540)	(274)	38
営業収益純額	4,006	1,479	1,781	5,260
営業費用	(2,754)	(874)	(1,230)	(3,193)
Transform 達成費用	(92)	(5)	(9)	(116)
その他の収益純額 ¹	37	16	5	-
税引前利益	1,197	616	547	1,951
	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
資産合計	2,883	343	612	5,155

事業部門別業績の内訳	本社および その他事業 (百万ポンド)	パークレイズ・ コア (百万ポンド)	パークレイズ・ ノンコア (百万ポンド)	パークレイズ・ グループ (百万ポンド)
2013 年 6 月 30 日に終了した半期				
保険金控除後の収益合計	(4)	13,597	1,474	15,071
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	-	(1,075)	(556)	(1,631)
営業収益純額	(4)	12,522	918	13,440
営業費用	(41)	(8,091)	(1,049)	(9,141)
Transform 達成費用	-	(223)	(418)	(640)
その他の(費用)／収益純額 ¹	(2)	56	(124)	(68)
税引前(損失)／利益	(47)	4,264	(673)	3,591
	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
資産合計	456	9,449	6,230	15,679

調整後ベースから法定ベースへの調整	パークレイズ・ グループ調整後 (百万ポンド)	当グループ自身の信用 度に関連する利益／ (損失) (百万ポンド)	支払保障保険(PPI)に 係る補償引当金 (百万ポンド)	金利ヘッジ商品に係る 補償引当金 (百万ポンド)	のれんの減損 (百万ポンド)	パークレイズ・ グループ法定 (百万ポンド)
2014 年 6 月 30 日に終了した半期						
保険金控除後の収益合計	13,332	52	-	-	-	13,384
信用に関する減損費用およびその他の 引当金繰入額	(1,086)	-	-	-	-	(1,086)
営業収益純額	12,246	52	-	-	-	12,298
営業費用	(8,383)	-	(900)	-	-	(9,283)
Transform 達成費用	(494)	-	-	-	-	(494)
その他の損失	(20)	-	-	-	-	(20)
利益／(損失)	3,349	52	(900)	-	-	2,501

2013 年 12 月 31 日に終了した半期	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
保険金控除後の収益合計	13,084	(306)	-	-	-	12,778
信用に関する減損費用およびその他の 引当金繰入額	(1,440)	-	-	-	-	(1,440)
営業収益純額	11,644	(306)	-	-	-	11,338
営業費用	(9,543)	-	-	-	(79)	(9,622)
Transform 達成費用	(569)	-	-	-	-	(569)
その他の収益	44	-	-	-	-	44
利益／(損失)	1,576	(306)	-	-	(79)	1,191

2013 年 6 月 30 日に終了した半期	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
保険金控除後の収益合計	15,071	86	-	-	-	15,157
信用に関する減損費用およびその他の 引当金繰入額	(1,631)	-	-	-	-	(1,631)
営業収益純額	13,440	86	-	-	-	13,526
営業費用	(9,141)	-	(1,350)	(650)	-	(11,141)
Transform 達成費用	(640)	-	-	-	-	(640)
その他の損失	(68)	-	-	-	-	(68)
利益／(損失)	3,591	86	(1,350)	(650)	-	1,677

¹ その他の収益/(損失)は関連会社や合併会社の税引後配分、子会社、関連会社、合併会社の売却に伴う利益もしくは損失、合併によって生じた利益などがあります。

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

以下は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移である。
なお、以下の情報は、2014年3月5日に公表されたパークレイズ・バンク・ピーエルシーの2013年度年次報告書（アニュアル・レポート）からの抜粋である。

1. 事業内容の概要

UKリテール・アンド・ビジネス・バンキング

UKリテール・アンド・ビジネス・バンキング（「UK RBB」）は、当座預金、貯蓄預金商品及びウルウィッチブランドのモーゲージを提供する英国における有数の大手銀行である。UK RBBはまた、無担保ローン、一般保険、バンキング及び送金サービスを中小企業に提供している。

ヨーロッパ・リテール・アンド・ビジネス・バンキング

ヨーロッパ・リテール・アンド・ビジネス・バンキングは、スペイン、イタリア、ポルトガル及びフランスにおいてリテール・サービスを提供し、また様々な販売網を通じて中小企業に事業者向け貸付を提供している。

アフリカ・リテール・アンド・ビジネス・バンキング

アフリカ・リテール・アンド・ビジネス・バンキングは、アフリカ及びインド洋地域でリテール・サービスを提供している。

パークレイカード

パークレイカードは、消費者及び法人顧客に対し、クレジットカード及び消費者向け貸付を含む国際的な決済サービスを提供している。

インベストメント・バンク

パークレイズのインベストメント・バンク部門は、大企業、各国政府及び機関投資家顧客に対し戦略的アドバイス、資金調達及びリスク管理のニーズに応じたあらゆる分野のソリューションを提供している。

コーポレート・バンキング

コーポレート・バンキングは、英国及び世界各地で、大企業、金融機関及び多国籍企業を対象に総合的なバンキング・ソリューションを提供している。

ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント

ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメントは、世界各国のプライベート顧客及び金融仲介業を営む顧客に焦点を合わせ、インターナショナル・バンキング及びプライベート・バンキング、投資運用、信託業務、並びに委託売買業務を提供している。

本社及びその他の事業

本社及びその他の事業は、本社及び本部サポート機能、移行事業及び連結調整から構成されている。

2. 主要な経営指標等の推移

別紙に記載。

(別紙)

過去5年間の主要な経営指標

【主要な経営指標等の推移】

2009年度、2010年度、2011年度、2012年度及び2013年度の主要な経営指標（IFRSに基づく）
パークレイズ・バンク・ピーエルシー

	当グループ				
	2013年 (百万ポンド)	2012年 (百万ポンド)	2011年 (百万ポンド)	2010年 (百万ポンド)	2009年 (百万ポンド)
損益計算書からの抜粋データ（注1）（注2）					
保険金控除後の収益合計	27,954	24,857	32,382	31,450	29,094
税引前利益	2,885	650	5,974	6,079	4,559
税引後利益	1,308	33	4,046	4,563	10,289
貸借対照表からの抜粋データ（注2）					
非支配持分を除く株主資本合計	61,009	57,067	62,078	59,174	55,925
資産合計	1,312,840	1,488,761	1,563,402	1,490,038	1,379,148
キャッシュフロー計算書からの抜粋データ（注2）					
営業活動からのキャッシュ純額	(25,514)	(15,121)	28,868	17,722	41,421
投資活動からのキャッシュ純額	(22,655)	(6,718)	(1,912)	(5,627)	12,260
財務活動からのキャッシュ純額	6,260	(1,923)	(5,750)	1,123	(610)
現金及び現金同等物一期末現在	80,185	121,896	149,673	131,400	114,340
その他					
当期包括（損失）／利益合計（注2）	(3,279)	(1,292)	4,840	4,500	10,836
平均従業員数（注3）	140,300	143,700	149,700	151,300	153,800

(続き)

	当行				
	2013年	2012年	2011年	2010年	2009年
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
損益計算書からの抜粋データ（注１）（注２）					
保険金控除後の収益合計					
税引前利益					
税引後利益					
貸借対照表からの抜粋データ（注２）					
非支配持分を除く株主資本合計	52,978	45,300	50,759	50,045	47,831
資産合計	1,345,833	1,513,246	1,602,603	1,536,290	1,399,428
キャッシュフロー計算書からの抜粋データ（注２）					
営業活動からのキャッシュ純額	(26,564)	(4,256)	26,250	13,075	26,953
投資活動からのキャッシュ純額	(24,424)	(9,286)	(475)	(5,422)	24,287
財務活動からのキャッシュ純額	6,650	(4,264)	(4,215)	1,942	(533)
現金及び現金同等物一期末現在	64,810	107,664	128,572	109,009	96,357
その他					
当期包括（損失）／利益合計（注２）					
平均従業員数（注３）					

(注1) 2006年会社法第408条(3)に基づき、2009年度、2010年度、2011年度、2012年度及び2013年度について親会社の損益計算書は表示されていない。

(注2) 2012年度の比較数値は、IFRS第10号「連結財務諸表」及びIAS第19号「従業員給付」(2011年改訂)の適用を反映するために修正再表示されている。2011年度、2010年度及び2009年度の比較数値については、修正再表示した数値がパークレイズ・バンク・ピーエルシーの2013年度年次報告書において開示されていない。上表に掲載されている2011年度、2010年度及び2009年度の比較数値は、2013年6月28日に関東財務局長に提出したパークレイズ・バンク・ピーエルシーの有価証券報告書において開示されたものであり、修正再表示されていない。

(注3) 当行の従業員数は不明である。従業員数については、当グループの従業員数を参照のこと。

無登録格付に関する説明書

(ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（<http://www.moodys.co.jp>）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下、「ムーディーズ」という。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、平成26年4月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

以 上

無登録格付に関する説明書 (スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービスズ)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービスズ

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.standardandpoors.co.jp>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>）に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービスズ（以下「レーティングズ・サービスズ」）の信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

レーティングズ・サービスズは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、レーティングズ・サービスズは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デューデリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、平成26年4月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

以 上

早期償還条項付ノックイン型日経平均株価連動デジタルクーポン 円建債券

商品内容確認書

特殊なリスクを内包する債券のご提供にあたり、ご認識いただくリスクおよびご留意事項について、正しくご理解いただいていることを確認させていただく書面です。

本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

■ 投資経験について

本債券は、通常の債券に比べ複雑な商品性を有しております。本債券の商品性を理解する投資経験をお持ちであること。

■ リスクについて

信用リスク

本債券の発行者の経営・財務状況の悪化やそれらに関する外部評価の低下等により、投資元本を割り込み、損失が生じるおそれがあること。

価格変動リスク

償還前の本債券の価格は、金利および日経平均株価の変動等の影響を受けるため、償還前に売却する場合には投資元本を割り込み、損失が生じるおそれがあること。また、市場環境の変化により流動性(換金性)が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があること。

早期償還リスク

本債券は、一定の条件が満たされた場合、いずれかの早期償還日に本債券の額面でそのすべてについて償還され、当該償還の日から後のかかる満期償還日前の償還がなされなければ受領するはずであった利息を受領することができなくなる場合があること。さらに、かかる満期償還日前の償還の時点で一般実勢レートで再投資した場合に、かかる満期償還日前の償還がなされない場合に得られる本債券の利息と同等の利回りを得られない可能性があること。

流動性リスク

流動性や市場性が乏しいものについては、償還前の売却が困難であり、このことが売却価格に悪影響を及ぼすおそれがあること。

元本リスク

本債券は、早期償還した場合を除き、所定の観察期間中において、日経平均株価終値が所定のロックイン価格と同額かまたはそれを下回った場合には、満期償還額が日経平均株価終値に連動するため、結果として投資元本を割り込み、お客様に損失(元本欠損)が生じるおそれがあること。

利率変動リスク

本債券の利率は、初回利払日に支払われる利息については固定利率が適用されますが、次回利払日以降に支払われる利息については、利率判定日における日経平均株価の水準により適用される利率が変動すること。

想定損失について

本債券は、日経平均株価の変動に連動して利金および償還金のお受取金額が変動する仕組みを組み入れております。「満期償還時の想定損失額」および「中途売却時の想定損失額」について確認・理解し、特に以下に掲げる事項について、十分に理解したこと。

- ① 本商品に影響を与える主要な金融指標等の水準の推移等から想定される損失額
- ② 想定した前提と異なる状況になった場合、更に損失が拡大する可能性があること
- ③ 本商品を中途売却する場合の売却額（中途売却価格）の内容
- ④ 実際に本商品を中途売却する場合には、試算した売却額より下回る可能性があること

■ 商品内容のご理解について

本取引に関し、対象となる金融指標等を含む基本的な仕組みやリスクについて、十分に理解したこと。

■ 資産運用に対する考え方について

本取引により想定される損失額（中途売却した場合の中途売却価格を含む。）を踏まえ、許容できる損失額及び資産の状況への影響に照らして、取引できる契約内容であること。

以上